

静岡県福祉のまちづくり 条例に関する事務の手引

逐条解説

令和5年4月

静岡県健康福祉部地域福祉課
静岡県くらし・環境部建築確認検査室

目 次

I 静岡県福祉のまちづくり条例の概要

1 条例の構成	1
2 条例の要旨	2
3 条例の対象施設（公共的施設等）一覧	4
4 条例の届出手続等の概要	5
5 条例の届出等手続フロー図	6

II 静岡県福祉のまちづくり条例の解説

前文	7
----	---

第1章 総則

第1条（目的）	9
第2条（定義）	10
第3条（県の責務）	12
第4条（市町の責務）	13
第5条（事業者の責務）	14
第6条（県民の責務）	15
第7条（福祉のまちづくりの総合的推進）	16

第2章 福祉のまちづくりに関する施策

第8条（施策の基本方針）	17
第9条（広報及び情報の提供等）	18
第10条（教育の充実）	19
第11条（交流・ふれあいの促進）	20
第12条（ボランティア活動の促進）	21
第13条（財政上の措置）	22

第3章 公共的施設等の整備

第1節 公共的施設の実備

第14条（整備基準）	23
第15条（公共的施設の実備）	25
第16条（指導及び助言）	28
第17条（既存施設の実備）	29
第18条（適合証の交付）	31
第19条（維持保全等）	33

第2節 特定公共的施設の実備

第20条（新築等の届出）	34
--------------	----

第21条（指示）	37
第22条（報告の徴収及び立入調査）	38
第23条（勧告）	39
第24条（公表）	40
第3節 公共的施設以外の施設等の整備	
第25条（公共車両等の整備）	41
第26条（公共工作物の整備）	42
第27条（住宅の整備）	43
第4章 雑則	
第28条（国等に関する特例）	44
第29条（規則への委任）	45
附 則	46

Ⅲ 公共的施設及び特定公共的施設の解説

公共的施設及び特定公共的施設の解説	47
規則別表第1の解説	51
1 建築物	51
(1) 社会福祉施設	51
(2) 医療施設	53
(3) 官公庁施設	53
(4) 教育施設	54
(5) 文化施設	55
(6) 削除	
(7) 宿泊施設	55
(8) 娯楽施設	56
(9) 集会施設	56
(10) 展示施設	57
(11) スポーツ及びレクリエーション施設	57
(12) 環境衛生施設	58
(13) 公益事業を営む店舗等	59
(14) 金融機関の店舗	60
(15) 物品販売業を営む店舗	61
(16) 飲食店等	61
(17) サービス業を営む店舗	61
(18) 自動車車庫	62
(19) 自動車教習所等	62
(20) 複合施設	62
(21) 共同住宅等	63

(22)地下街等	6 3
(23)事務所	6 4
(24)工場	6 4
2 公共交通機関の施設のうち建築物以外の施設	6 5
3 道路	6 5
4 公園等	6 6
5 建築物以外の路外駐車場	6 7

IV 整備基準の解説

1 整備基準の解説	6 8
2 公共的施設整備基準一覧	6 9
3 整備箇所の解説図	7 0
4 通路、出入口、階段に係る寸法の基本的な考え方	7 1
5 各公共的施設における不特定かつ多数の者が利用する部分の考え方	7 2

規則別表第2の解説

1 建築物に関する整備基準	7 3
(1) 廊下その他これに類するもの	7 3
(2) 階段（その踊場を含む。）	7 4
(3) 傾斜路	7 5
(4) 便所	7 6
(5) 敷地内の道路	7 7
(6) 駐車場	7 8
(7) 障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路	7 9
(8) 案内設備までの経路	8 4
(9) レジ通路及び公共的施設の改札口	8 6
2 公共交通機関の施設のうち建築物以外の施設に関する整備基準	8 7
3 道路に関する整備基準	9 4
4 公園等に関する整備基準	9 5
5 建築物以外の路外駐車場に関する整備基準	9 7

V 条例・規則、適合証

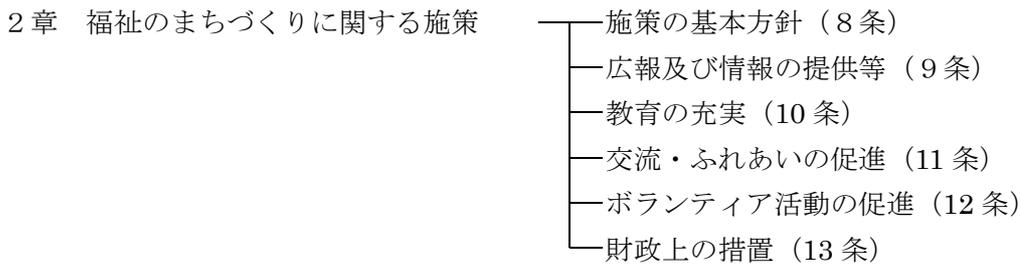
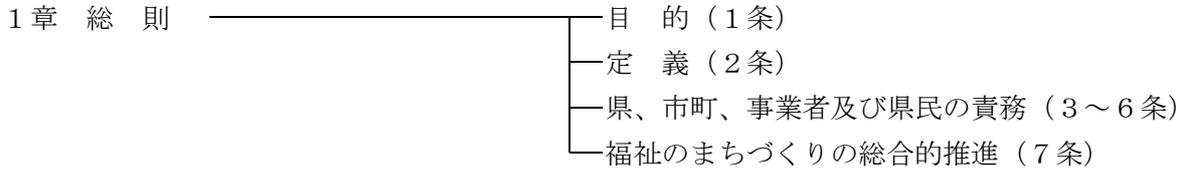
1 静岡県福祉のまちづくり条例	9 8
(1) 同条例	9 8
(2) 同施行規則	1 0 3
2 適合証交付制度のあらまし	1 4 3
3 適合証マーク	1 4 4

(注) 文中の「条例」は静岡県福祉のまちづくり条例（平成7年静岡県条例第44号）を、「規則」は静岡県福祉のまちづくり条例施行規則（平成8年静岡県規則第1号）を、「バリアフリー法」は「高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」をそれぞれ指す。

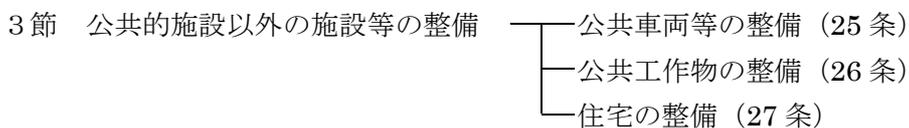
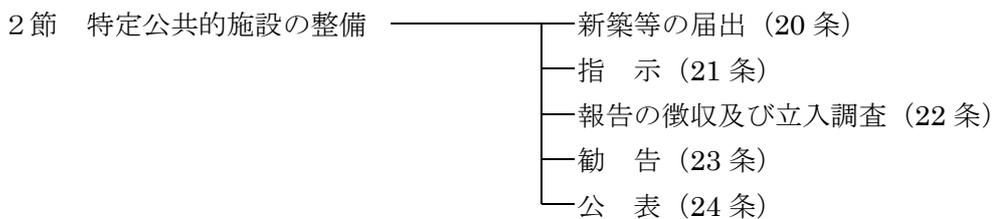
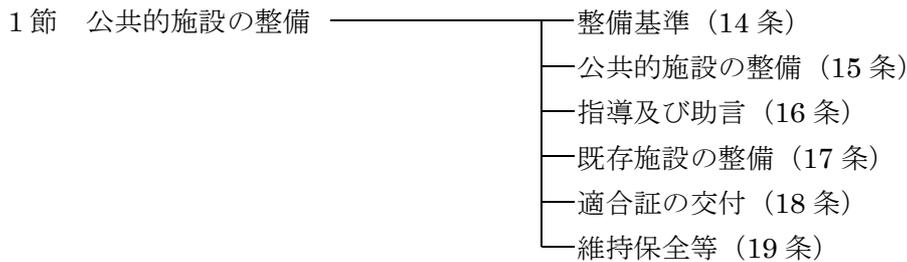
I 静岡県福祉のまちづくり条例の概要

1 静岡県福祉のまちづくり条例の構成

前 文



3章 公共的施設等の整備



附 則

2 静岡県福祉のまちづくり条例の要旨

公布年月日：平成7年10月18日

施行年月日：平成8年4月1日

前 文

県民の一人ひとりが思いやりの心を持ってお互いを尊重しあい、障害者、高齢者等を含むだれもが自らの意思で自由に行動し、あらゆる施設を安全かつ円滑に利用することができる「だれもが住みよい福祉のまちづくり」を県民が一体となって推進する。

総 則（第1条～第7条）

<目 的>

県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的に実施し、県民の福祉の増進に資する。

<定 義>

- ①「障害者、高齢者等」：障害者、高齢者その他の者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者
- ②「公共的施設」：社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、教育施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、店舗、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるもの

<責 務>

- ① 県の責務
 - ・福祉のまちづくりに関する総合的な施策の実施
- ② 市町の責務
 - ・地域の実情に応じた福祉のまちづくりに関する施策の実施
- ③ 事業者の責務
 - ・障害者、高齢者等が安全で円滑に利用できる施設の整備
 - ・県、市町の施策への協力
- ④ 県民の責務
 - ・福祉の学習活動、ボランティア活動等への積極的な参加
 - ・県、市町の施策への協力

<総合的推進>

- ・県、市町、事業者及び県民による一体的推進
- ・市街地再開発事業、土地区画整理事業等の機会をとらえた積極的推進

福祉のまちづくりに関する施策（第8条～第13条）

- ① 基本方針
 - ・県民意識の高揚
 - ・公共的施設等の整備促進
- ② 広報及び情報の提供等
- ③ 福祉教育の充実
- ④ 障害者等との交流・ふれあいの促進

- ⑤ ボランティア活動の促進
- ⑥ 必要な財政上の措置

公共的施設の整備（第14条～第19条）

- ① 整備基準への適合
 - ・公共的施設の整備基準を規定（出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場等に適用）
- ② 新築等の施設整備
 - ・公共的施設を新築等する場合は、整備基準への適合努力義務
 - ・知事は、整備基準に基づき指導・助言
- ③ 既存施設の整備
 - ・整備基準への適合状況を把握し、整備努力
 - ・知事は、整備基準に基づき必要な要請
- ④ 適合証の交付
 - ・整備基準に適合する施設への適合証の交付
- ⑤ 維持保全
 - ・整備基準適合施設の機能維持
 - ・障害者等の利用を妨げる行為の禁止

特定公共的施設の整備（第20条～第24条）

- ① 特定公共的施設
 - ・公共的施設のうち公共性の高い施設を指定
- ② 新築等の届出
 - ・新築等をする場合は、工事着手前に整備計画を知事に届出
 - ・知事は、届出者に対して「指導・助言」、「指示」、「報告の徴収」、「立入調査」等を実施
- ③ 勧告、公表
 - ・無届出者に対する「勧告」
 - ・勧告に従わないときの「公表」

公共的施設以外の施設等の整備（第25条～第27条）

- ① 公共車両等の整備
 - ・安全で円滑に利用できる鉄道車両、バス、タクシー等の整備
- ② 公共工作物の整備
 - ・安全で円滑に利用できる交通信号機、案内標識、バス停留所等の整備
- ③ 住宅の整備
 - ・安全で円滑に利用できる住宅の整備、供給

雑 則（第28条～第29条）

- ・国、県、市町等は、新築等の届出義務など一部規定を適用除外
- ・規則への委任

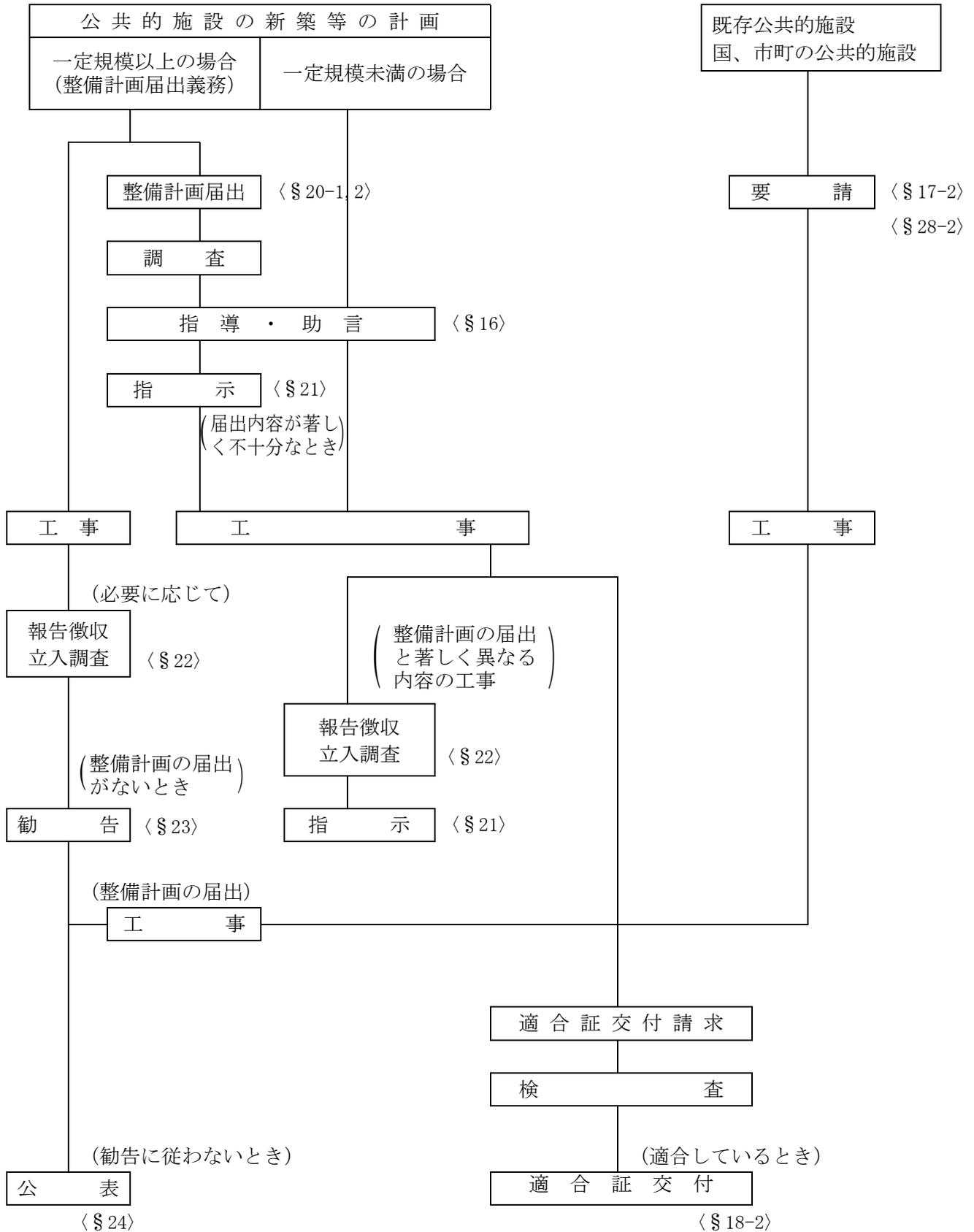
3 条例の対象施設一覧表

公共的施設（整備が必要な施設）		特定公共的施設 (届出が必要な施設)	
建築物	社会福祉施設	老人福祉施設、児童福祉施設その他これらに類するもの	全てのもの
	医療施設	病院、診療所、助産所	300㎡以上
	官公庁施設	国、地方公共団体等の施設で不特定かつ多数の者の利用に供するもの	全てのもの
	教育施設	学校（学校教育法第1条に規定する学校）	全てのもの
		専修学校、各種学校その他これらに類する施設	500㎡以上
	文化施設	図書館、美術館、博物館その他これらに類する施設	全てのもの
	宿泊施設	ホテル、旅館、簡易宿所	500㎡以上
	娯楽施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場等の興業場	500㎡以上
		マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター、カオホックスその他これらに類する遊戯施設	
	集会施設	集会場、公会堂その他これらに類する集会施設	全てのもの
	展示施設	展示場	1,000㎡以上
	スポーツ及びレクリエーション施設	体育館、ホウリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、ダンスホールその他これらに類する施設	1,000㎡以上
	環境衛生施設	公衆浴場	500㎡以上
		公衆便所、火葬場	全てのもの
	公益事業を営む店舗等	電気、電気通信、ガス等の公益事業を営む店舗	300㎡以上
		社会福祉協議会、商工会議所その他の公共的団体の事務所	
	金融機関等の店舗	銀行、信用金庫、証券会社等の金融機関の店舗	300㎡以上
	物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	500㎡以上
	飲食店等	飲食店、喫茶店、料理店、その他これらに類するもの	500㎡以上
	サービス業を営む店舗等	郵便局、簡易郵便局	全てのもの
		理髪店、クリーニング取次店、質屋、旅行代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗	500㎡以上
自動車車庫	一般公共の用に供される自動車車庫（機械式駐車場を除く）	500㎡以上	
自動車教習所等	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	500㎡以上	
複合施設	複合施設	1,000㎡以上	
共同住宅等	共同住宅(1棟あたりの戸数が51戸以上のもの)等	全てのもの	
地下街等	地下街等	全てのもの	
事務所	事務所の用に供するもの	2,000㎡以上	
工場	工場の用に供するもの	2,000㎡以上	
建築物以外	公共交通機関の施設	駅舎、バスターミナル、空港、港湾の旅客施設（建築物以外のもの）	全てのもの
	道路	道路（道路法の道路）	全てのもの
	公園等	都市公園、児童遊園、港湾緑地、動物園、植物園	全てのもの
		上記施設に類する公園、遊園地等（敷地面積が2,500㎡以上のもの）	全てのもの
路外駐車場	駐車場法の駐車場（建築物以外のもの）	500㎡以上	

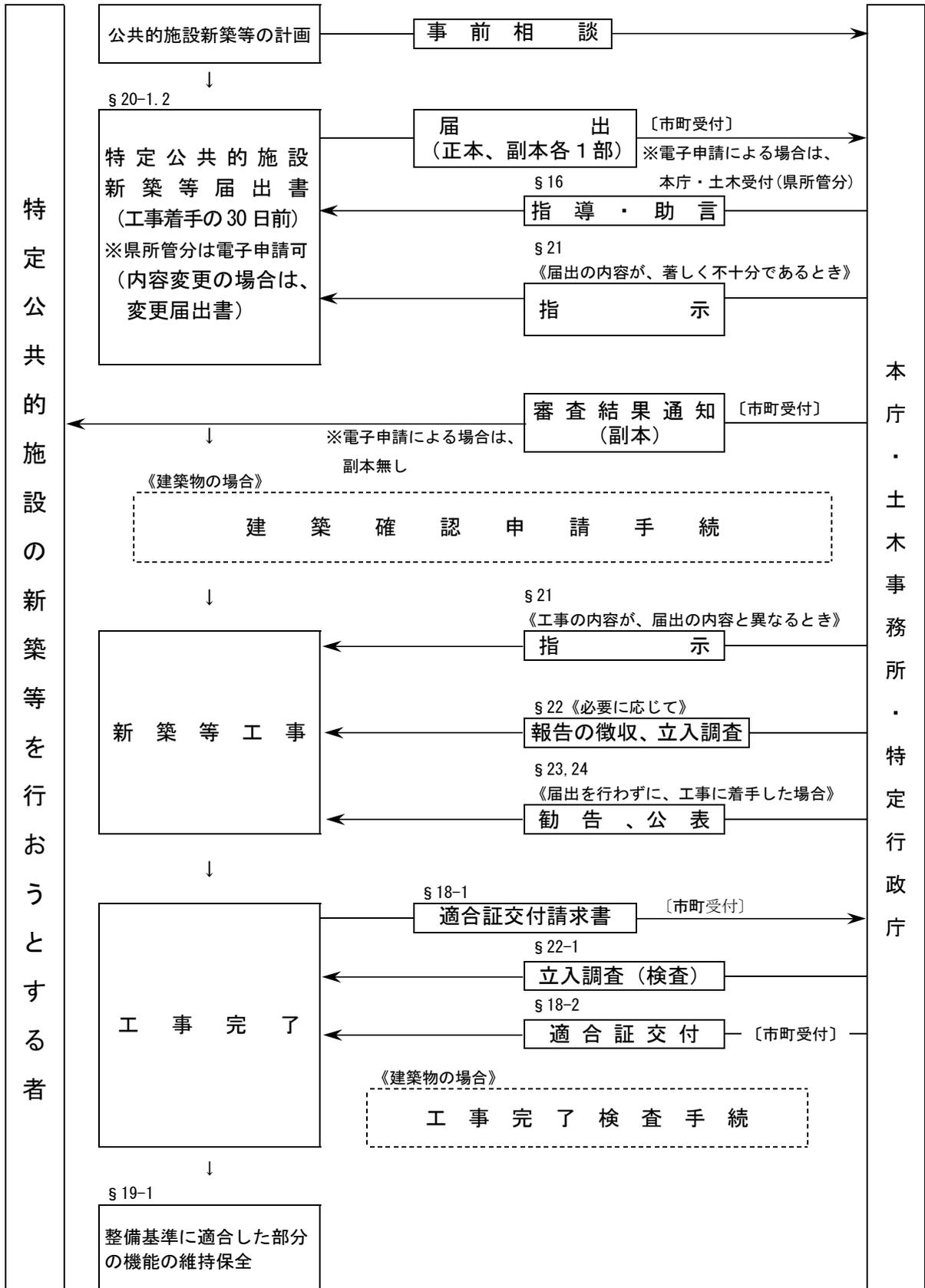
※以下の施設は届出義務の対象外

- ・バリアフリー法第8条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第13条第1項又は第14条第1項の規定の適用を受ける公共的施設(例：床面積の合計が2,000㎡以上の特別特定建築物等)〈規則第4条、6条〉
- ・国、県、市町等が新築等しようとする場合の特定公共的施設〈条例第28条第1項〉

4 条例の規定による届出手続等の概要



5 条例に基づく届出等の手続のフロー図



II 静岡県福祉のまちづくり条例の解説

静岡県福祉のまちづくり条例逐条解説

前文

すべての人が個人として尊重され、等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、様々な交流やふれあいの中で生きがいを持って生活することができる社会の実現は、私たちすべての願いである。

こうした社会を実現するためには、県民一人ひとりが思いやりの心を持ってお互いを尊重しあい、障害者、高齢者等を含むだれもが自らの意思で自由に行動し、あらゆる施設を安全かつ円滑に利用することができるだれもが住みよい福祉のまちづくりを推進していくことが必要である。

ここに、私たちは、共に力を合わせ、一体となって福祉のまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

《趣 旨》

本条例の前文は、「福祉のまちづくり」の基本理念及びこの条例の制定趣旨を述べたものである。

障がい者、高齢者等も、健常者と同様に、社会の一員として尊重され、社会からのサービスを等しく享受し、社会参加できる社会をめざすノーマライゼーションの理念を基本に据え、障がい者、高齢者等の自立と社会経済活動への参加を促進し、県民が力を合わせ、一体となって福祉のまちづくりを推進することを宣言しており、本条例の各条項の解釈、運用にあたっては、この前文の精神を生かして行う必要がある。

障がい者や高齢者を含むすべての人が個人として尊重され基本的人権に基づく諸権利が等しく保障されることは、憲法あるいは障がい者基本法の内容から当然必要であるが、現実には、障がい者、高齢者等は、日常生活や社会生活において各種の制限を受けている状況にある。

福祉のまちづくりとは、障がい者や高齢者等が日常生活や社会生活において各種の制限を受けている状況について、その障壁となっている原因を取り除き、障がい者や高齢者等を含む全ての人が自らの意思で自由に行動し、主体的に社会生活することのできるまちづくりを推進するための取組みといえる。

なお、ここでの主体は「障がい者、高齢者等を含むだれもが」であり、単に障がい者、高齢者等に限らないことに留意しなければならない。このことの意味は、第1章以下がその対象を障がい者、高齢者等に基本的に限定しているのとは異なり、本条例はまず根源的に、あらゆる県民の利用に配慮した福祉のまちづくりを目指し、第二義的に障がい者、高齢者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者について、具体的な公共的施設の整備等を推進しようとするものである。

本条例に前文を設けることとした理由は、福祉のまちづくりの基本理念及び条例の制定趣旨及び県民の責務と決意を前文に謳うことにより、福祉のまちづくりの基本理念を

県民に明らかにするとともに、県民総参加のもとに着実に福祉のまちづくりを推進していこうとするためである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、福祉のまちづくりを推進するため、県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的に実施し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

《趣 旨》

本条は、条例自体の目的を明らかにしたものであり、具体的には県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにし、県の基本方針を定めて、この基本方針に基づく施策を総合的に実施していくことを明らかにしている。

特に県民の責務を入れたのは、福祉のまちづくりは特定の者が実施するものではなく全ての県民が自分自身の問題としてとらえ、それぞれが自分のできるところから努力して実施することにより、初めて実現できるからである。

なお、条例の制定理由や基本理念に相当する部分は前文で規定しているため、第1条では条例の目的の基本的事項のみを規定している。

具体的には、第3条から第6条で「県、市町、事業者及び県民の責務」を、第8条で「県の基本方針」を定めている。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者、高齢者等 障害者、高齢者その他の者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものをいう。
- (2) 公共的施設 社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、教育施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、店舗、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

《趣旨》

本条は、条例全体にかかる基本的かつ重要な語句について用語の定義を規定したものである。

(第1号関係)

冒頭で「すべての人に」としながら、ここで「障がい者、高齢者等」を特記しているのは、障がい者や高齢者等が日常生活や社会生活において最も各種制限を受けており、また現在の施設等の状況が特に障がい者や高齢者等にとって利用しにくいものとなっており、障がい者や高齢者等の安全かつ円滑な利用に配慮したまちづくりを進めることが、同時に健常者をはじめとするすべての人にとっても使いやすいまちづくりに通じるといふ蓋然性が高いことによるものである。

(第2号関係)

「公共的施設」とは、例示されているような「不特定かつ多数の者の利用に供する施設」のことであり、具体的には規則第2条の別表第1に規定しており、詳細については別途「公共的施設及び特定公共的施設の解説」において説明する。

公共的施設の「公共」とは「公共の場」等と同様の広い概念で使用されており、「不特定かつ多数の者が自由に入出ることができる施設」というような意味で使用されており、国や地方公共団体の施設に限定するものではない。

<解釈>

- ・「その他の者」には、乳幼児、妊産婦、怪我人等が当てはまる。
- ・「身体の機能上の制限」については、バリアフリー法と同じく身体の機能上の制限を受ける者を対象とする考えに基づく規定である。
- ・「店舗」とは、障がい者、高齢者等の日常生活において重要な施設であり、物販施設の店舗、金融機関の店舗、公益事業の店舗、飲食施設の店舗等を含めて総称する言葉として使用されている。
- ・「公共交通機関の施設」とは、建築物である駅舎等のほかに、プラットホームや改札口、跨線橋等を含むものである。

規則

(公共的施設)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める施設は、別表第1の左欄に掲げる施設(建築基準法(昭和25年法律第201号)第3条第1項に規定する建築物及び文化財保護法(昭和25年法律第214号)第143条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第6号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。)とする。

別表第1については、後述の「公共的施設及び特定公共的施設の解説」のとおりである。

(県の責務)

第3条 県は、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を実施する責務を有する。

《趣 旨》

本条は、福祉のまちづくりに関する県の責務を明確にするものであり、県は、市町の区域を越えた広域的な対応や福祉のまちづくりに関する総合的な施策を実施することになる。なお、具体的な施策については、第2章において施策の基本事項を明確にしている。

(市町の責務)

第4条 市町は、県の施策と相まって、当該地域の実情に応じて、福祉のまちづくりに関する施策を実施する責務を有する。

《趣 旨》

本条は、福祉のまちづくりに関する市町の責務を明確にするものである。

まちづくりの主体は市町であるのが基本であり、その市町の区域の状況、地域の特性を生かし、住民に最も身近な行政主体である市町が、地域の実情に応じて、それぞれの地域住民の意向を反映した自主的、主体的なまちづくりに取り組むことが重要である。

ここでは、「福祉のまちづくり」に関する市町の責務を明確にし、市町が地域の実情や障がい者、高齢者等のニーズに応じ、住民と一体となって必要な施策を推進するよう定められたものである。

なお、本条例施行前から、開発指導要綱等により福祉のまちづくりに先駆的に取り組んできた市町もあるが、これらの要綱が本条例の整備基準等を上回る内容の場合にあっては、条例による指導助言等とは別に、その上回る部分については市町が独自の行政指導を行っていくことになる。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業の用に供する施設等を障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう、その整備に努めるとともに、県及び市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

《趣 旨》

本条では、事業者の責務を明らかにしており、福祉的配慮による施設等の整備は、その設置者等が自らの責任をもって取り組むよう努めるべきであることを明文化するとともに、県及び市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策への協力について規定している。

本条の「事業者」とは、一般的な用語としての事業者であり、施設等を設置して事業を営む主体を指すものであり、いわゆる民間事業者のみをさすものではなく、例えば、道路管理者としての国、県、市町も当然この「事業者」に含まれる。

また、本条の「事業者」は、公共的施設等の整備に係る者に限定される第3章の事業者よりも広い範囲まで含んでいる。

(県民の責務)

第6条 県民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、県民総参加による福祉のまちづくりを推進するため、自ら進んで福祉の学習活動、障害者、高齢者等との交流活動、ボランティア活動等に積極的に参加するとともに、県及び市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

《趣 旨》

福祉のまちづくりを推進するためには、県、市町、事業者及び県民が一体となって取り組むことが重要であることから、本条では、福祉のまちづくりに関する県民の責務を明確にし、県民がまちづくりの主役であるとの考えのもと、自ら進んで福祉の学習活動、障がい者、高齢者等との交流活動、ボランティア活動等に積極的に参加するとともに、県及び市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力することを規定し、県民の自主的な活動を期待するとともに、県民の理解と協力により福祉のまちづくりを推進しようとするものである。

このように、福祉のまちづくりは、誰かがやってくれたものという観点ではなく、自分自身の問題でもあるという観点に立って全ての県民に努力を期待するものである。

(福祉のまちづくりの総合的推進)

第7条 県、市町、事業者及び県民は、それぞれの責務を自覚し、一体となって福祉のまちづくりの推進に努めるものとする。

2 県及び市町は、市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の事業が実施される機会をとらえて、福祉のまちづくりを積極的に推進するものとする。

《趣 旨》

本条第1項では、第3条から前条までにおいて各々の責務を定めた県、市町、事業者及び県民の四者が相互に連携して一体となって福祉のまちづくりを進めていく必要性を示したものである。

第2項では、新しい街がつくられる様々な機会を最大限に活用して面的な整備を積極的に行い、福祉のまちづくりを推進することを規定するものである。

第2章 福祉のまちづくりに関する施策

(施策の基本方針)

第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を実施するものとする。

- (1) すべての県民が福祉のまちづくりに主体的かつ積極的に取り組むよう県民意識の高揚を図る。
- (2) 障害者、高齢者等が自らの意思で自由に移動し、安全かつ円滑に利用できるよう公共的施設等の整備を促進する。

《趣 旨》

本章は、第1章の総則（特に第3条）を受けて、福祉のまちづくりに関する具体的な県の施策を規定するものである。具体的には県としての施策の基本方針、広報及び情報の提供等、教育の充実、交流・ふれあいの促進、ボランティア活動の促進及び財政上の措置について定めており、本条は、その冒頭にあつて、県の福祉のまちづくりに関する施策の基本方針として、(1) 県民意識の高揚（ソフト面）、(2) 公共的施設等の整備促進（ハード面）の二つを挙げて、ソフト、ハード両面から施策を推進することを基本方針として明らかにするものである。

(広報及び情報の提供等)

第9条 県は、福祉のまちづくりに関する事業者及び県民の理解を深め、自主的な活動を促進するため、必要な広報及び情報の提供を行うものとする。

2 県は、市町、事業者及び県民に対し、福祉のまちづくりに関する技術的指導その他必要な措置を講ずるものとする。

《趣 旨》

福祉のまちづくりを進めるためには、ハード面の整備とともに、県民すべてが福祉のまちづくりについての理解を深め、福祉のまちづくりに自ら参加していくようなソフト面の施策の推進が重要である。

このため、第9条（本条）から第12条では、ソフト面の施策のうち特に主要なものである、広報及び情報の提供等（第9条）、教育の充実（第10条）、交流・ふれあいの促進（第11条）、ボランティア活動の促進（第12条）について規定している。

本条第1号では、広く県民に対して福祉のまちづくりに関する広報及び情報の提供を行うこと、第2号では、市町、事業者及び県民に対する福祉のまちづくりに関する技術的指導やその他の必要な措置を講ずることについて規定している。

第1号が、広く県民に対する福祉のまちづくりに関する一般的な情報の提供を定めているのに対して、第2号は、より技術的・専門的な情報の提供や技術的指導について定めるものであり、その主な対象は、建築士等の技術者や事業者あるいは、高齢者、障がい者等である。

(教育の充実)

第10条 県は、障害者、高齢者等に対する県民の理解を深め、思いやりのある心をはぐくむための教育の充実に努めるものとする。

《趣 旨》

まちづくりは人が行うものであり、「福祉の心づくり」は、福祉のまちづくりの基本の問題である。街で困っている人に対して声を掛け、援助の手を差し伸べるなどの行為が自然にできる思いやりの心を育てるためには、子どもの頃から障がい者、高齢者等と接する機会をつくり、これらの人を知ることが何より大切である。こうした考え方に立って、障がい者、高齢者等との交流や福祉体験などの福祉教育の充実に努めることを規定するものである。

また、障がい者、高齢者等を身近な問題として捉えられるように、生涯学習体系の中に福祉課題を導入し学習活動を展開することが大切であり、社会教育活動においても、社会人が障がい者、高齢者等と共に活動し学ぶことのできる機会の提供に努めることが大切である。

具体的には、小・中・高校等の児童・生徒を対象に、福祉のまちづくりの必要性等に対する教育を行ったり、社会人等に対しても、広く社会教育の場を捉えて、これの実施に努めるものである。

(交流・ふれあいの促進)

第 11 条 県は、地域社会における障害者、高齢者等との交流・ふれあいの機会の提供及び充実に努めるものとする。

《趣 旨》

第 10 条で述べたのと同じように、障がい者、高齢者等と接する機会をつくり、これらの人を知ることが何より大切である。こうした考え方に立って、本条では地域社会において障がい者、高齢者等との交流・ふれあいの機会の提供及び充実に努めるものと規定されている。

本条の文面からは、障がい者、高齢者等と交流・ふれあいを行う主体が明らかにされていないが、これは当然のことながら障がい者、高齢者等以外の県民を示すものである。

なお、「交流・ふれあい」については、「交流」と「ふれあい」を別けて考えることも可能であるが、その中間部分が曖昧であり、区別が明確でないことから、「交流・ふれあい」として一体として表現されている。

(ボランティア活動の促進)

第12条 県は、県民が障害者、高齢者等の福祉に関するボランティア活動を実践できるように必要な施策の推進に努めるものとする。

《趣 旨》

ノーマライゼーションの理念を地域社会において実現していくために、障がい者や高齢者等を受け入れて支えていくボランティアなど地域住民の参加による支援組織の育成や介護者の組織化を図るとともに、ボランティアとしてまちづくりに参加、協力していく活動に対し、行政として側面から支援に努めていく必要がある。また、ボランティアが相互に連携できるように必要な情報の提供を行うなど、ボランティアのネットワークを育てていく必要がある。

こうしたことから、本条は、県民がボランティア活動への参加を希望する場合に参加しやすいようにボランティア活動の情報提供や研修機会の充実等に努めるものとして規定されたものである。

(財政上の措置)

第13条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

《趣 旨》

本条は、県として、福祉のまちづくりを推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを規定したものである。

第3章 公共的施設等の整備

第1節 公共的施設の実備

(整備基準)

第14条 知事は、障害者、高齢者等が公共的施設を安全かつ円滑に利用できるものとするため、公共的施設のうち不特定かつ多数の者の利用に供する出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場その他必要と認める部分の構造及び設備の整備に関し必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、公共的施設の区分に応じ、規則で定める。

《趣旨》

第3章においては、公共的施設等の具体的な整備について定めており、第1節では公共的施設、第2節では特定公共的施設、第3節では公共的施設以外の施設等について規定している。

本条は、公共的施設の整備について、障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるものとするために必要な基準（整備基準）を規則で定めることを規定している。具体的な整備基準は、規則別表第2で詳細に定めている。

整備基準による整備の対象となる範囲については、公共的施設の全体ではなく、「公共的施設のうち不特定かつ多数の者の利用に供する出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場その他必要と認める部分」として規定している。これは、公共的施設の整備の考え方が、不特定かつ多数の者の利用に供する部分のみを対象とし、公共的施設の中でも不特定かつ多数の者の利用に供しない部分、つまり、従業員等の特定の者のみが利用する部分は対象としていないことを示している。

なお、整備基準の内容は規則で定めているが、事業者が第15条による努力義務として十分履行可能であり、事業者にとってレベル的に過度の負担とならない範囲で設定するよう配慮している。具体的には、建築物については、バリアフリー法の建築物移動等円滑化基準を基本とし、公共交通機関の施設、道路、公園、路外駐車場については、既に示されている国のガイドライン等との整合に配慮している。

また、整備基準による整備の対象となる部分の例示として「廊下、階段、傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、利用円滑化経路、室内設備までの経路」としたのは、旧ハートビル法の特定施設と同じ表現に統一することにより、現場の混乱をまねかないよう配慮したためである。なお、ここでの例示を建築物に係るものに限定した理由は、公共的施設のうち道路、公園等は地方公共団体等による整備が一般的であるのに対して、建築物は、民間（県民の負担の掛かる部分）による整備が多くを占めることから、その整備箇所（出入口、廊下等）を例示することとしたものである。

(第2項関係)

整備基準の内容については、規則別表第2に定められている。

規則

(整備基準)

第3条 条例第14条第2項の規程で定める整備基準は、別表第2のとおりとする。

別表第2については、後述の「整備基準の解説」のとおりである。

(公共的施設の整備)

第 15 条 公共的施設の新築若しくは新設又は整備基準に係る部分の増築、改築、用途の変更（施設の用途を変更して公共的施設としようとする場合に限る。）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 14 号の大規模の修繕若しくは同条第 15 号の大規模の模様替え（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該新築等に係る部分を整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

ただし、整備基準に適合させる場合と同等以上に安全かつ円滑に利用することができる場合又は地形若しくは敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない理由により整備基準に適合させることが困難である場合は、この限りでない。

2 公共的施設の新築等をしようとする者は、前項本文の措置を講ずるに当たっては、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該新築等に係る部分の整備基準への適合状況の把握に努めなければならない。

《趣 旨》

本条では、公共的施設の新築等をしようとする者に対し、整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないことを規定している。

前文で謳う「高齢者、障がい者等を含むだれもが自らの意思で自由に行動し、あらゆる施設を安全かつ円滑に利用できるように」という趣旨からすれば、日常生活において不特定多数の者が利用する施設については、規模にかかわらず整備基準に適合させるために必要な措置を講ずる必要があり、こうした考えのもとに「公共的施設」が定められている。

先進県では、一定規模以上の公共的施設のみを努力義務又は遵守義務の対象としているものが見られるが、一定規模以上の施設に限定すると、それ以下の施設の整備が図られなくなるおそれがあること、バリアフリー法においても義務化となった特別特定建築物以外は、面積規定を設けずに全ての施設を努力義務の対象としていることなどから、本条例においても用途面積の大小等に関係なく、バリアフリー法において義務化となった特別特定建築物以外の公共的施設について、整備基準に適合させるよう努めなければならないこととしている。

なお、本条において、一段強い義務である遵守義務規定（整備基準に適合させるために必要な措置を講じなければならない。）としないで、努力義務規定（講ずるよう努めなければならない。）としたのは、公共的施設の整備は、事業主や県民の理解と協力を得て推進するという基本的考え方から、遵守義務規定とせず努力義務規定とされたところである。

第 2 項において、規則で定めるところにより、あらかじめ、適合状況の把握に努めることと規定されているが、第 1 項で規定する整備基準への適合努力に当たっては、その前提として適合状況の把握は当然行われるところであり、敢えて別の項を設けて規定する必要はないとも考えられるが、新築等を行う場合に規則で定める「公共的施設整備

計画表(チェックリスト)」を活用して適合状況の把握に努めることを明記することにより、第20条の規定による届出のいない小規模建築物等の建築主や設計士等にも、問題意識を持ってもらうとともに、このチェックリストを積極的に活用していただくために敢えて規定したものである。

<解 釈>

(第1関係)

- ・「新築、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕、大規模の模様替え」とは、建築基準法における建築物の建築確認申請を必要とする種類の行為(移転を除く。)と同範囲である。

なお、建築基準法第2条の「移転」は、現状の構造のまま場所を移転するものであり、一般的に建築物の構造、設備に影響するものではないため条例の対象外とした。(実際には、移転に伴い敷地内の通路や駐車場等の整備が必要になる場合があるが、移転は建築物本体には影響ないため対象外とした。)

- ・「新設」とは、建築物以外の公共的施設を新たに築造することを言う。なお、建築物以外の公共的施設の改良は改築に含まれる。(たとえば、道路の場合は、新設又は改築(道法第12条)に該当する。)
- ・「用途の変更」とは、テナントビルとして建築されたものについて、その内装を変えて飲食店や病院等の公共的施設とする場合等にも対象とすることを明らかにする規定である。なお、ハートビル法においても、用途変更を対象としている。
- ・「整備基準に係る部分の増築、改築、……」とは、増築、改築等の場合、出入口、廊下、階段、昇降機、便所等の整備基準に係る部分を含む増築、改築等を対象とするのであり、整備基準に係らない部分のみの増築等、例えば居室のみの増築、改築等は対象としないことを明らかにする規定である。
- ・「整備基準に適合させる場合と同等以上に安全かつ円滑に利用することができる場合」とは、整備が必ずしも施されていなくても、代替措置等で障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用することができる場合をいい、例えば、規則別表第2に規定する昇降機に代えて、車椅子の運行に安全な踊り場を適切に設けた傾斜路を設置する場合、誘導用床材の敷設に代えて音声誘導装置を設置する場合、あるいは、エレベーター等の昇降機がなくても、1階部分で同様の用事が足せるように配慮する場合等が考えられる。
- ・「地形若しくは敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない理由」については、これらの適用があくまでも例外規定であり、運用に当たっては、その理由、内容を明確にし、慎重に対応する必要がある。したがって、これらの場合であっても、はじめから整備をあきらめてしまうことなく、代替措置を検討することにより、整備基準の適合に近づけていくことが可能であり、またその努力が求められるのである。例えば、勾配が多少急になっても傾斜路を設置することが、そのまま段差を残すよりは、障がい者、高齢者、介助者等にとってプラスとなることもあるので、設置場所の状況等も踏まえ十分に検討することも望ましい。

なお、本件に該当する場合を例示すれば、次のような場合が該当する。

- ア 敷地そのものが傾斜しており、道路から建築物に至る道路に規則別表第2に規定する傾斜路を設置することが困難な場合
- イ 用途変更により公共的施設となる場合において、既存の柱の位置を変えることができないため廊下の幅の基準に適合しない場合
- ウ 文化的価値や歴史的価値があるものについて、改善等を施すと著しく当該施設の存在意義を損なう場合のように公共的施設を整備基準に適合させることによって、公共的施設の本来の価値を著しく損なう場合
- エ 災害等により緊急に改修等を行う必要が生じた場合
- オ 仮設建築物

規則

(公共的施設整備計画表)

第4条 条例第15条第2項又は第17条第1項の規定による整備基準への適合状況の把握は、様式第1号による公共的施設整備計画表により行うものとする。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第13条第1項又は第14条第1項の規定の適用を受ける公共的施設(以下「法適用施設」という。)にあつては、この限りでない。

(指導及び助言)

第16条 知事は、前条第1項本文の措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共的施設の新築等をしようとする者に対し、当該公共的施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

《趣 旨》

本条は、知事は、新築等をしようとする事業者に対し、当該公共的施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができるとするものである。

本条は第2節（第20条以下）の事前届出対象施設である特定公共的施設だけでなく、公共的施設の全てについて知事が必要な指導及び助言を行うことが可能であることを示すものであり、これにより公共的施設の整備を推進しようとするものである。

また、条文の規定の仕方としては、「指導及び助言」の他に「指導又は助言」とする規定方法が考えられるが、指導と助言とをはっきり区別できない場合や、指導と助言を合わせて行う場合があること、バリアフリー法において「指導及び助言」と規定されていることなどを考慮して「指導及び助言」が採用されたところである。

(既存施設の整備)

第 17 条 この条例の施行の際現に存する公共的施設（以下「既存施設」という。）を所有し、又は管理する者は、当該既存施設について、整備基準への適合状況を把握するとともに、整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事は、整備基準に適合していない既存施設について、特に整備の必要があると認めるときは、当該既存施設を所有し、又は管理する者に対し、必要な要請を行うことができる。

《趣 旨》

第 15 条が公共的施設の「新築等」に際しての整備を規定するのに対し、本条では「既存施設」についての整備を規定している。

障がい者等の実際の利用を考えると、新設の施設よりも既存施設の方がはるかに対象が多いため、この既存施設の整備を進めることが重要な課題である。このため、バリアフリー法では既存施設を対象外としているが、本条例では既存施設の整備についても条例で規定し、福祉のまちづくりの推進を図ろうとするものである。

なお、本条においては「必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定しており、第 15 条の「必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」よりも緩やかな義務を課している。これは、既存施設が、法律不遑及の原則からも、また経済的な面や構造上からも直ちに改善整備が不可能であることから、福祉的配慮の整備を既存施設に義務付けることについて強制すべきものではなく、あくまでも、事業者の理解を得ながら出来るところから逐次改善を図っていくという基本的な考え方によるものであり、このようなことから新築等の整備と比較して少し弱い努力義務を課しているところである。

既存施設は「努めるものとする。」と規定し、義務のなかでも最も弱い表現をとっていることから、本条では第 15 条（新築等の整備）に規定されているような努力義務の免除規定は、この最も弱い努力義務をさらに緩和することになるので免除規定を設けないこととされたものである。

先進県では既存施設の所有者や管理者に施設の改善計画の提出を義務づけているものが見られるが、構造上改善が困難な場合や改善に多額の経費を要する場合は予想されることから、本条例では改善計画の提出を義務付けず、整備基準の適合状況を自主点検し整備に努める努力義務規定を設けることとされている。

また、既存施設については、条例の趣旨の理解を図り、改善が可能なところから整備を促進していくことが望ましいことから、新築施設の場合のような指導及び助言の規定は設けないが、既存施設についても、特に公共性の高い施設などで整備の必要があると認めるときには「必要な要請」ができることとされたものである。

具体的には利用客の多い駅舎や市町の公共施設等のような利用者の特に多い施設や公共性の特に高い施設について、その整備状況に照らして特に整備の必要性があると認める場合に、事業者等に改善を促すために知事が行うものである。

なお、実際に要請を行う場合には、公共的施設のうち原則として特定公共的施設に該

当する施設であることが要求される。

<解 釈>

- ・「既存施設」とは、この条例の施行の際現に存する公共的施設を既存施設として扱うものであり、本条例施行後に新築等を経て完成した後の建築物等は既存施設には該当しない。これらの完成後の建築物等は第 19 条 1 項の規定に基づき当該適合させた部分の機能の維持がなされることになるものであり、既存施設とは区別される。

なお、この条例の施行の際現に新築等の工事に着手している公共的施設は既存施設とみなすこととされている。(附則第 2 項)

(適合証の交付)

第 18 条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、知事に対し、公共的施設が整備基準に適合していることを証する証票（次項において「適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

《趣 旨》

本条では、「適合証」は、「当該公共的施設等が整備基準に適合していることを証する証票」であると定義しており、当該施設の所有者又は管理者の請求により交付するものとしている。

本条は、施設の規模や新築施設、既存施設等の別を問わず、整備基準に適合した施設について、所有者等の請求により、適合証を交付し、障がい者、高齢者等の利用に配慮された施設であることを周知して、障がい者、高齢者等の行動範囲の拡大を図ることを目的とするものである。

なお、適合証の交付については、整備基準の適合状況により判定することとなり、対象施設ごとの整備基準をすべて満たしていることが必要である。また、増築、改築等にあつては、当該部分だけでなく、施設全体としての適合の有無について判定を行う必要がある。

なお、施設の規模により、整備にかかる経済的負担には大きな違いが生じ（例えば百貨店と1坪花屋との比較）、適合証の交付を得るための努力内容が千差万別であることから、一定規模以上の施設にかぎり適合証を交付するという考えもあるが、第15条により、施設の規模にかかわらず全ての公共的施設について施設整備の努力義務を課しており、その施設に求められる整備に努めた場合には、その負担の程度を問わず、同じ扱いとするのが適当であるとの考えのもと、施設規模が整備内容の困難さを問わず整備基準に適合していればすべての公共的施設に適合証を交付することとされている。

また、適合証の交付の考え方には、請求主義（請求のあった者に対してのみ交付する考え）と交付主義（整備基準に適合した全ての者に適合証を交付し、これを建築確認の条件とする等により強制力を強めて実効性を担保する。）があり、先進県の対応もこの2つに大きく別けることができるが、本県では、県民の理解と協力により施設整備を進めるといった基本的考え方に基づき、請求主義が採用されている。

交付請求は所定の様式により、かつ、必要な図書等を添付のうえ行うことになる。ただし、新築等の届出を行った適合施設については、所有者等の利便を考慮し、届出書の副本を持って同表に掲げる図書に代えることとし、手続の簡略化を図っている。（規則第5条）

なお、適合証の交付の事務上の取り扱いについて整理して記載すれば次のとおりである。

- ア 建築物については、棟単位で扱う。ただし、新築・新設の施設については、同一施設内の用途上不可分の建築物等のすべてが適合している場合のみ適合証の交付を行う。
- イ 増改築等の場合には、増改築等の部分だけでなく、既存部分も含めて1棟の建築物全体が整備基準に適合した場合のみ適合証の交付を行う。同様に公共交通機関の施設、公園等、路外駐車場の改良の場合についても、既存部分も含めて全体が整備基準に適合した場合のみ適合証の交付を行う。
- ウ 公共交通機関の施設については、原則として建築物の部分（駅舎等）及び建築物以外の部分（プラットホーム等）を一体として、公共交通機関の施設ごとに扱う。
- エ 道路については、路線ごとに起点、終点の地先及び道路の延長を明らかにして、適合証の交付を行なう。なお、実際の適合証の交付にあたっては、道路の利用状況、道路の延長等から判断して、一定の範囲（例えば通称「〇〇通り」の全体等）を有する場合に行うこととし、延長が極端に短い場合等は交付しない。

規則

（適合証の請求）

第5条 条例第18条第1項の規定による請求は、様式第2号による適合証交付請求書に公共的施設の種別に応じて別表第3に掲げる図書を添えて行わなければならない。ただし、第7条の特定公共的施設新築等届出書又は第8条の特定公共的施設新築等変更届出書を提出している場合は、当該届出書の副本をもって同表に掲げる図書に代えることができる。

(維持保全等)

第 19 条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

2 何人も、障害者、高齢者等の通行の妨げになるような状態で歩道上に自転車、看板その他の物を置く等障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備された公共的施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

《趣 旨》

本条第 1 項は、公共的施設の所有者又は管理者に対して第 15 条（新築施設等の整備）、第 17 条（既存施設の整備）の規定により整備基準に適合させた施設について、その機能の維持の努力義務を課すものである。

第 2 項は、「何人も～公共的施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。」と規定し、他の条文と比較して厳しい禁止規定を設けており、県民の理解と協力により福祉のまちづくりを推進するという本条例の基本的考えの中では異色の表現方法であるが、ここでは整備された公共的施設の機能を損なう行為は厳しく責められるべきであることから、罰則規定は設けないが、他の条文と異なり厳しい禁止規定で表現されている。

第2節 特定公共的施設の整備

(新築等の届出)

第20条 公共的施設で、その種類に応じて規則で定めるもの（以下「特定公共的施設」という。）の新築等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該特定公共的施設の新築等の内容を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届け出た内容の変更（規則で定める場合を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その変更の内容を知事に届け出なければならない。

《趣旨》

第2節においては、「特定公共的施設」の整備に関し必要な手続等を定めている。「特定公共的施設」とは、「公共的施設」のうち本節に定める手続の対象となる施設のことであり、その範囲は「公共的施設」と同様に、規則の別表第1において詳細に規定されている。

本条では、「特定公共的施設」の新築等をしようとする者に対し、知事への届出を義務付けており、また、その届け出た内容の変更をしようとするときも同様に知事への届出を義務付けている。

なお、「特定公共的施設」は、「公共的施設」の一部を構成するものであるので、当然のこととして第16条の指導及び助言の対象となるものであり、知事は、当該届出に係る「特定公共的施設」が整備基準に適合しないと認めるときは、当該特定公共的施設の新築等をしようとする者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

本条では、公共的施設のうちでも規模が大きかったり、公共性が特に高い施設であることから、「特定公共的施設」については、新築等をする場合に事前届出制度を設けて、工事に着手する前に整備基準への適合について行政指導を徹底しようとするものである。

以上のように、本条例においては、「公共的施設」と「特定公共的施設」の2段階方式を採用しており、両施設に対する行政指導の対応の相違について明らかにしておくのとおりである。

「公共的施設」 …… ①指導及び助言（第16条）

「特定公共的施設」 ……

・届出 ⇒ ①指導及び助言（第16条）⇒ ②指示（第21条）及び③報告徴収・立入調査（第22条）

・無届出 ⇒ ①指導及び助言（第16条）⇒ ③報告徴収・立入調査（第22条）
⇒ ④勧告（第23条）⇒ ⑤公表（第24条）

※県所管分（静岡市、浜松市、沼津市、富士市、富士宮市、焼津市以外）については、電子申請が可能である。紙面による申請の場合は市町での受付となるが、電子申請の場合は、本庁、土木事務所に直接申請することが出来る。

<解 釈>

(第1項関係)

- ・「届出」は、規則第7条に定めるところにより「工事に着手する日の30日前までに」行う必要がある。

(第2項関係)

- ・「届け出た内容の変更」の場合もその旨の届出が必要である。

規則

(特定公共的施設)

第6条 条例第20条第1項の特定公共的施設は、別表第1の左欄に掲げる施設で、その新築等に係る規模等が同表の右欄に該当するもの（法適用特別特定建築物及び法適用旅客施設を除く）とする。

(新築等の届出)

第7条 条例第20条第1項の規定による届出は、当該特定公共的施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに、様式第3号による特定公共的施設新築等届出書に特定公共的施設の種類に応じて別表第3に掲げる図書に添えて行わなければならない。ただし、当該特定公共的施設の種類が建築物である場合において、特定公共的施設新築等届出書を建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書（以下「建築確認申請書」という。）と同時に提出し、かつ、条例第15条第1項本文に規定する措置の内容が当該建築確認申請書の添付図書に明示されているときは、同表に掲げる図書のうち付近見取図、配置図及び各階平面図を省略することができる。

(変更の届出)

第8条 条例第20条第2項の規定による届出は、様式第4号による特定公共的施設新築等変更届出書に特定公共的施設の種類に応じて別表第3に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添えて行わなければならない。

(届出の必要のない変更)

第9条 条例第20条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 整備基準に適合している部分を障害者、高齢者等がより安全かつ円滑に利用できるようにするための変更を行う場合
- (2) 工事着手予定年月日又は工事完了予定年月日について3月以内の変更を行う場合

<解 釈>

- ・ 規則第7条の「工事に着手する日」とは、実際にその工事に着手するときに指し、例えば請負契約締結などの準備行為は含まれない。なお、建築物の場合は、できるだけ建築確認の申請以前（建築確認申請と同時を含む。）に届出が行われるよう指導すること。

- ・ 規則第9条の「より安全かつ円滑に利用できるようにするための変更」とは、特定公共的施設新築等届出書の受理後にその構造又は設備を障害者がさらに安全かつ円滑に利用できるものに変更する場合をいう。

具体的な例としては、次のような場合が該当する。

ア 出入口、廊下等の幅を当初の届出内容より広くする場合

イ 傾斜路の勾配

を当初の届出内容より緩くする場合

ウ 当初の届出では誘導用床材の敷設を計画していたが、音声誘導装置を併設するなどさらに有効なものに変更する場合

(指示)

第 21 条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による届出（以下単に「届出」という。）をした者に対し、当該特定公共的施設の設計及び施工に係る事項について必要な指示をすることができる。

- (1) 届出の内容が整備基準に照らして著しく不十分であるとき。
- (2) 工事の内容が届出の内容と異なるとき。

《趣 旨》

本条では、第 20 条の規定による届出の内容が整備基準に照らして著しく不十分であるとき又は工事の内容が届出の内容と異なるときに該当すると認めるときは、特定公共的施設の新築等の届出をした者に対し、当該特定公共的施設の設計及び施工に係る事項について必要な指示をすることができるとしている。

<解 釈>

- ・「指導及び助言」と「指示」の対象施設の違い

第 16 条の「指導及び助言」は全ての「公共的施設」を対象として実施されるが、本条の「指示」は「特定公共的施設」に対してのみ実施される。

- ・「指導及び助言」と「指示」の内容の相違

「指導及び助言」は相手方に対して自主的な実施を働きかける行為であるのに対して、「指示」は相手方に対して具体的に実施を指示する行為である。

- ・「指示」と「勧告」の相違

先進県の多くは、「届出の内容と異なる工事を行ったとき」に「勧告」を行うこととしているが、本県の条例では「勧告」を「公表」の前置行為として位置づけているため、後に「公表」を伴わない本条の場合については、「勧告」とせず、「指示」を行うこととした。

なお、本条の場合、「届出の内容が整備基準に照らして著しく不十分であるとき」と「工事の内容が届出の内容と異なるとき」に「指示」に止め、「勧告」、「公表」の規定を設けなかった理由は、第 15 条の規定による整備基準への適合は努力義務であり、整備を強要するものではなく、届出により行政指導の機会を確保し、条例の趣旨を理解してもらうよう粘り強く働きかけていこうとする基本的考え方であるので、届出を行わない場合のみ「勧告」、「公表」を行うこととし、届出がなされた場合には罰則的な意味合いを含む氏名等の公表規定は設けないこととしたものである。

(報告の徴収及び立入調査)

第 22 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、届出をした者（すべき者を含む。）に対し、当該特定公共的施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に当該特定公共的施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

《趣 旨》

本条では、知事は、特定公共的施設の新築等をしようとする者に対し、必要な事項について報告を求め、その職員に立入調査を行わせることができるとしている。

これは、公共的施設のうち特に公共性の高い施設である特定公共的施設に限定して、実効性の確保及び施設整備の徹底を図るため設けられた規定であり、本条により知事に立ち入りができる権限は付与されているが、実施にあたってはその都度必要性を十分検討したうえで行うことが大切である。

なお、第 21 条が特定公共的施設の新築等の届出をした者に対してのみ適用されるのに対して、本条は、届出すべき者（無届者）を含んで適用されるものである。このため、第 23 条の勧告の実施に当たっても必要に応じて、事前に本条による報告の徴収及び立入調査を実施することが可能である。

また、令和 4 年 3 月 31 日付け静岡県規則第 14 号「地方自治法等の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則」が施行されたことにより、規則第 10 条の規定にかかわらず、当該規則の別記様式によることができることとなっている。

<解 釈>

(第 1 項関係)

- ・「立入調査」が出来る場合は、この条例の施行に必要な限度において実施されるものであり、概ね次の場合に限定して考えるのが適当である。
 - 1 第 16 条に基づき、公共的施設（特定公共的施設に限る。）の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言を行う場合
 - 2 第 21 条に基づき、特定公共的施設の設計及び施工に係る事項について必要な指示を行う場合
 - 3 第 23 条に基づき、勧告するのに必要な調査を行う場合
 - 4 第 24 条に基づき、公表するのに必要な調査を行う場合

規則

(身分証明書)

第 10 条 条例第 22 条第 2 項の身分を示す証明書は、様式第 5 号によるものとする。

(勧告)

第 23 条 知事は、特定公共的施設の新築等をしようとする者が届出を行わずに当該工事に着手したときは、その者に対し、届出を行うべきことを勧告することができる。

《趣 旨》

本条では、特定公共的施設の新築等をしようとする者が届出を行わずに工事に着手したときに、知事は、その者に対し、届出を行うべきことを勧告することができるとしている。

届出を行わずに工事に着手した者の把握については、建築確認申請等の他法令所管窓口との密接な連携が必要である。

なお、届出の内容と異なる工事を行った場合に公表規定を設けなかった理由については第 21 条の解釈のとおりである。

<解 釈>

・「勧告」は、行政指導の手段の一形態であり、指導、助言と同じ性格であるが、この条例においては「公表」の前段階として位置付けているので、文書で行うことが必要である。

なお、届出を行っていないが整備基準には適合しているという場合には、整備基準を満たしていれば届出不要ということではないが、結果として、取るべき必要な措置がすでになされているため、勧告する必要がない。

(公表)

第 24 条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名その他規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、静岡県行政手続条例（平成 7 年静岡県条例第 35 号）第 3 章第 3 節の規定の例により、当該事業者について、意見陳述のための手続きを執らなければならない。

《趣 旨》

本条では、知事は、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、所定の手続きを行った上で、氏名等を公表することができるとしている。

本条例は、事業者の理解を得て福祉のまちづくりの推進を図るのが基本であり、罰則的なものの運用は馴染まないが、届出勧告に従わないような悪質な者の増加を防ぐ意味からも担保措置として本条が設けられている。氏名等の公表は、静岡県行政手続条例上の「不利益処分」には当たらないため、同条例の「聴聞」及び「弁明の機会の付与」の規定は直接適用されないが、事実上、不利益的な取扱いの性格を有することから、第 2 項において同条例の規定の例により、当該事業者について、意見陳述のための手続きを執らなければならないこととし、厳格な運用を求める規定を置いている。

なお、第 20 条の届出は努力義務規定ではなく、必ず行わなければならない義務規定であり、届出がされないと県が「指導及び助言」等の行政指導を行う機会を実質的に失うことになることから、公表規定を設けて、「指導及び助言」等の機会を確保しようとするものである。

規則

(公表する事項等)

第 11 条 条例第 24 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第 23 条の規定による勧告を受けた者が個人である場合にあつてはその者の住所、法人である場合にあつてはその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地
- (2) 条例第 23 条の規定による勧告の対象となった特定公共的施設の名称、所在地その他の知事が必要と認める事項

2 条例第 24 条第 1 項の規定による公表は、県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

第3節 公共的施設以外の施設等の整備

(公共車両等の整備)

第25条 一般の旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶(以下この条において「公共車両等」という。)を所有し、又は管理する者は、その所有し、又は管理する公共車両等について、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

《趣 旨》

第3節では、公共的施設以外の施設等である「公共車両等」、「公共工作物」及び「住宅」の整備の努力義務について定めたものである。

本条は、鉄道の車両、自動車及び船舶の所有者又は管理者に、整備の努力義務を課すものである。

公共車両の問題は障がい者、高齢者等の移動の確保のため特に重要な要素であるため、関係事業者の理解と協力を得て福祉のまちづくりを進めるため本条が設けられたものである。

公共車両等は、公共的施設等と異なり土地に定着したものではなく、その活動区域が県域にとどまらないことも想定され、また、その整備は、費用面も含めて技術開発に負うところも多いことなどから、条例ではあえて整備基準を設けずに、整備努力義務の位置付けとしている。

<解 釈>

- ・ 「一般の旅客の用に供する」とは、公共車両等のうち一般の旅客の用に供するものに限定することであり、スクールバスや旅館の送迎車両のように特定の旅客の用に供するものは含まれない。
- ・ 「自動車」とはバス、タクシー等が該当する。
- ・ 飛行機の整備等については、単独の都道府県のレベルで対応できるものでないこと等から、飛行機は本条の対象外としている。

(公共工作物の整備)

第26条 交通信号機、案内標識、バスの停留所、公衆電話所等公共の用に供する工作物(以下この条において「公共工作物」という。)を所有し、又は管理する者は、その所有し、又は管理する公共工作物について、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

《趣旨》

本条は、交通信号機、安全標識、バスの停留所、公衆電話所等の公共工作物の所有者又は管理者に、整備の努力義務を課すものである。

具体的には、音響式や歩行者用青信号の時間調整ができる等の障がい者等に配慮した交通信号機の設置や、障がい者等にとって見やすく、利用しやすい案内標識の整備・充実、ベンチや屋根を備えた障がい者、高齢者等が安心して待てるバス停留所の整備、車椅子対応、点字対応、難聴者対応等がなされた公衆電話ボックスの整備などについて、福祉的配慮に努めていただくことを意図した規定である。

<解釈>

- ・「公衆電話所等」とは、公衆電話所(電話ボックス)以外に現金自動預け払い機やキップの券売機等が考えられる。

(住宅の整備)

第27条 県民は、その所有する住宅について、自らの高齢化等に対応し、将来にわたって安全かつ円滑に暮らすことのできるようその整備に努めるものとする。

2 住宅を供給する事業者は、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めるものとする。

《趣旨》

本条では、県民及び住宅を供給する事業者に対し、その所有する住宅又は供給する住宅について、整備の努力義務を課すものである。

住宅の整備は福祉のまちづくりを推進する上で重要であり、また、生活の基点となることから、全ての人が必然的に高齢となることを自覚し、だれもが事故や病気によりハンディキャップを持つ可能性があり、自らの問題としてとらえその備えを行うことを責務として規定するものである。

個人の住宅は、公共的建築物、道路、公園、公共交通機関等とともに街の主要な構成要素であり、福祉のまちづくりを推進する上でその整備を進めることが重要であることから条例に規定されたものである。

本来、個人住宅は個人の自由意思により整備されるものであり、その整備方法について条例で言及すべきか否かについては、意見の分かれるところである。しかし、超高齢社会を迎えるに当たり、福祉のまちづくりを進める上では、屋外の整備を行うだけでは不十分であり、屋内（住宅）の整備を併せて実施することにより各人が住宅での生活を続けることが可能である。このため、住宅においても自らの高齢化等に対応し、将来にわたって安全かつ円滑に暮らすことのできるよう、将来に備えた整備をしておくことの重要性にかんがみ、この規定が設けられたものである。

また、本条例では事業者に対しては公共的施設の整備をお願いするとともに、県民に対しても自分の住宅の整備をお願いすることとし、第7条に定める一体としての福祉のまちづくりの総合的推進を図ろうとする意図も含まれているものである。

なお、条例では住宅の整備基準は定めず、公共的施設の整備基準の引用や平成7年6月23日に建設省住民局から示された「長寿社会対応住宅設計指針」等により、個人の努力による整備を進めることを奨励していくものである。また住宅供給事業では、住宅だけでなく住宅と一体的に整備される道路・公園等についても福祉的配慮による整備が望まれるが、これらは公共的施設に該当することから本条では規定しないこととされた。

<解 釈>

(第1項関係)

・「公共的施設の共同住宅と本条の住宅との違い」

1棟当たりの戸数が51戸以上の共同住宅については、規則で公共的施設として定められているが、これは共同住宅の共用部分を対象とするものであり、住宅内部を対象とするものではない。したがって、51戸以上の共同住宅についても、その住宅内部については本条の規定が適用される。

第4章 雑則

(国等に関する特例)

第28条 国、県、市町その他規則で定める者については、第16条及び前章第2節の規定は、適用しない。

2 知事は、国、市町その他規則で定める者が公共的施設の新築等をしようとする場合には、整備基準への適合その他必要な措置を講ずるよう要請を行うことができる。

《趣旨》

本条では、国、県、市町及び規則第12条で定める者について、第16条の「指導及び助言」の規定及び第3章第2節の特定公共的施設の事前届出義務等の規定について、適用除外とする規定である。

これらの者は、指導・助言や事前届出義務等により履行を確保するまでもなく、条例を遵守し、率先して整備を推進する立場にあることから、特別扱いとされたものである。

なお、国等が適用除外となるのは、第16条及び第3章第2節の規定のみであることから、第17条（既存施設に対する整備の要請）、第18条（適合証の交付請求）、第19条（公共的施設の維持保全）等については適用される。

また、本条第2項で国等が新築等をする場合で、福祉のまちづくりの観点から特に整備が望まれるものについては、県知事は整備基準への適合その他必要な要請を行うことができるとされている。

規則

(国等に準ずる者)

第12条 条例第28条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 地方公共団体の組合
- (2) 建築基準法第18条の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人
- (3) 土地開発公社

規則第12条第2号の「建築基準法第18条の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人」とは、政令で定める法人である。

- ・地方住宅供給公社法施行令
- ・地方道路公社法施行令
- ・日本下水道事業団法施行令
- ・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令
- ・独立行政法人水資源機構法施行令
- ・国立大学法人施行令
- ・独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令
- ・独立行政法人国立病院機構法施行令
- ・独立行政法人都市再生機構法施行令

(規則への委任)

第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

《趣 旨》

条例では、基本的な事項を定め、細目については規則で定めることとしている。

本条例の場合、規則に委任されている事項は次のとおりである。

条例第 2 条に基づき、公共的施設の細目を定めること。

条例第 14 条に基づき、整備基準を定めること。

条例第 15 条に基づき、公共的施設整備計画表を定めること。

条例第 18 条に基づき、適合証の様式、請求手続、添付書類等を定めること。

条例第 20 条に基づき、特定公共的施設の細目、届出書（変更届出書を含む。）の様式、手続方式、添付書類を定めること。

条例第 22 条に基づき、立入調査を行う職員の身分証明書の様式を定めること。

条例第 24 条に基づき、公表方法等を定めること。

条例第 28 条に基づき、国等に準ずる者の範囲を定めること。

なお、知事に提出する書類の経由、提出書類の部数、知事の権限に属する事務の建築確認事務を所管している 6 市の長への委任について規則等で定めている。

規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県福祉のまちづくり条例（平成 7 年静岡県条例第 47 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類の部数)

第 13 条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、第 7 条及び第 8 条に規定する書類にあつては正本 1 部及び副本 1 部、その他の書類にあつては 1 部とする。

附 則

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に新築等の工事に着手している公共的施設については、既存施設とみなす。

附 則

この条例は、公布の日（平成 19 年 3 月 20 日）から施行する。

《趣 旨》

本条例は平成 7 年 9 月県議会で議決され、平成 7 年 10 月 18 日付け静岡県条例第 47 号として公布されたが、施行規則の内容検討及び一般県民に対する周知期間を考慮して、施行は、平成 8 年 4 月 1 日からとされたものである。

また、この条例の施行の際現に新築等の工事に着手している公共的施設については、附則に規定せず第 17 条において既存施設に含めるとして規定する方法もあるが、内容が条例施行時の一過性のものであるので、経過措置として附則に規定することとされたものである。

Ⅲ 公共的施設及び特定公共的施設の解説

公共的施設及び特定公共的施設の解説

1 公共的施設（整備基準が適用される施設）

（1）公共的施設の内容

条例第2条第2号において、「社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、教育施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、店舗、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設」と定義され、これを受けて規則別表第1において詳細に定められている。

公共的施設については、新築等をしようとする者、既存施設の所有者及び管理者に、整備基準への適合努力義務（第15条及び第17条）が課せられている。

また、施設を整備基準に適合させた場合には、所有者又は管理者に維持保全努力義務（第19条）が課せられるとともに、適合証の交付を請求することができる（第18条）。

（2）対象施設の考え方

- ①不特定かつ多数の者が利用する施設は全て対象である。（倉庫や店舗内の厨房、居室等の特定の者が利用する部分は対象外）
- ②バリアフリー法の対象建築物は全て対象である。

（3）公共的施設の用途の判断

建築物については、原則として1棟ごとに、どの公共的施設に該当するかを判断する。なお、次の場合には注意を要する。

①1つの建築物内に複数の用途がある場合

ア 建築物の主たる用途に付属して従たる用途に供する部分が設けられる場合は、主たる用途によりどの公共的施設に該当するかを判断する。

なお、建築物が相互に渡り廊下等で連絡されている場合も、それぞれを別棟として扱う。

（例） ・官公庁の場合

官公庁施設内に設けられた職員食堂や売店等は、店舗や飲食店ではなく、官公庁施設として扱う。

・百貨店の場合

店舗、飲食店、ゲームセンター等に用途が細分されるが、物品販売業を営む店舗として扱う。

イ 建築物の内部が区画され、それぞれが主従の関係なく独立して使用される場合は、それぞれの用途ごとにどの公共的施設に該当するかを判断する。また、その建築物が「複合施設」に該当するか否かについても確認を要する。

（例） ・雑居ビルのように、1棟の建築物が複数の用途に使用される場合は、それぞれの用途ごとに分類して公共的施設の判断をする。

②同一敷地内に用途上不可分の建築物が複数棟ある場合

それぞれの建築物の用途が不可分の場合は、敷地内の主要な建築物の用途により公共的施設の用途を判断する。

(例)・学校の場合

教室棟、管理棟、体育館などに区分されるが、それぞれの主たる用途はすべて教育施設であるので、それぞれの建築物について教育施設として扱う。

・宿泊施設の場合

離れの客室、別棟の浴室等も、全て宿泊施設として扱う。

・病院の場合

看護学校、看護師宿舍等が併設されている場合、これらは用途上可分であるから、それぞれ別敷地として扱う。

・共同住宅の場合

共同住宅は、1棟ごとにそれぞれ用途上可分であるから、物置等の付属建築物を除きそれぞれ別敷地として扱う。

2 特定公共的施設（届出手続の対象施設）

(1) 特定公共的施設の内容

条例第20条第1項において、「公共的施設で、その種類に応じて規則で定めるもの」と定義され、公共的施設のうち一定規模以上の施設で、より多数の者が利用し公共性の高い施設をいう。

また、新築等をする場合には、知事へ事前の計画の届出（特定公共的施設新築等届出書）義務が課せられている（条例第20条）。なお、建築物の場合の届出に必要な書類、図面は、公共的施設整備計画表、付近見取図、配置図、各階平面図とし、建築確認申請事務と合せて実施できることとし、できるだけ事業者の負担軽減に配慮している。（規則第7条）

※バリアフリー法の適合義務が生じる建築物については、確認申請で審査を行うことから、特定公共的施設新築等届出は不要である。

(2) 特定公共的施設の判定

①次のア、イにより面積算定を行い、特定公共的施設への該当の有無を判定する。

ア それぞれの棟ごとに面積算定を行う。

イ 公共的施設の用途の供する部分のすべてを対象として面積算定を行う。

*例えば店舗の食品加工場や飲食店の調理場、倉庫、機械室等のバックヤードの部分を含めて面積算定を行う（店舗併用住宅等の住宅部分は除く。）。

*自動車車庫の屋上部分の面積は算入しない。

②複合施設の場合の取扱い

複数の公共的施設からなる建築物で、各公共的施設のいずれもが単独では特定公共的施設に該当しない場合であっても、各公共的施設の用途面積の合計が1,000平方メートルを超える場合には、当該建築物の公共的施設の用途に供する部分を

特定公共的施設として扱うものである。

なお、特定公共的施設である複合施設に該当しない場合（用途面積の合計が1,000平方メートル未満）でも、複合施設内の各公共的施設のいずれかが単独で特定公共的施設に該当する場合は、当該特定公共的施設である部分及び当該特定公共的施設である部分に至る廊下、階段等の共用部分が特定公共的施設として届出の対象となる。

＊複合施設の場合の面積算定の考え方

複合施設の場合の用途面積とは、それぞれの公共的施設の用途に供する部分とその共用部分の合計である。この場合、共用部分の床面積は、各施設（公共的施設でない用途のものを含む。）の床面積であん分したものである。

＊面積算定の手順

ア その建築物内に存する施設を用途（公共的施設）ごとに分類する。

イ アの公共的施設ごとに用途面積を算出する。（同一用途の部分が複数ある場合はその面積を合算し、共用部分の面積は各施設の用途の床面積であん分して算入する。）

ウ イで算出したそれぞれの公共的施設に供する部分の面積が、特定公共的施設となる規模に該当するかを確認し、該当する場合は単独の特定公共的施設として整備する。

エ イで算出したそれぞれの公共的施設の用途面積の合計が1,000平方メートル以上ある場合は、特定公共的施設（複合施設）として整備する。

③建築物以外の特定公共的施設の場合

ア 公園等

公園等の敷地面積で算定する。この場合の敷地面積の中には、公園等として不特定多数の者に広く供用されている敷地の他に公園等の管理上必要な敷地も含まれる。

イ 路外駐車場

路外駐車場が特定公共的施設となるのは、「自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上のもの」とされている。

自動車の駐車のために供する部分とは、駐車する区画の部分を行い、それ以外の車路等は除かれる。ただし、駐車のために供する部分と車路とが構造上判然と分離していない場合は、車路の面積を含めた面積とする。

④増改築等の取扱い

増築、改築、用途の変更（以下「増改築等」という。）の場合の取扱いは、次のとおりとする。

ア 増改築等の場合は、増改築等に係る部分の用途面積（既存部分の面積は算入しない。）により、特定公共的施設となるか否かを判断する。

イ アにより、特定公共的施設に該当した場合は、当該増改築等をする部分のみが整備及び届出の対象となるが届出審査に当たっては当該増改築を行う部分に至る経路も含めて整備することにより、はじめて条例の目的が達成されるので、

このような経路については、極力整備に努めるよう指導する。

ウ 増改築等の場合の届出図面は、既存部分を含めて1つの公共的施設全体について提出を求める。

※整備対象箇所の改修を伴わない大規模の修繕及び大規模の模様替えについては、届出を不要とする。

3 規則別表第1の構成について

別表第1の1は建築物について規定したものであり、同表の2はバリアフリー法第2条第1項第6号に規定する旅客施設（建築物及びそれ以外の施設）について規定したものであり、同表の3から5までは建築物以外の施設について規定したものである。

建築物とは、土地に定着する工作物のうち、屋根、柱及び壁を有するものであるが、鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上屋等は除かれている。

したがって、鉄道の駅舎、空港ターミナルビル等は、建築物であるが、福祉のまちづくり条例施行規則の改正（平成16年4月1日施行）に伴い、交通バリアフリー法で整備基準への適合が義務化された部分（新築及び大規模な改良）を除外し、大規模な模様替え・用途変更を対象とした。よって、別表第1の(6)を除外し、別表第1の2へ「公共交通機関の施設」としてまとめた。

なお、動物園及び植物園については、建築物である部分は別表第1の1の施設（文化施設）に該当し、建築物でない部分は同表の4の施設（公園等）に該当する。また、自動車車庫又は駐車場のうち、建築物であるものは別表第1の1の施設（自動車車庫）に該当し、青空駐車場等の建築物でないものは別表第1の5（建築物以外の路外駐車場）に該当する。

規則別表第 1（第 2 条、第 6 条関係）の解説

1 建築物

(1) 社会福祉施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
<p>次に掲げる社会福祉施設その他これらに類する施設</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 5 条第 1 項に規定する身体障害者社会参加支援施設</p> <p>イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設</p> <p>ウ 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設並びに同法第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホーム</p> <p>エ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 28 項に規定する介護老人保健施設</p> <p>オ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設</p> <p>カ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律 129 号）第 38 条第 1 項に規定する母子・父子福祉施設</p> <p>キ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 1 項に規定する保護施設</p> <p>ク 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 7 号に規定する授産施設及び同条第 3 項第 11 号に規定する隣保事業の用に供する隣保館等の施設</p> <p>ケ 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する婦人保護施設</p>	<p>全てのもの</p>

本条例は福祉のまちづくりを趣旨としており、「社会福祉施設はそのリード^①役を果たすべき」との考えから、特定公共的施設の用途面積を「全て」とした。

各用途に該当する施設の種類又は定義は、次のページのとおりである。

施設名	施設の内訳、定義等
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設
障害者支援施設	障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設及び児童福祉施設を除く。)
老人福祉施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター
有料老人ホーム	常時10人以上の老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設であって、老人福祉施設でないもの
介護老人保健施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設
児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
母子・父子福祉施設	母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム
保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設
隣保館等	無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うための施設
婦人保護施設	要保護女子を収容保護するための施設
これらに類する施設	上記の各施設と同様に扱うのが適当なもの (生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、盲人ホーム、認知症対応型共同生活介護、母子健康包括支援センター、地域活動支援センター、福祉ホーム(通所系、住居系)等)

(2) 医療施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院、同条第 2 項に規定する診療所及び同法第 2 条第 1 項に規定する助産所	用途面積が 300 平方メートル以上のもの

この項では、病院、診療所、助産所を公共的施設として規定し、そのうち用途面積が 300 平方メートル以上の施設を特定公共的施設としている。

- ・病院及び診療所は、「医師及び歯科医師が、不特定多数の人のため医業又は歯科業をなす場所」であり、病室（患者の収容施設）の設置状況により分類され、患者 20 人以上の収容施設を「病院」といい、患者の収容施設を有しないもの又は患者 19 人以下の収容施設を「診療所」という。
- ・「助産所」とは、助産婦が不特定多数の人のためその業務をなす場所（病院及び診療所を除く。）をいう。

(3) 官公庁施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
国、地方公共団体又は第 12 条各号に掲げる者が設置する施設で不特定かつ多数の者の利用に供するもの（他の項に掲げる公共的施設を除く。）	全てのもの

この項では、他の項に掲げる公共的施設に該当しない国、地方公共団体及び規則第 12 条各号に掲げる組合、公社等が設置する施設のうち不特定かつ多数の者の利用に供するものを公共的施設として規定し、その全てのものを特定公共的施設としている。

具体的には、国の出先機関の庁舎や県の庁舎、市町の役場等である。

バリアフリー法上の特定建築物は、「保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物」に限られるが、本条例では、これに該当しない官公庁舎等も対象としている。ただし、清掃工場、給食センター、試験研究施設等のように不特定多数の者の利用の見込まれない施設は含まれない。（このような施設でも見学等が常に予定されるなど外部の者の利用が見込まれる施設は含まれる。）

また、設置主体が「国等」であっても、他の項に掲げる公共的施設に該当する場合は除かれ、整備基準の適用については、当該用途の公共的施設として取り扱われる。

なお、これらの官公庁施設については、条例第 28 条第 1 項の特例が適用されるため、県知事への届出は不要である。

(4) 教育施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校	全てのもの
イ 学校教育法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに類する施設	用途面積が 500 平方メートル以上のもの

この項では、学校教育法第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校及びこれらに類する施設を公共的施設として規定し、学校教育法第 1 条に規定する学校については、そのすべてを、専修学校、各種学校及びこれらに類する施設については用途面積が 500 平方メートル以上の施設を特定公共的施設としている。

学校は、児童・生徒・学生、教職員の特定の者が利用し、主たる利用者が限定される施設である。しかし、本条例では、学校施設の地域住民への開放や、父兄参観等の来訪者も考えられ、災害時の避難場所としての学校の役割等から、生徒以外の者の利用も考えられるうえ、毎年、生徒、教職員等の人員の異動も行われる。

このようなことから、本条例では「不特定かつ多数の者の利用に供する施設」を広義に解釈し、対象を幅広くとらえて、学校についても公共的施設の範囲に含めたものである。

また、設置主体が「国等」である学校については、条例第 28 条第 1 項の特例が適用されるため、県知事への届出は不要である。

- ・「学校教育法第 1 条に規定する学校」には、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園が該当する。
- ・「専修学校」は、学校教育法第 1 条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を目的として組織的な教育を行うものであり、修業年限が 1 年以上であること等の要件がある。
- ・「各種学校」は、学校教育法第 1 条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（他の法律に基づくもの及び専修学校を除く。）である。
- ・「その他これらに類する施設」とは、訓練又は養成を目的とする訓練校、専門校等が該当する。

(5) 文化施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
ア 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館その他これに類する施設 イ 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館、同法第 31 条第 2 項に規定する指定施設その他これらに類する施設	全てのもの

この項では、図書館、博物館及びこれらに類する施設を公共的施設として規定し、その全てのものを特定公共的施設としている。

なお、博物館法第 2 条第 1 項に規定する博物館又は同法第 31 条第 2 項に規定する博物館に相当する施設に該当する動物園又は植物園については、建築物以外の公共的施設である「公園等」に該当する。

- ・「その他これらに類する施設」とは、博物館法第 2 条第 1 項の規定により博物館の登録を受けているもの又は同法第 31 条第 2 項に規定する指定施設以外の施設であって、博物館法によらない美術館、郷土資料館等が含まれる。

(6) 削除

(7) 宿泊施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 2 条に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の用に供される施設	用途面積が 500 平方メートル以上のもの

この項では、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の用に供される施設を公共的施設として規定し、そのうち用途面積が 500 平方メートル以上のものを特定公共的施設としている。

旅館業法第 2 条には、旅館業として「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」の他に「下宿営業」が規定されているが、「下宿営業」は、小規模な施設であることが通常であり、1 月以上の期間を単位として宿泊料を受けて人を宿泊させる営業であり、旅館業法上も構造設備基準が他に比して簡素化されているなど扱いが異なるため、対象外としたものである。

なお、企業等の保養所でも、設備や利用形態から旅館業法上「旅館・ホテル営業」、「簡易宿所営業」と同様の取扱いをするものは対象となる。

(8) 娯楽施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
ア 興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）第 1 条第 1 項に規定する興行場 イ マージャン屋、ぱちんこ屋、ゲームセンター、カラオケボックス その他これらに類する遊技施設	用途面積が 500 平方メートル以上のもの

この項では、興行場及び遊技施設を公共的施設として規定し、そのうち用途面積が 500 平方メートル以上のものを特定公共的施設としている。

- ・「興行場法第 1 条第 1 項に規定する興行場」とは、「映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を公衆に見せ又は聞かせる施設」と定義され、具体的には映画館、劇場、寄席、音楽堂、野球場、見世物小屋等の施設である。
- ・「その他これらに類する遊技施設」とは、ビリヤード場等をいう。

(9) 集会施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
集会場、公会堂その他これらに類する集会施設	全てのもの

この項では、集会施設を公共的施設として規定し、その全てのものを特定公共的施設としている。

- ・「公会堂」とは、集会、会議等の目的で公衆の集合する施設であり、市民会館等の公の施設をいう。
- ・「集会場」とは、公会堂以外の不特定多数の人が集会等のために利用する施設をいう。
- ・宗教施設の礼拝堂は、檀家等の特定の人が集う施設であるから対象外と解する。ただし、宗教施設の礼拝堂を結婚式場等として利用し、不特定多数が利用する場合には集会場に該当する。
- ・近隣住民を対象とした公民館、集会所については、整備することが望ましいが、届出の義務はない。ただし、補助金申請等の理由での任意の届出を妨げるものではない。

(10) 展示施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
展示場	用途面積が1,000平方メートル以上のもの

この項では、展示場を公共的施設として規定し、そのうち用途面積が1,000平方メートル以上のものを特定公共的施設としている。

- ・「展示場」とは、資料、商品等を展示陳列する場所をいい、多目的のレンタルスペースや画廊等が考えられる。

(11) スポーツ及びレクリエーション施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
体育館、ボウリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、ダンスホールその他これらに類する施設	用途面積が1,000平方メートル以上のもの

この項では、体育館等の屋内のスポーツ施設を公共的施設として規定し、そのうち用途面積が1,000平方メートル以上のものを特定公共的施設としている。

この項の対象となるのは体育館等の用途に供する建築物であるので、屋外のプール、スケート場、スキー場等は対象外である。

なお、体育館等のうち企業の従業員のみの福利厚生施設としての体育館等は含まれない。

また、スポーツを観覧するための施設は娯楽施設として扱い、スポーツ及びレクリエーション施設には入らないので注意が必要である。

学校内にある体育館等の場合は、原則として学校の一部として取り扱う。

- ・「スポーツの練習場」には、アスレチックジム、フィットネスクラブ、ゴルフ練習場、ダンスの練習場等が該当する。(会員制を含む)

(12) 環境衛生施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
ア 公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場	用途面積が 500 平方メートル以上のもの
イ 公衆便所 ウ 墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 2 条第 7 項に規定する火葬場	全てのもの

この項では、公衆浴場、公衆便所、火葬場を公共的施設として規定し、そのうち公衆浴場は、用途面積が 500 平方メートル以上のものを、公衆便所及び火葬場は、全てのものを特定公共的施設としている。

なお、用途面積は、公共的施設の用途に供する部分の床面積の合計であるので、公衆浴場の場合は、浴室、更衣室、玄関だけでなく、ボイラー室のように当該施設と用途上不可分な部分も含めた面積である。（整備基準の適用は不特定かつ多数の者の利用に供する部分に限られ、ボイラー室等には適用されない。）

・「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉等を使用して、公衆を入浴させる施設をいい、対象としては、銭湯のほかサウナ、健康ランド等が考えられる。

(13) 公益事業を営む店舗等

公 共 的 施 設	特定公共的施設
ア 日本郵便株式会社法（平成 17 年法律第 100 号）第 2 条第 4 項に規定する郵便局 イ 簡易郵便局法（昭和 24 年法律第 213 号）第 7 条第 1 項に規定する簡易郵便局	全てのもの
次に掲げる公益事業を営む店舗 (ア) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する小売電気事業 (イ) 電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業 (ウ) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 2 条第 1 項に規定する一般ガス事業 (エ) 社会福祉協議会、商工会議所、森林組合その他の公共的団体の事務所	用途面積が 300 平方メートル以上のもの

この項では、郵便局、簡易郵便局、公益事業を営む店舗及び公共的団体の事務所を公共的施設として規定し、そのうち郵便局及び簡易郵便局は全てのものを、公益事業を営む店舗及び公共的団体の事務所は、用途面積が 300 平方メートル以上のものを特定公共的施設としている。

郵便局、簡易郵便局は、官公庁施設とのバランスを考慮して、すべての施設を特定公共的施設としている。

公益事業関係の建築物では、電気、電話、ガス事業の店舗が対象であり、保守・管理などのみを供する施設は含まれない。

一般の事業所や工場は、その利用者が従業員や出入りの業者等に限定されることから、公共的施設の対象外としているが、社会福祉協議会、商工会議所、森林組合等の公共的団体の事務所は、事業内容に公共性が高く、また、不特定多数の者の利用が見込まれるため対象とされたものである。

なお、公共的団体として森林組合が例示されているのは、農業協同組合、水産業協同組合は (14) の金融機関の店舗として規定されているためである。

(14) 金融機関の店舗

公 共 的 施 設	特定公共的施設
<p>次に掲げる金融機関の店舗</p> <p>ア 銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定する銀行</p> <p>イ 長期信用銀行法（昭和 27 年法律第 187 号）第 2 条に規定する長期信用銀行</p> <p>ウ 日本銀行法（昭和 17 年法律第 67 号）による日本銀行</p> <p>エ 信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）による信用金庫</p> <p>オ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）による農業協同組合</p> <p>カ 水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 2 条に規定する水産業協同組合</p> <p>キ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条第 2 号に掲げる信用協同組合</p> <p>ク 労働金庫法（昭和 28 年法律第 227 号）による労働金庫</p> <p>ケ 農林中央金庫法（大正 12 年法律第 42 号）による農林中央金庫</p> <p>コ 株式会社商工組合中央金庫法（平成 19 年法律第 74 号）による株式会社商工組合中央金庫</p> <p>サ 株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）による株式会社日本政策金融公庫</p> <p>シ 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者</p> <p>ス 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 2 項に規定する貸金業者</p>	<p>用途面積が 300 平方メートル以上のもの</p>

この項では、金融機関の店舗を公共的施設として規定し、そのうち用途面積が 300 平方メートル以上のものを特定公共的施設としている。

ここで対象になるのは、金融機関の店舗であり、金融機関の総務部等の内部機能のみを有する本社ビルやコンピューターセンターなど不特定多数の者の利用に供されないものは対象外である。

(15) 物品販売業を営む店舗

公 共 的 施 設	特定公共的施設
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途面積が 500 平方メートル以上のもの

この項では、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗を公共的施設として規定し、そのうち用途面積が 500 平方メートル以上のものを特定公共的施設としている。「その他の物品販売業を営む店舗」の中には、卸売業、小売業を営む店舗を広く対象として含むものである。

また、組合員制、会員制等であっても、不特定多数の者がそれぞれの組合員、会員等になる資格を有する場合、例えば生活協同組合の店舗のように事実上不特定かつ多数の者の利用が見込まれるものは対象となる。

(16) 飲食店等

公 共 的 施 設	特定公共的施設
飲食店、喫茶店その他これらに類するもの	用途面積が 500 平方メートル以上のもの

この項では、飲食店、喫茶店その他これらに類するものを公共的施設として規定し、そのうち用途面積が 500 平方メートル以上の施設を特定公共的施設としている。

・「その他これらに類するもの」とは、インターネットカフェ、まんが喫茶等をいう。

(17) サービス等を営む店舗

公 共 的 施 設	特定公共的施設
理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、旅行代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗	用途面積が 500 平方メートル以上のもの

この項では、サービス業を営む店舗を公共的施設として規定し、そのうち用途面積が 500 平方メートル以上の施設を特定公共的施設としている。

・「その他これらに類するサービス業を営む店舗」の中には、サービス業を営む店舗を広く対象として含むものである。

(18) 自動車車庫

公 共 的 施 設	特定公共的施設
一般公共の用に供される自動車車庫（駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）第 15 条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置のみを用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）を除く。）	用途面積が 500 平方メートル以上のもの

この項では、一般公共の用に供される自動車車庫を公共的施設として規定し、そのうち用途面積が 500 平方メートル以上の施設を特定公共的施設としている。

ここでは、独立した建築物としての自動車車庫が対象であり、他の建築物に付属している駐車場は、それぞれの建築物の一部として取り扱う。

(19) 自動車教習所等

公 共 的 施 設	特定公共的施設
自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	用途面積が 500 平方メートル以上のもの

この項では、自動車教習所等を公共的施設として規定し、そのうち用途面積が 500 平方メートル以上の施設を特定公共的施設としている。

「その他これらに類するもの」の中には、英会話教室、パソコン教室、茶道教室、手芸教室等生徒・会員を集めて講習等を行うものが考えられる。

(20) 複合施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
(1) から (3) まで及び (5) 及び (7) から (19) までの項に掲げる施設のうち異なる項に属するものが 2 以上存する建築物の当該施設の用途に供する部分	用途面積が 1,000 平方メートル以上のもの

この項では、(1) から (3) まで及び (5) 及び (7) から (19) までの項に掲げる施設のうち異なる項に属するものが 2 以上存する建築物の当該施設の用途に供する部分は「複合施設」という独立した公共的施設として規定し、そのうち用途面積が 1,000 平方メートル以上の施設を特定公共的施設としている。

これは、個々の用途に供する部分だけでは特定公共的施設となる規模に達しない場合でも、その集合体の規模が大きい場合には特定公共的施設として届出の対象とする趣旨である。

(21) 共同住宅等

公 共 的 施 設	特定公共的施設
一棟当たりの戸数が51戸以上の共同住宅又は1棟当たりの室数が51室以上の寄宿舎若しくは下宿	全てのもの

この項では、一棟当たりの戸数が51戸以上の共同住宅又は一棟当たりの室数が51室以上の寄宿舎若しくは下宿を公共的施設として規定し、その全てのものを特定公共的施設としている。このため、50戸以下の共同住宅及び50室以下の寄宿舎若しくは下宿は、公共的施設にも特定公共的施設にも該当しない。

共同住宅は、集合住宅の一形式で一棟に2戸以上の住戸があり、柱、床、壁などの構造、廊下、階段その他の生活施設を共有しているアパート、マンションなどをいう。

共同住宅については、入居者である特定の者の共有物、あるいは、使用するものであり、店舗等とは性格が異なり、不特定かつ多数が利用するという性格は薄い。大規模な共同住宅や住宅団地の場合、障害者、高齢者を含むだれでも入居の機会を有し、また、だれでも訪問できるように整備を促進する必要があるとの考えにより、公共的施設の対象とされたところである。

寄宿舎とは、学校、事務所、病院、工場等の事業に付属する居住施設で、主として生徒、職員、従業員等のうち、単身者等を対象とする複数の寝室を有し、食堂、浴室等の共同施設が設けられたものをいう。このため、主要用途が「〇〇寮」となっている一室で一つの住居を形成する計画（キッチン、バス、トイレ付き）になっていれば共同住宅として扱う。

(22) 地下街等

公 共 的 施 設	特定公共的施設
ア 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2第1項に規定する地下街 イ 消防法施行令（昭和36年法律第37号）別表第1（16の3）項に掲げる建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの	全てのもの

この項では、地下街及びこれに類する施設を公共的施設として規定し、その全てのものを特定公共的施設としている。

県内には消防法第8条の2第1項に規定する地下街は現在のところ存せず、消防法施行令別表第1（16の3）項に掲げる建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものが静岡駅前等にみられる。

(23) 事務所

公 共 的 施 設	特定公共的施設
事務所の用に供するもの	用途面積が 2,000 平方メートル以上のもの

この項では、事務所を公共的施設として規定し、用途面積 2,000 平方メートル以上のものを特定公共的施設としている。

ここでは設計上の自由度があり、設計変更等の措置が容易であること、社会的に公共的用途を含む規模として、用途面積 2,000 平方メートル以上を規定している。

なお、不特定多数の者が利用する部分がない場合は、特定公共的施設の対象とならない。

(24) 工場

公 共 的 施 設	特定公共的施設
工場の用に供するもの	用途面積が 2,000 平方メートル以上のもの

この項では、工場を公共的施設として規定し、用途面積 2,000 平方メートル以上のものを特定公共的施設としている。

なお、見学ルートやショールームが設置され一般の者が訪れる場合のみ特定公共的施設の対象とし、従業員や関係取引先のみが訪れる場合（不特定多数の者が利用する部分がない場合）は対象とならない。

2 公共交通機関の施設のうち建築物以外の施設

公 共 的 施 設	特定公共的施設
バリアフリー法第2条第6号に規定する旅客施設（以下単に「旅客施設」という。）	全てのもの

この項では、公共交通機関の施設（鉄道駅、バスターミナル、港湾旅客施設、空港）で、バリアフリー法第2条第6号に規定する旅客施設を公共的施設と規定し、全てのものを特定公共的施設としている。

バリアフリー法第8条第1項の規定の適用を受けるもの公共的施設は整備基準の対象から除外している。

3 道路

公 共 的 施 設	特定公共的施設
道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。）	全てのもの

この項では、道路法に定める道路（自動車専用道を除く。）を公共的施設として規定し、その全てのものを特定公共的施設としている。

なお、道路法に定める道路以外の農道、林道等については、特定の者の一定の目的のために設置されるものであることから対象外とされた。

バリアフリー法第10条第1項の規定の適用を受ける公共的施設は整備基準の対象から除外している。

市街地開発事業、開発行為等に伴い新設されるもので完成後に道路法の手続がとられる予定のものについては、公共的施設には当たらないが、実際に新設する者と完成後の管理者が異なり、その後の改修により整備基準に適合させることは困難であるので、開発審査、引継協議等の機会をとらえて、整備基準への適合を指導するのが望ましい。

4 公園等

公 共 的 施 設	特定公共的施設
(1) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園 (2) 児童福祉法第 40 条に規定する児童遊園 (3) 港湾法第 2 条第 5 項第 9 号の 3 に規定する港湾環境整備施設である緑地 (4) 博物館法第 2 条第 1 項に規定する博物館又は同法第 31 条第 2 項に規定する指定施設その他これらに類する施設 (5) (1) から (4) までに掲げる公共的施設以外の公園、緑地、動物園、植物園、遊園地その他これらに類する施設で敷地面積が 2,500 平方メートル以上のもの	全てのもの

都市公園、児童遊園、港湾緑地、動物園・植物園及び公園・緑地・動物園・植物園・遊園地その他これらに類する施設で敷地面積が 2,500 平方メートル以上のものを公共的施設として規定し、その全てのものを特定公共的施設として扱っている。この場合、有料、無料を問わず対象となる。

自然公園法に基づく国立公園、国定公園、自然公園は、主として自然の風景地を保護するために指定されたものであり、現状変更に一定の規制が課されており、本条例の整備基準の適合努力義務と相反することも予想されることから、対象外とされた。

バリアフリー法第 13 条第 1 項の規定の適用を受ける公共的施設は整備基準の対象から除外している。

なお、開発行為等によるもので完成後に都市公園等として移管されるものは対象にはならないが、行政指導等により整備基準への適合を指導することが望ましい。

5 建築物以外の路外駐車場

公 共 的 施 設	特定公共的施設
駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場（機械式駐車場を除く。）	自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 平方メートル以上のもの

この項では、路外駐車場を公共的施設として規定し、そのうち自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 平方メートル以上のものを特定公共的施設としている。

本項の路外駐車場は、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいう。このため、特定の者が利用する月ぎめ駐車場や一般に開放していない事業者の専用駐車場、共同住宅の居住者専用駐車場等は該当しない。

また、機械式駐車場については、構造上整備基準への適合は困難であるため、整備の対象から除外している。

- ・バリアフリー法第 11 条第 1 項の規定の適用を受ける公共的施設は整備基準の対象から除外している。
- ・「路外駐車場」とは、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるものをいう。

IV 整備基準の解説

整備基準の解説

1 整備基準の位置付け

整備基準は、「障害者高齢者等が公共的施設を安全かつ円滑に利用できるものとするために必要な基準」であり、条例第14条第2項に基づき、規則で定めることとしている。

この整備基準は、障害者、高齢者等の利用を阻んでいる障壁を除去するための整備についての基本的事項を定めたものである。

なお、建築物に関する整備基準については、原則として「高齢者、障害者等の移動等の円滑化促進に関する法律（平成18年法律第91号）」（バリアフリー法）の利用円滑化基準に準じている。

2 整備箇所

整備すべき箇所として、建築物にあつては、廊下（廊下に付随して設けられるロビー、ホール、エレベーターの乗降ロビー等を含む。）、階段、傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、利用円滑化経路（利用円滑化経路を構成するエレベーター、エスカレーターを含む。）、案内設備までの経路、レジ通路及び公共的施設の改札口を、道路、公園等、路外駐車場にあつては、歩道、公園等の出入口、園路、駐車場などを定めている。

これらの箇所は、主として施設を利用するために人が移動するための空間であり、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするためには、特に整備が必要とされる箇所である。

ただし、これらの箇所にあつても、整備基準が適用されるのは不特定かつ多数の者が利用する部分に限られ、施設の管理人又は従業員などの特定の者のみが使用する部分や災害等の緊急時にのみ利用され普段は一般の利用に供しない部分などについては整備基準は適用されない。

ア 不特定かつ多数の者の利用に供する部分が対象であり、倉庫、機械室等、専ら従業員等特定の者のみが使用するバックヤードの部分は含まない。

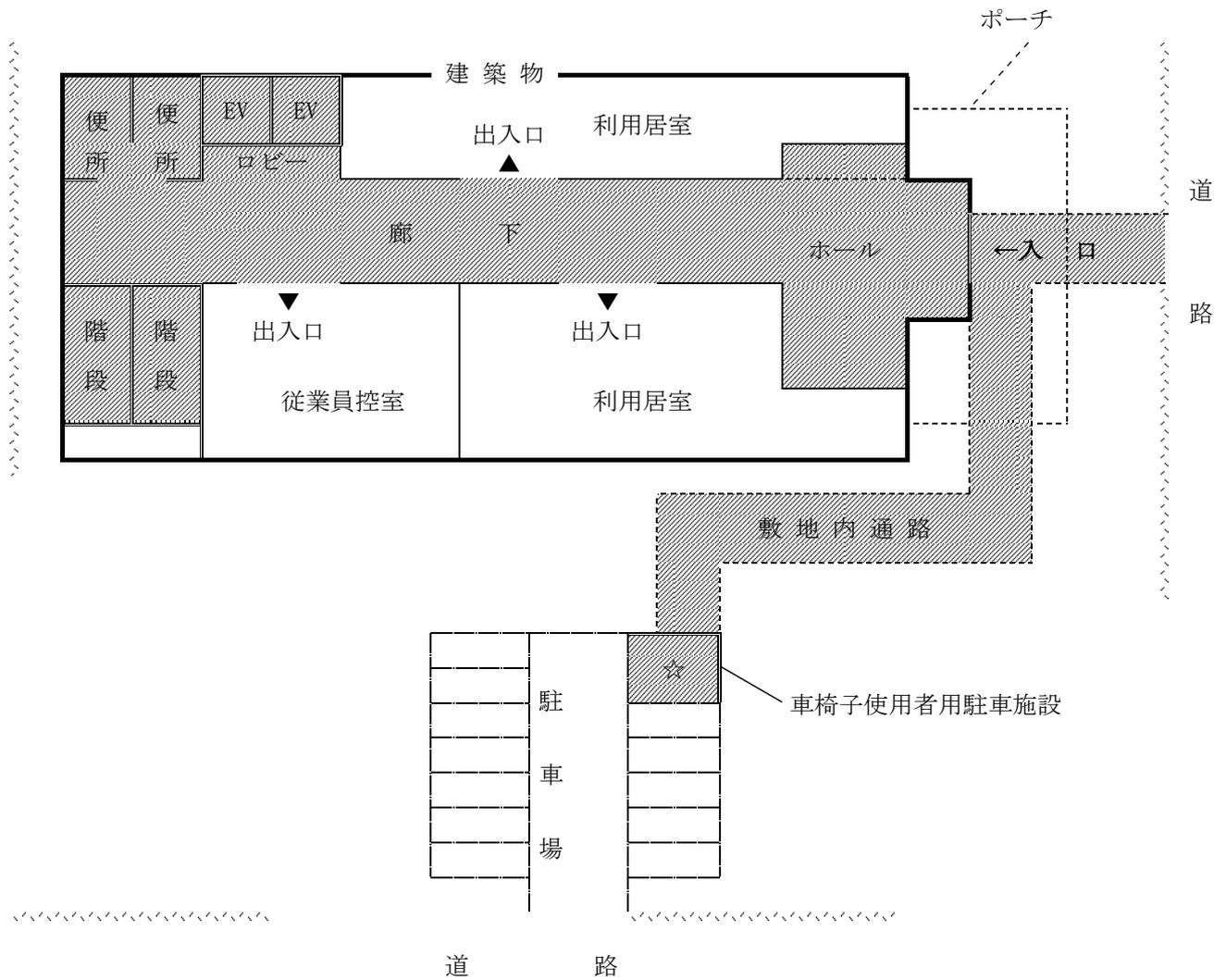
イ 災害時の緊急時にのみ一時的に利用され、常には一般の利用に供しない避難階段等は該当しない。

ウ 共同住宅については、廊下、階段、昇降機等の共用部分のみが対象となり、住居内については適用されない。

公共的施設整備基準一覧

整備箇所	整備基準の内容	
1 廊下等	(1) 全ての廊下	滑りにくい仕上げ
	(2) 階段又は傾斜路の上端に接する部分	点状ブロック等の敷設
2 階段	(1) 階段	①手すりの設置 ②滑りにくい仕上げ ③識別しやすく、つまづきにくい段 ④回り段の禁止
	(2) 段がある部分の上端に近接する踊り場部分	点状ブロック等の敷設
3 傾斜路	(1) 傾斜路	①手すりの設置 ②滑りにくい仕上げ ③識別しやすい傾斜路
	(2) 傾斜がある部分の上端に近接する踊り場部分	点状ブロック等の敷設
4 便所	(1) 一以上の便所	①車椅子使用者用便所の設置 ②腰掛便座、手すり等の適切な配置 ③十分な空間の確保 ④標識の設置
	(2) 一以上の男子用小便器のある便所	床置き小便器の設置
5 敷地内通路	(1) 全ての敷地内通路	滑りにくい仕上げ
	(2) 段	①手すりの設置 ②識別しやすい段 ③つまづきにくい段
	(3) 傾斜路	①手すりの設置 ②識別しやすい傾斜路
6 駐車場	(1) 一以上の車椅子使用者用駐車施設	①幅の確保(350cm以上) ②車椅子使用者用の表示 ③出入口に近い位置への設置
7 利用円滑化経路	(1) 一以上の利用円滑化経路	①道等から利用居室 ②利用居室から車椅子使用者便房 ③車椅子使用者駐車施設から利用居室
	(2) 階段又は段	設置の禁止
	(3) 出入口	①幅の確保(80cm以上) ②通過可能・前後に高低差なし
	(4) 廊下等	①幅員の確保(120cm以上) ②転回用空間の確保(50m以内) ③通過可能・前後に高低差なし
	(5) 傾斜路	①幅員の確保(120cm以上・階段併設:90cm以上) ②勾配の確保(1/12以下・高さ16cm以下:1/8以下) ③踊場の設置(75cm以内ごと幅150cm以上)
	(6) 昇降機	①各種表示装置等の設置 ②出入口幅の確保(80m以内) ③籠停止階・籠の構造 ④乗降ロビーの構造等 ⑤2000㎡以上の建築物の籠 ⑥視覚障害者利用の籠
	(7) 特殊な構造又は使用形態の昇降機	①エレベーターの構造 ②エスカレーターの構造
	(8) 敷地内通路	①幅員の確保(120cm以上) ②転回用空間の確保(50m以内) ③通過可能・前後に高低差なし 傾斜路(5)に同じ
8 案内設備	(1) 一以上の視覚障害者利用円滑化経路の設置	①誘導ブロックの敷設又は音声誘導設備の設置 ②点状ブロック等の敷設 ③段又は傾斜路の上端に点状ブロック等の敷設
9 レジ通路・改札口	(1) 一以上のレジ通路及び公共的施設の改札口	①幅の確保(80cm以上) ②通過可能構造の戸 ③段の禁止

整備箇所の解説図（整備基準の適用の対象となる公共的施設の範囲イメージ）



通路、出入口、階段に係る寸法の基本的な考え方

80cm	→ 車イスが通過できる寸法
90cm	→ 車イスで通過しやすい寸法 通路を車イスで通行できる寸法
120cm	→ 通路を車イスが通行しやすい寸法 人が横向きになれば車イスとすれ違える寸法 松葉杖利用者が円滑に通過できる寸法
140cm	→ 車イスが回転（180° 方向転換）できる寸法
150cm	→ 車イスが回転できる寸法 人と車イスがすれ違える寸法 松葉杖利用者が円滑に上下できる階段幅の寸法
180cm	→ 車イスが回転しやすい寸法 車イス同士が行き違いやすい寸法

(参考) 上記の元となっている寸法体系 (○ 利用が可能である寸法)
(◎ 利用が容易である寸法)

	80	90	100	110	120	130	140	150	160	170	180	210
車イスが通過	○	◎										
松葉杖で通過					◎							
車イスで通行		○			◎							
松葉杖で通行					◎							
車イスと人のすれ違い					○			◎				
車イスが方向転換							○				◎	
車イス同士のすれ違い											◎	
車イスが回転								○				◎
松葉杖で階段を昇降					○			◎				

各公共的施設における不特定かつ多数の者が利用する部分（整備が必要な部分）の考え方

公共的施設	整備が必要な部分
(1) 社会福祉施設	・施設利用者（従業員を除く）が利用する部分 ※施設の特徴から不特定かつ多数の者が利用する部分と利用しない部分に分かれる場合、不特定かつ多数の者が利用する部分のみを整備すれば適合とする。
(2) 医療施設	・患者が利用する部分
(3) 官公庁施設	・来庁者（一般住民）が利用する部分
(4) 教育施設	・児童・生徒・学生、教職員が利用する部分
(5) 文化施設	・来館者が利用する部分
(6) 削除	
(7) 宿泊施設	・宿泊者が利用する共用部、及び客室までの経路 ※全ての客室までの経路、客室内部についても整備することが望ましいが、共用部と最低1つの客室までの経路を整備すれば適合とする。
(8) 娯楽施設	・客が利用する部分
(9) 集会施設	・施設利用者が利用する部分（ただし、バックヤードは除く。）
(10) 展示施設	・来館者が利用する部分
(11) スポーツ及びレクリエーション施設	・客が利用する部分
(12) 環境衛生施設	・外来者が利用する部分（※バックヤードは除く）
(13) 公共事業を営む店舗等	・客が利用する部分
(14) 金融機関の店舗	・客が利用する部分
(15) 物品販売業を営む店舗	・客が利用する部分
(16) 飲食店等	・客が利用する部分
(17) サービス業を営む店舗	・客が利用する部分
(18) 自動車車庫	・施設利用者が利用する部分
(19) 自動車教習所等	・生徒、来客が利用する部分で出入口から受付までの経路 ※教室については整備することが望ましいが、受付までを整備すれば適合とする。
(20) 複合施設	・不特定多数の者が利用する共用スペース（出入口、廊下、階段、便所、エレベーター、駐車場等）
(21) 共同住宅等	・共用部（ホール、談話室、食堂、浴室等、共用廊下）
(22) 地下街等	・共用部分
(23) 事務所	・外来者が利用する部分
(24) 工場	・一般客向けの見学ルート、ショールーム等の部分 ※従業員や関係取引先のみが訪れる場合（不特定多数の者が利用する部分がない場合）は整備の対象とならない。（届出不要）

別表第2（第3条関係）の解説

1 建築物に関する整備基準

部 分	整 備 基 準
(1) 廊下その他これに類するもの （以下「廊下等」という。）	ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 イ 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの（以下「点状ブロック等」という。）を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの (ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの

廊下については、全ての廊下が満たすべき共通性能として「滑りにくい仕上げとすること」を規定している。また、階段又は傾斜路の上端に近接する部分には、視覚障害者の転落を警告するため、点状ブロック等の床面への敷設を規定している。

- ・「自動車駐車施設」について、階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等の敷設を免除しているのは、視覚障害者には運転手等の視覚障害者以外の者が必ず同行することが見込まれているためである。
- ・滑りにくい材料については、高齢者・障害者などに配慮した建築設計標準（令和3年3月 国土交通省）（以下、「設計標準」という。）P2-301を参考とする。

【届出時】

- ・粗面、又は滑りにくい材料であることをカタログ等で確認できることが望ましい。

部 分	整 備 基 準
(2) 建築物の階段 (その踊場を含む。以下同じ。)	ア 踊場を除き、手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。こと。 エ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。 オ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分が(1)の項イのウ)に該当するもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。 カ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。

屋内の階段、及び建築物に付属する屋外の階段が整備の対象となる。

階段については、不特定かつ多数の者が利用する避難階以外の階に通ずるものは全て基準に適合することを求めている。

- ・点状ブロックの敷設は、階段に連続手すりを設置した場合には緩和される。
- ・滑りにくい材料については、高齢者・障害者などに配慮し設計標準 P2-301 を参考とする。

【届出時】

- ・粗面、又は滑りにくい材料であることをカタログ等で確認できることが望ましい。
- ・点状ブロックを敷設する場合は、その敷設位置が確認できるよう平面図等に記載すること。

部 分	整 備 基 準
(3) 建築物の傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）のうち階段に代わり、又はこれに併設するもの	ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ウ その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。こと。 エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分の上端に近接する踊場の部分が(1)の項イの(ア)から(カ)までのいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。

屋内の傾斜路、及び建築物に付属する屋外の傾斜路で、「勾配が12分の1を超える傾斜」、又は「高さが16センチメートルを超える傾斜」のものが整備の対象となる。

傾斜路の材質は、(1)の項及び(2)の項に定めるものと同様に「滑りにくい仕上げとすること」を規定している。

- ・勾配については、国際シンボルマークの掲示のための基準となっている12分の1を基本勾配として採用している。
- ・踊場の規定は、スロープの長さが長く(勾配12分の1で9m)なる場合には昇降中の車椅子使用者が休憩及び加速できるような平坦な部分を設ける必要があることから設けたものである。
- ・手すりは片側でもよいこととしている。なお、片側まひの方による利用等を考慮した場合、できる限り両側に設けることが望ましい。(2)階段の場合も同様)
- ・さらに、弱視等の視覚障害者のために傾斜路の仕上げを周囲と識別しやすいものとする。こと及び踊場に点状ブロック等の警告ブロックを設けることを規定している。
- ・滑りにくい材料については、設計標準P2-301を参考とする。
- ・整備の対象とならない傾斜路であっても、整備基準に適合することが望ましい。

【届出時】

- ・粗面、又は滑りにくい材料であることをカタログ等で確認できることが望ましい。

部 分	整 備 基 準
(4) 便所	<p>ア 1 以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして次に定める構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を1 以上設けること。</p> <p>a 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>b 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、車椅子使用者用便房であることを表示した標識を掲示すること。</p> <p>イ 男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1 以上に、床置き式の小便器その他これに類する小便器を1 以上設けること。</p>

便所の基準は不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合にのみ適用される。従業員用の便所のみを設けている場合などには適用されない。

- ・不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける建築物には1 以上の車椅子使用者便房を設けることを定めている。
- ・車椅子使用者用便房は出入口と便座の位置関係等により様々な平面計画があり得ることから、「車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房」と規定している。十分な空間については、径 150cm 以上（便房内部で車椅子が回転できる空間）を確保出来ることが基準となる。
- ・出入口については、有効 80cm 以上（車椅子による出入に支障がない寸法）が確保出来ることが基準となる。
- ・車椅子使用者用便房の位置を示す標識を便所の出入口又はその付近に掲示し、適切に情報提供するよう規定している。
- ・男子用小便器のある便所を設ける場合には、1 以上の床置き式小便器、壁掛け式の小便器（受け口の高さが 35cm 以下のものに限る）その他これらに類する小便器を設けることを規定している。
- ・車椅子使用者用便房を複数設置する場合は、そのうち1 以上にオストメイト用設備を設けることが望ましい。

【届出時】

- ・車椅子使用者用便房の位置、寸法、内部の設備、標識の設置位置を確認できるよう、平面図等に明記すること。
- ・十分な空間が確保出来ていることを示すために、平面図にφ 150cm の内接円を明記すること。

部 分	整 備 基 準
(5) 敷地内の通路 (屋外)	<p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。</p> <p>イ 段がある部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(イ) その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p>

敷地内の通路とは、道路や駐車場から建築物の出入口等までの通路、同一敷地内の建築物間の通路の全てを対象としており、(7)障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路（利用円滑化経路）以外も整備することが望ましい。ウ傾斜路については、屋外に設ける傾斜路で、「勾配が12分の1を超える傾斜」、又は「高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜」のものが整備の対象となる。

- ・材質は、(1)の項、(2)の項及び(3)の項に定めるものと同様に「滑りにくい仕上げとすること」を規定している。
- ・段がある場合には、(2)の項のア、ウ及びエに定める構造に準じたものとするを規定している。
- ・傾斜路がある場合には、(3)の項のア及びウに定める構造に準じたものとするを規定している。
- ・整備の対象とならない傾斜路であっても、整備基準に適合することが望ましい。
- ・滑りにくい材料については、設計標準 P2-301 を参考とする。
- ・敷地内の通路の範囲については、設計標準 P2-37 を参考とする。

【届出時】

- ・粗面、又は滑りにくい材料であることをカタログ等で確認できることが望ましい。

部 分	整 備 基 準
(6) 駐車場	<p>ア 機械式駐車場及び共同住宅等に設ける駐車場を除き、1以上の駐車場に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を1以上設けること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(7) 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設であることを表示すること。</p> <p>(ウ) (7)の項アの(イ)に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>

建築物に1以上の車椅子使用者用駐車施設を設けることを規定している。

- ・車椅子使用者用駐車施設は車椅子使用者が自立して乗降できるよう十分な乗降スペースを確保するため、駐車ますの幅を350cmとしている。
- ・車椅子使用者用駐車施設である旨の表示は路面への表示のみでも可とするが、車が駐車すると隠れてしまうため、区画の塗装や立て看板の設置等の見やすい方法で併せて表示することが望ましい。（立て看板については、三角コーン等、簡易的なものでもよい。）
- ・車椅子使用者の利便性を考慮し、「車椅子使用者用駐車施設」は、利用居室までの経路をできるだけ短くするような位置に設置するよう規定している。

【届出時】

- ・車椅子使用者用駐車施設の位置、車椅子使用者用駐車施設である旨の表示位置を図面で確認できるよう、配置図等に明記すること。

部 分	整 備 基 準
<p>(7) 障害者、高齢者等が円滑に利用できる屋内外の経路（以下「利用円滑化経路」という。）</p>	<p>ア 次に掲げる場合（地下街等に設ける場合を除く。）には、それぞれ(7)から(9)までに定める経路のうち1以上を、利用円滑化経路とすること。</p> <p>(7) 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する居室（直接地上へ通ずる出入口のある階（(7)の項において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに居室がある建築物にあつては、地上階にあるものに限る。以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路</p> <p>(イ) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。(9)において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>(ロ) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p> <p>イ 利用円滑化経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(7) 当該利用円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 当該利用円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(ロ) 当該利用円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>a 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>b 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>c 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>(エ) 当該利用円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、(3)の項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>a 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>b 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>c 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメー</p>

	<p>トル以内ごとに踏幅が 150 センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>(カ) 当該利用円滑化経路を構成する昇降機（(カ)に定めるものを除く。(カ)において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。</p> <p>a 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>b 籠及び昇降路の出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。</p> <p>c 籠の奥行きは、135 センチメートル以上とすること。</p> <p>d 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは 150 センチメートル以上とすること。</p> <p>e 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>f 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>g 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>h 用途面積の合計が 2,000 平方メートル以上の建築物（教育施設、自動車教習所等、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）の利用円滑化経路を構成する昇降機にあっては、a から c まで、e 及び f に定めるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(a) 籠の床面積は、1.83 平方メートル以上とすること。</p> <p>(b) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。</p> <p>i 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降ロビーにあっては、a から h までに定めるもののほか、次に掲げるものとする。ただし、昇降機及び乗降ロビーが(1)の項イの(ウ)に該当するものである場合は、この限りでない。</p> <p>(a) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(b) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>(c) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(カ) 当該利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして次に定める構造方法とすること。</p>
--	--

	<p>a エレベーターにあつては、次に掲げるものとする。</p> <p>(a) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1413号）第1第9号に規定するものとする。</p> <p>(b) 籠の床面積は、0.84平方メートル以上とすること。</p> <p>(c) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあつては、籠の床面積が十分に確保されていること。</p> <p>b エスカレーターにあつては、次に掲げるものとする。</p> <p>(a) 2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降させることができ、かつ、当該運転時の定格速度が30メートル以下であること。</p> <p>(b) 2枚以上の踏段を同一の面とした先端の部分に車止めを設けること。</p> <p>(※) 当該利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(5)の項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>a 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>b 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>c 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>d 傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(a) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。</p> <p>(b) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。</p> <p>(c) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>ウ アの(ア)に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性によりイの(イ)の規定によることが困難である場合におけるア及びイの規定の適用については、アの(ア)中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p>
--	--

この項では、「道等から利用居室」、「利用居室（又は道等）から車椅子利用者用便房」及び「車椅子利用者用駐車施設から利用居室」の経路のうち、一以上を利用円滑化経路とし、出入口、廊下等、傾斜路、昇降機及び敷地内の通路の整備をすることについて規定している。

- ・「1以上」とは、想定されるいくつかの経路のうちで、最低1ルート以上を「利用円滑化経路」として設定する必要があるということである。なお、上記の3経路については、それぞれの経路ごとに最低1ルート以上の「利用円滑化経路」の設定が必要である。
- ・アの(ア)は、「各利用居室」の1出入口から、道等に至るまでの経路のうち1以上を利用円滑化経路とし

て整備することを規定したものである。

- ・アの(ア)の括弧書きは、「2層の建築物は、地上階の直上階若しくは直下階の居室への移動円滑化経路の整備を免除する」規定であり、「直接地上へ通ずる出入口のある階（地上階）」又は「地上階の直上階若しくは直下階」のみに居室（利用居室）がある場合の緩和を示したものである。
- ・イの(イ)では、障害者、高齢者等の「つまづき」や「転倒」を考慮して、傾斜路又は昇降機を併設する場合を除いて、階段又は段の設置を禁止している。
- ・出入口については、設計標準 P2-69 を参考とする。
- ・屋外に通じる出入口の建具は、雨仕舞の関係等から段差が生じる場合には、高低差 2cm 程度で丸みを持たせる、すりつけを設ける等、車椅子の妨げとならないよう配慮すれば段と見なさない。
- ・居室からバルコニーやテラスへの出入口についても、段差がないことが望ましい。
- ・イの(イ)の a の「幅」は、「有効幅」をいう。以下の項で同様とする。なお、引戸の有効幅は、引き残り部分は含めない寸法である。
- ・イの(イ)の a の「幅」で廊下等に手すりがある場合は、手すりの内側で計測した寸法である。
- ・イの(イ)の b の「車椅子の転回に支障がない場所」とは、径 150 cm 以上のスペースや T 字形の交差部などが該当する。
- ・イの(イ)の a の「傾斜路の幅」120 cm は、人が横向きになれば車椅子とすれ違える寸法であり、「階段に併設する場合の幅」90 cm は、傾斜路を車椅子で通行できる寸法である。
- ・イの(イ)の b の勾配は、国際シンボルマークの掲示のための基準となっている 1/12 を基本勾配として採用している。なお、高さが 16 cm 以下の場合には、建築基準法で規定されている最大勾配 1/8 まで認めている。
- ・イの(イ)の b の籠及び昇降路の出入口の幅 80 cm は、車椅子が通過できる寸法である。
- ・イの(イ)の c の奥行き 135 cm は、11 人乗りの籠の奥行き寸法である。なお、電動車椅子の収納可能寸法である。
- ・イの(イ)の d の乗降ロビーの寸法 150 cm 角は、車椅子の転回可能寸法である。
- ・イの(イ)の f の籠の現在位置を表示する装置とは、行き先階登録ボタンの応答灯のことである。
- ・イの(イ)の h（用途面積 2,000 m²以上の建築物（教育施設、自動車教習所等、共同住宅等、事務所及び工場を除く））の(a)の籠の床面積 1.83 m²は、11 人乗りの場合の最小床面積である。
- ・イの(イ)の i の基準は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降ロビーに限って適用される」ので、注意をすること。
- ・イの(イ)の特殊な構造又は使用形態の昇降機には、階段昇降機、段差解消機等がある。
- ・イの(イ)は、利用円滑化経路を構成する「敷地内の通路」を規定したものであり、(5) の項の「敷地内の通路」の基準に、さらに別の基準を上乗せしている。
- ・ウの「利用円滑化経路を構成する敷地内の通路」が地形の特殊性によりイの(イ)の規定によることが困難な場合とは、急傾斜地等の地形をいう。

【届出時】

- ・設定した「利用円滑化経路」を確認できるよう、配置図、平面図等に明記すること。

- ・利用円滑化経路の各種寸法を確認できるよう、配置図、平面図等に明記すること。
- ・敷地内の段差の有無を確認できるよう、高低差を明記すること。
- ・設定した利用円滑化経路が複数ある場合は、それぞれについて明記し、利用円滑化経路の数を公共的施設整備計画表（様式第1号（その1））に明記すること。

部 分	整 備 基 準
(8) 案内設備までの の屋内外の経路	<p>ア 建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備を設ける場合は、道等から案内設備までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）のうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。）とすること。ただし、道等から案内設備までの経路が(1)の項イの(ウ)に該当するもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路がイに定める基準に適合するものである場合は、この限りでない。</p> <p>イ 視覚障害者利用円滑化経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ウ) 当該視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等（視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせたもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>(イ) 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>a 車路に近接する部分</p> <p>b 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（(1)の項イの(ウ)若しくは(イ)のいずれかに該当するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等の部分を除く。）</p>

道等から案内設備までの経路は、「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの」に限られる。また、案内設備を設けない場合は対象とならない。

- ・「一以上」とは、想定されるいくつかの経路のうちで、最低1ルート以上を「視覚障害者利用円滑化経路」として設定する必要があるということである。
- ・「案内設備」とは、不特定かつ多数の者並びに視覚障害者が利用する場合で、施設全体を表示する案内板（音声案内・点字等の機能がついていないものも含む）、点字案内板及び音声誘導案内設備等をいい、受付等（常時、外来者のために全体の案内や受付を行う人がいる場所）を含む。
- ・受付等から容易に視認できる場合やインターホンで対応しそこから直接的対応ができる場合には、その位置を当該出入口と見なし、ただし書きを適用することができる。ただし書きを適用する場合は、届出書の欄外にその旨を明記すること。
- ・イの(ウ)及び(イ)では、「視覚障害者利用円滑化経路」の構造等を規定している。

(常時、外来者のために全体の案内や受付を行う人がいる受付等の例)

- ・百貨店の総合案内 ・銀行の窓口 ・宿泊施設のフロント ・総合病院の案内所

(常時、外来者のために全体の案内や受付を行う人がおらず、案内設備に該当しない受付等の例)

- ・物品販売業を営む店舗等のサービスカウンター ・個人病院の受付

【届出時】

- ・案内設備、インターホン、点字ブロック等の設置位置がわかるよう、配置図、平面図に明記すること。

部 分	整 備 基 準
(9) レジ通路及び 公共的施設の改 札口	<p>ア 物品販売業を営む店舗等のレジ通路のうち1以上は、次に掲げるものとする こと。</p> <p>(7) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(i) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易 に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>イ 公共的施設の入場料金等を徴収するための改札口のうち1以上は、アに定め るものとする。</p>

この項では、スーパーマーケット等のレジ通路、及び公共的施設の入場料金等を徴収するための改札口の
うち一以上は、車椅子使用者が通過できるような構造とすることを求めている。

- ・ 出入り口の幅 80 cm は、車椅子が通過できる寸法である。
- ・ 「車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造」には、車椅子使用者が通過できない構造の「回転扉等
としない」ことを求めている。
- ・ 「その(戸の)前後に高低差がないこと」とは、車椅子使用者が楽に通過できる仕様の段(例:高低差が 2 cm
程度で丸みを持たせた段)が該当する。

【届出時】

- ・ 寸法を確認できるよう、平面図等に明記すること。

2 公共交通機関の施設に関する整備基準

部 分	整 備 基 準
<p>(1) 障害者、高齢者等が円滑に通 行できる経路 (以下「移動円 滑化経路」とい う。)</p>	<p>ア 公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等（条例第25条に規定する公共車両等及び航空機をいう。以下同じ。）の乗降口との間の経路のうち乗降場ごとに1以上を移動円滑化経路とすること。</p> <p>イ 移動円滑化経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設けることが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設けることが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。</p> <p>ウ 移動円滑化経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(7) 当該移動円滑化経路と公共用通路の出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>a 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>b 戸を設ける場合には、aに定める構造とし、かつ、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>c 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 当該移動円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>a 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、末端の付近の広さを車椅子の転回に支障がないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>b 戸を設ける場合には、(7)のaに定める構造とし、かつ、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>c 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(7) 当該移動円滑化経路を構成する傾斜路は、1の表(7)の項イの(イ)のaからcまでに定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。</p>

- (エ) 当該移動円滑化経路を構成するエレベーターは、次に掲げるものとする。
- a 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - b 籠の幅は140センチメートル以上とし、奥行きは135センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置を設けているものに限る。）については、この限りでない。
 - c 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、bのただし書に規定する場合は、この限りでない。
 - d 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。
 - e 籠内に手すりを設けること。
 - f 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとすること。
 - g 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
 - h 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - i 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - j 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置のうちそれぞれ1以上は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - k 乗降ロビーの幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。
 - l 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。
- (オ) 当該移動円滑化経路を構成するエスカレーターは、次に掲げるものとする。
- ただし、e及びfについては、複数のエスカレーターを隣接した位置に設ける場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> a 踏段の表面及びくし板は、滑りにくい材料で仕上げること。 b 昇降口において、3枚以上の踏段が同一平面上にあること。 c 踏段の端部とその周囲の部分及びくし板の端部と踏段の色の明度の差が大きいこと等により踏段相互及びくし板と踏段との境界を容易に識別できるものとする。 d エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等にエスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でない場合は、この限りでない。 e 幅は、80センチメートル以上とすること。 f 踏段の面は、車椅子使用者の円滑な昇降に必要な広さとすることができる構造とし、かつ、車止めを設けること。 <p>(カ) 当該移動円滑化経路を構成する改札口のうち1以上の幅は、80センチメートル以上とすること。</p>
<p>(2) 通路その他これに類するもの (以下「通路等」という。)</p>	<p>ア 通路は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (イ) 段を設ける場合は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別でき、かつ、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。 <p>イ 階段は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (イ) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を張り付けること。 (ウ) 回り段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (エ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (オ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。 (カ) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。 (キ) 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。 <p>ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (7) 手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 (イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

	<p>(ウ) 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>エ 通路等であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>オ エの規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等と(1)の項ウの(エ)のjの基準に適合する乗降ロビーに設ける制御装置、(5)の項エの規定により設ける設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び(4)の項の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、エのただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>カ 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
--	---

<p>(3) 便所</p>	<p>ア 出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>イ 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けること。</p> <p>エ ウの規定により設ける小便器には手すりを設けること。</p> <p>オ 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便所（便房を含む。以下同じ。）を1以上設けること。</p> <p>カ 移動円滑化経路とオに規定する便所との間の経路における通路のうち1以上は(1)の項ウの(イ)の a から c までに掲げるものとする。</p> <p>キ オに規定する便所は、次に掲げるものとする。</p> <p>(7) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(ウ) 出入口には、障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造であることを表示する標識を設けること。</p> <p>(エ) 出入口に戸を設ける場合には、幅は80センチメートル以上とし、かつ、障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(オ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>(カ) 便房には、腰掛便座、手すり及び障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p>
<p>(4) 乗車券等販売所、待合所及び案内所</p>	<p>ア 乗車券等販売所のうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>(7) 移動円滑化経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち1以上は、(1)の項ウの(イ)の a から c までに掲げるものとする。</p> <p>(イ) 出入口のうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>c 戸を設ける場合には、幅は80センチメートル以上とし、かつ、障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(ウ) カウンターを設ける場合には、そのうち1以上は車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの</p>

	<p>前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>イ 待合所及び案内所のうちそれぞれ1以上は、アに定める構造に準ずるものとする。</p>
(5) 案内設備	<p>ア 車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 昇降機、便所又は乗車券等販売所（以下「移動円滑化のための主要な設備」という。）の付近には、移動円滑化のための主要な設備があることを表示する標識を設けること。</p> <p>ウ 共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入口又は改札口。エにおいて同じ。）の付近には、移動円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、移動円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>エ 共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p>
(6) 券売機及び休憩設備	<p>ア 乗車券等販売所の券売機のうち1以上は、障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造のものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口を設置している場合は、この限りでない。</p> <p>イ 障害者、高齢者等の休憩の用に供する休憩設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p>
(7) 乗降場	<p>ア 鉄道駅のプラットフォームは、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとする。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。</p> <p>(イ) プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らであること。</p> <p>(ウ) プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の乗降を円滑にするための設備を1以上備えること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(エ) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(オ) ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(カ) プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵</p>

	<p>を設けること。ただし、当該端部に階段を設置している場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</p> <p>(キ) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合及びホームドア又は可動式ホーム柵を設けた場合は、この限りでない。</p> <p>イ 軌道停留場のプラットホームは、アに定める構造に準ずるものとする。</p> <p>ウ バスターミナルの乗降場は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(イ) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車のために供する場所（以下「自動車用場所」という。）に接する部分には、柵、点状ブロック等その他の視覚障害者の自動車用場所への進入を防止するための設備を設けること。</p> <p>(ウ) 当該乗降場に接して停留する自動車に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造とする。</p> <p>エ 旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラップその他の設備は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 幅は、90センチメートル以上とする。</p> <p>(イ) 手すりを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(ウ) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>オ 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋は、次に掲げるものとする。ただし、(イ)及び(ウ)については、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 幅は、90センチメートル以上とする。</p> <p>(イ) 勾配は、12分の1以下とする。</p> <p>(ウ) 手すりを設けること。</p> <p>(エ) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p>
--	--

この項では、バリアフリー法第2条第6項に規定する旅客施設（以下、「旅客施設」という。）について規定している。

- ・バリアフリー法では、旅客施設の「新築及び大規模改良」を行う場合は、整備基準への義務化が規定されているため、福祉のまちづくり条例では、「大規模の模様替え及び用途変更」のみが整備基準の対象となっている。
- ・「特定公共的施設新築等届出書」の提出先は、健康福祉部地域福祉課（県下各市町から各健康福祉センター経由）であり、審査及び検査等も健康福祉部地域福祉課が行う。
- ・公共交通機関については、バリアフリー法の整備基準を適用する。

【届出時】

- ・視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は、その敷設位置が確認できるよう平面図等に記載すること。

3 道路に関する整備基準

部 分	整 備 基 準
(1) 歩道	<p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げることを。</p> <p>イ 幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 勾配は、車椅子使用者の通行に支障のないものとする。</p> <p>エ 巻き込み部分及び横断歩道と接する部分には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>オ 旅客施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道その他の視覚障害者の歩行が多い歩道には、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>カ 横断歩道、バスの停留所等に接する歩道には、必要に応じて歩行者等の滞留の用に供する部分を設けること。</p>
(2) 横断歩道橋及び地下横断歩道	<p>階段及び傾斜路には、手すりを設けること。</p>

道路については、歩道及び横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）について、整備基準を定めている。

- ・(1)のイの「歩道幅員 200 センチメートル以上」は、車椅子使用者が円滑にすれ違いできる寸法である。
- ・(1)のエの「車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない」とは、歩道の切り下げ、すりつけ等を行うことである。
- ・(1)のオの「視覚障害者の利用の多い施設」とは、視覚特別支援学校、点字図書館等の他に、市町庁舎、総合病院等も含むと考えられる。

【届出時】

- ・粗面、又は滑りにくい材料であることをカタログ等で確認できることが望ましい。
- ・視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は、その敷設位置が確認できるよう平面図等に記載すること。

4 公園等に関する整備基準

部 分	整 備 基 準
(1) 出入口及び改札口	<p>ア 1以上の出入口は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (イ) 幅は、120センチメートル以上とすること。 (ウ) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。 (エ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 (オ) 車止め柵を設ける場合には、有効幅員を90センチメートル以上とすること。 <p>イ 1以上の改札口は、1の表(9)の項アに定める構造に準じたものとする。</p>
(2) 園路	<p>主要な園路のうち、1以上の園路は、(1)の項に定める構造の出入口又は改札口に接するものとし、かつ、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (イ) 幅員は、120センチメートル以上とすること。 (ウ) 縦断勾配は、8パーセント以下とし、かつ、横断勾配は、水勾配程度とすること。 (エ) 4パーセント以上の縦断勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平な部分を設ける。 (オ) 縁石を切り下げる場合には、切下げ部分の幅員は120センチメートル以上、すりつけ勾配は8パーセント以下とし、かつ、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 (カ) 園路を横断する排水溝の蓋は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まないものとする。 (キ) 階段を設ける場合には、当該階段は、(ウ)に定める構造の傾斜路を併設し、かつ、次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 幅は、120センチメートル以上とすること。 b 手すりを設ける。 c 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 d 高低差が250センチメートルを超える場合は、高低差250センチメートル以内ごとに踏幅120センチメートル以上の踊場を設ける。 e 段がある部分の上端に近接する園路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。 (ク) (キ)の階段に併設する傾斜路は、次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 幅は、90センチメートル以上とすること。 b 傾斜路の縦断勾配は、8パーセント以下とすること。

	<p>c 高低差が75センチメートルを超える場合は、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>d 手すりを設けること。</p> <p>e 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>f 傾斜がある部分の上端に近接する園路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
(3) 駐車場	<p>ア 機械式駐車場を除き、車椅子利用者用駐車施設を設けること。</p> <p>イ 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 出入口又は改札口に通ずる位置で、かつ、当該出入口又は改札口との間の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(イ) 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、車椅子利用者用駐車施設であることを表示すること。</p>
(4) 案内表示及び案内表示からの経路	<p>障害者、高齢者等に配慮した案内表示を行い、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>

公園等については、出入口、園路及び主要な施設について整備基準を定めている。

- ・(1)のアの(イ)の「120センチメートル以上」は、車椅子と歩行者がすれ違いできる寸法である。
- ・(1)のアの(エ)の「車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない」とは、切り下げ、すりつけ等を行うことである。
- ・(1)のアの(オ)の「有効幅員を90センチメートル以上」は、車椅子が通過しやすい寸法である。
- ・(1)のイの改札口については、1(建築物)の(9)のアの基準と同様である。
- ・(2)は、公園等の1以上の園路は、車椅子が通行できるものとする規定である。
- ・(2)の(エ)は、途中に、車椅子使用者が休息又は減速できる平坦な部分を設ける規定である。
- ・(2)の(カ)の「つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まないもの」とは、格子蓋の格子穴2cm以下のものの使用や、グレーチングのピッチのすき間1.5cm以下のものの使用等による。
- ・(3)の「駐車場」については、1(建築物)の(6)のイの基準に準じて設置する。
- ・(4)の「障害者、高齢者等に配慮した案内表示」とは、表示板の高さ、文字の大きさ、色づかい、照明等の配慮、点字表示の実施などである。なお、点字表示の案内板へは点状ブロックの敷設が必要である。

【届出時】

- ・粗面、又は滑りにくい材料であることをカタログ等で確認できることが望ましい。
- ・点状ブロックを敷設する場合は、その敷設位置が確認できるよう平面図等に記載すること。

5 建築物以外の路外駐車場に関する整備基準

部 分	整 備 基 準
(1) 出入口	1以上の出入口は、1の表(9)の項アに定める構造に準じたものとする。
(2) 駐車場	<p>ア 車椅子使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設は、4の表(3)の項イに定める構造に準じたものとする。</p> <p>ウ (1)の項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設へ至る通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(7) 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(ウ) 高低差がある場合は、傾斜路又は1の表(7)の項イの(カ)のaに定める構造の昇降機を設けること。</p> <p>(エ) (ウ)に定める傾斜路は、1の表(3)の項アからウまで及び同表(7)の項イの(エ)のaからcまでに定める構造に準じたものとする。</p>

路外駐車場については、出入口及び車椅子使用者駐車施設について整備基準を定めている。

- ・(1)の「出入口」とは、歩行者の出入口をいう。
- ・(2)のイ及びウについては、それぞれ1の建築物の基準に準じたものとする。

【届出時】

- ・粗面、又は滑りにくい材料であることをカタログ等で確認できることが望ましい。

V 条例・規則、適合証

静岡県福祉のまちづくり条例

[平成7年10月18日 条例第47号]

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 福祉のまちづくりに関する施策（第8条—第13条）

第3章 公共的施設等の整備

第1節 公共的施設の整備（第14条—第19条）

第2節 特定公共的施設の整備（第20条—第24条）

第3節 公共的施設以外の施設等の整備（第25条—第27条）

第4章 雑則（第28条・第29条）

附則

すべての人が個人として尊重され、等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、様々な交流やふれあいの中で生きがいを持って生活することができる社会の実現は、私たちすべての願いである。

こうした社会を実現するためには、県民一人ひとりが思いやりの心を持ってお互いを尊重しあい、障害者、高齢者等を含むだれもが自らの意思で自由に行動し、あらゆる施設を安全かつ円滑に利用することができるだれもが住みよい福祉のまちづくりを推進していくことが必要である。

ここに、私たちは、共に力を合わせ、一体となって福祉のまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、福祉のまちづくりを推進するため、県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的に実施し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者、高齢者等 障害者、高齢者その他の者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるものをいう。
- (2) 公共的施設 社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、教育施設、公共交通機関の施設、宿泊施設、店舗、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する施設で規則で定めるものをいう。

(県の責務)

第3条 県は、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を実施する責務を有する。

(市町の責務)

第4条 市町は、県の施策と相まって、当該地域の実情に応じて、福祉のまちづくりに関する施策を実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業の用に供する施設等を障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう、その整備に努めるとともに、県及び市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、県民総参加による福祉のまちづくりを推進するため、自ら進んで福祉の学習活動、障害者、高齢者等との交流活動、ボランティア活動等に積極的に参加するとともに、県及び市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

(福祉のまちづくりの総合的推進)

第7条 県、市町、事業者及び県民は、それぞれの責務を自覚し、一体となって福祉のまちづくりの推進に努めるものとする。

2 県及び市町は、市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の事業が実施される機会をとらえて、福祉のまちづくりを積極的に推進するものとする。

第2章 福祉のまちづくりに関する施策

(施策の基本方針)

第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を実施するものとする。

- (1) すべての県民が福祉のまちづくりに主体的かつ積極的に取り組むよう県民意識の高揚を図る。
- (2) 障害者、高齢者等が自らの意思で自由に移動し、安全かつ円滑に利用できるよう公共的施設等の整備を促進する。

(広報及び情報の提供等)

第9条 県は、福祉のまちづくりに関する事業者及び県民の理解を深め、自主的な活動を促進するため、必要な広報及び情報の提供を行うものとする。

2 県は、市町、事業者及び県民に対し、福祉のまちづくりに関する技術的指導その他必要な措置を講ずるものとする。

(教育の充実)

第10条 県は、障害者、高齢者等に対する県民の理解を深め、思いやりのある心をはぐくむための教育の充実に努めるものとする。

(交流・ふれあいの促進)

第11条 県は、地域社会における障害者、高齢者等との交流・ふれあいの機会の提供及び充実に努めるものとする。

(ボランティア活動の促進)

第12条 県は、県民が障害者、高齢者等の福祉に関するボランティア活動を実践でき

るよう必要な施策の推進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 公共的施設等の整備

第1節 公共的施設の本備

(整備基準)

第14条 知事は、障害者、高齢者等が公共的施設を安全かつ円滑に利用できるものとするため、公共的施設のうち不特定かつ多数の者の利用に供する出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場その他必要と認める部分の構造及び設備の本備に関し必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、公共的施設の区分に応じ、規則で定める。

(公共的施設の本備)

第15条 公共的施設の新築若しくは新設又は整備基準に係る部分の増築、改築、用途の変更（施設の用途を変更して公共的施設としようとする場合に限る。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号の大規模の修繕若しくは同条第15号の大規模の模様替え（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該新築等に係る部分を整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。ただし、整備基準に適合させる場合と同等以上に安全かつ円滑に利用することができる場合又は地形若しくは敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない理由により整備基準に適合させることが困難である場合は、この限りでない。

2 公共的施設の新築等をしようとする者は、前項本文の措置を講ずるに当たっては、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該新築等に係る部分の本備基準への適合状況の把握に努めなければならない。

(指導及び助言)

第16条 知事は、前条第1項本文の措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共的施設の新築等をしようとする者に対し、当該公共的施設的设计及び施工に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

(既存施設の本備)

第17条 この条例の施行の際現に存する公共的施設（以下「既存施設」という。）を所有し、又は管理する者は、当該既存施設について、整備基準への適合状況を把握するとともに、整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事は、整備基準に適合していない既存施設について、特に整備の必要があると認めるときは、当該既存施設を所有し、又は管理する者に対し、必要な要請を行うことができる。

(適合証の交付)

第18条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、知事に対し、公共的施設が整備基

準に適合していることを証する証票（次項において「適合証」という。）の交付を請求することができる。

- 2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

（維持保全等）

第19条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

- 2 何人も、障害者、高齢者等の通行の妨げになるような状態で歩道上に自転車、看板その他の物を置く等障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備された公共的施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

第2節 特定公共的施設の整備

（新築等の届出）

第20条 公共的施設で、その種類に応じて規則で定めるもの（以下「特定公共的施設」という。）の新築等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該特定公共的施設の新築等の内容を知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、その届け出た内容の変更（規則で定める場合を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その変更の内容を知事に届け出なければならない。

（指示）

第21条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による届出（以下単に「届出」という。）をした者に対し、当該特定公共的施設的设计及び施工に係る事項について必要な指示をすることができる。

- (1) 届出の内容が整備基準に照らして著しく不十分であるとき。
- (2) 工事の内容が届出の内容と異なるとき。

（報告の徴収及び立入調査）

第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、届出をした者（すべき者を含む。）に対し、当該特定公共的施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に当該特定公共的施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

- 2 前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（勧告）

第23条 知事は、特定公共的施設の新築等をしようとする者が届出を行わずに当該工事に着手したときは、その者に対し、届出を行うべきことを勧告することができる。

（公表）

第24条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名その他規則で定める事項を公表することが

できる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、静岡県行政手続条例（平成7年静岡県条例第35号）第3章第3節の規定の例により、当該事業者について、意見陳述のための手続を執らなければならない。

第3節 公共的施設以外の施設等の整備

（公共車両等の整備）

第25条 一般の旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶（以下この条において「公共車両等」という。）を所有し、又は管理する者は、その所有し、又は管理する公共車両等について、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

（公共工作物の整備）

第26条 交通信号機、案内標識、バスの停留所、公衆電話所等公共の用に供する工作物（以下この条において「公共工作物」という。）を所有し、又は管理する者は、その所有し、又は管理する公共工作物について、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

（住宅の整備）

第27条 県民は、その所有する住宅について、自らの高齢化等に対応し、将来にわたって安全かつ円滑に暮らすことのできるようその整備に努めるものとする。

- 2 住宅を供給する事業者は、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めるものとする。

第4章 雑 則

（国等に関する特例）

第28条 国、県、市町その他規則で定める者については、第16条及び前章第2節の規定は、適用しない。

- 2 知事は、国、市町その他規則で定める者が公共的施設の新築等をしようとする場合には、整備基準への適合その他必要な措置を講ずるよう要請を行うことができる。

（規則への委任）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に新築等の工事に着手している公共的施設については、既存施設とみなす。

附 則

この条例は、公布の日（平成19年3月20日）から施行する。

静岡県福祉のまちづくり条例施行規則

[平成8年1月12日 規則第1号]

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県福祉のまちづくり条例(平成7年静岡県条例第47号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的施設)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める施設は、別表第1の左欄に掲げる施設(建築基準法(昭和25年法律第201号)第3条第1項に規定する建築物及び文化財保護法(昭和25年法律第214号)第143条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第6号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。)とする。

(整備基準)

第3条 条例第14条第2項の規則で定める整備基準は、別表第2のとおりとする。

(公共的施設整備計画表)

第4条 条例第15条第2項又は第17条第1項の規定による整備基準への適合状況の把握は、様式第1号による公共的施設整備計画表により行うものとする。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第13条第1項又は第14条第1項の規定の適用を受ける公共的施設(以下「法適用施設」という。)にあつては、この限りでない。

(適合証の請求)

第5条 条例第18条第1項の規定による請求は、様式第2号による適合証交付請求書に公共的施設の種別に応じて別表第3に掲げる図書を添えて行わなければならない。ただし、第7条の特定公共的施設新築等届出書又は第8条の特定公共的施設新築等変更届出書を提出している場合は、当該届出書の副本をもって同表に掲げる図書に代えることができる。

(特定公共的施設)

第6条 条例第20条第1項の特定公共的施設は、別表第1の左欄に掲げる施設で、その新築等に係る規模等が同表の右欄に該当するもの(法適用施設を除く。)とする。

(新築等の届出)

第7条 条例第20条第1項の規定による届出は、当該特定公共的施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに、様式第3号による特定公共的施設新築等届出書に特定公共的施設の種別に応じて別表第3に掲げる図書を添えて行わなければならない。ただし、当該特定公共的施設の種別が建築物である場合において、特定公共的施設新築等届出書を建築基準法第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請書(以下「建築確認申請書」という。)と同時に提出し、かつ、条例第15条第1項本文に規定する措置の内容が当該建築確認申請書の添付図書に明示されているときは、同表に掲げる図書のうち付近見取図、配置図及び各階平面図を省略するこ

とができる。

(変更の届出)

第8条 条例第20条第2項の規定による届出は、様式第4号による特定公共的施設新築等変更届出書に特定公共的施設の種別に於いて別表第3に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添えて行わなければならない。

(届出の必要のない変更)

第9条 条例第20条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 整備基準に適合している部分を障害者、高齢者等がより安全かつ円滑に利用できるようにするための変更を行う場合
- (2) 工事着手予定年月日又は工事完了予定年月日について3月以内の変更を行う場合

(身分証明書)

第10条 条例第22条第2項の身分を示す証明書は、様式第5号によるものとする。

(公表する事項等)

第11条 条例第24条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第23条の規定による勧告を受けた者が個人である場合にあってはその者の住所、法人である場合にあってはその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地
 - (2) 条例第23条の規定による勧告の対象となった特定公共的施設の名称、所在地その他の知事が必要と認める事項
- 2 条例第24条第1項の規定による公表は、県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

(国等に準ずる者)

第12条 条例第28条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 地方公共団体の組合
- (2) 建築基準法第18条の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人
- (3) 土地開発公社

(書類の部数)

第13条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、第7条及び第8条に規定する書類にあっては正本1部及び副本1部、その他の書類にあっては1部とする。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月31日規則第40号)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の精神薄弱者福祉法施行細則及び静岡県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成11年9月28日規則第66号)

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第61号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際改正前の静岡県福祉のまちづくり条例施行規則の様式(以下「旧様式」という。)により提出されている請求書等は、改正後の静岡県福祉のまちづくり条例施行規則の相当する様式により提出された請求書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際旧様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成12年6月30日規則第109号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年1月5日規則第1号)

- 1 この規則は、平成13年1月6日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定及び様式により提出されている申請書等は、この規則による改正後のそれぞれの規則の相当する規定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(平成15年3月28日規則第22号抄)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月25日規則第2号)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行により新たに特定公共的施設に含まれることとなる建築物及び公共交通機関の施設に係る改正後の静岡県福祉のまちづくり条例施行規則第7条の届出については、同条中「当該特定公共的施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに」とあるのは「静岡県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(平成16年静岡県規則第2号)の施行の日以後速やかに」と読み替えるものとする。

附 則(平成16年12月28日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第33号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年10月1日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月19日規則第69号)

- 1 この規則は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)の施行の日(平成18年12月20日)から施行する。
- 2 法附則第4条第3項の規定により、法第14条第1項の規定が適用されない特別特定建築物(法第2条第17号の特別特定建築物をいう。)については、改正後の第4条の法適用施設

とみなす。

附 則(平成19年9月28日規則第50号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年9月30日から施行する。
(静岡県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第3条の規定による改正後の静岡県福祉のまちづくり条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第1の1の表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に静岡県福祉のまちづくり条例(平成7年静岡県条例第47号)第15条第1項に規定する新築等(以下「新築等」という。)の工事に着手する建築物に適用し、施行日前に新築等の工事に着手した建築物については、なお従前の例による。この場合において、施行日から施行日以後40日を経過した日までの間に新築等の工事に着手する建築物についての新規則第7条の規定の適用については、同条中「当該特定公共的施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに」とあるのは、「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(平成19年静岡県規則第50号)の施行の日後速やかに又は当該特定公共的施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに」とする。

附 則(平成19年9月28日規則第51号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成19年12月18日規則第61号)

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附 則(平成19年12月26日規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月30日規則第48号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成20年9月30日規則第49号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成23年9月30日規則第30号抄)

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第29号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第41号抄)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日規則第15号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月24日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第16号)

この規則は、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第1

条第5号に掲げる規定の施行の日(平成29年4月1日)から施行する。ただし、別表第1の1の表(1)の項、(13)の項ア(ア)及び(17)の項の改正は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年7月1日規則第4号)

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和5年2月3日規則第1号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の1の表(7)の項及び2の表並びに別表第2の改正並びに様式第1号(その1)の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条、第6条関係)

1 建築物

公共的施設		特定公共的施設
(1) 社会福祉施設	次に掲げる社会福祉施設その他これらに類する施設 ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設 イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設 ウ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム エ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設 オ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設 カ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第38条に規定する母子・父子福祉施設 キ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項に規定する保護施設 ク 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に規定する授産施設及び同条第3項第11号に規定する隣保事業の用に供する隣保館等の施設 ケ 売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する婦人保護施設	全てのもの
(2) 医療施設	医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所及び同法第2条に規定する助産所	公共的施設の用途に供する部分の床面積の合計(以下「用途面積」という。)が300平方メートル以上のもの
(3) 官公庁施設	国、地方公共団体又は第12条各号に掲げる者が設置する施設で不特定かつ多数の者の利用に供するもの(他の項に掲げる公共的施設を除く。)	全てのもの
(4) 教育施設	ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校	全てのもの
	イ 学校教育法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに類する施設	用途面積が500平方メートル以上のもの

(5) 文化施設	ア 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館その他これに類する施設 イ 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館、同法第31条第2項に規定する指定施設その他これらに類する施設	全てのもの
(6) 削除		
(7) 宿泊施設	旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の用に供される施設	用途面積が500平方メートル以上のもの
(8) 娯楽施設	ア 興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定する興行場 イ マージャン屋、ぱちんこ屋、ゲームセンター、カラオケボックスその他これらに類する遊技施設	用途面積が500平方メートル以上のもの
(9) 集会施設	集会場、公会堂その他これらに類する集会施設	全てのもの
(10) 展示施設	展示場	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
(11) スポーツ及びレクリエーション施設	体育館、ボウリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、ダンスホールその他これらに類する施設	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
(12) 環境衛生施設	ア 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場	用途面積が500平方メートル以上のもの
	イ 公衆便所 ウ 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条第7項に規定する火葬場	全てのもの
(13) 公益事業を営む店舗等	ア 次に掲げる公益事業を営む店舗 (ア) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業 (イ) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業 (ウ) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第2項に規定するガス小売事業 イ 社会福祉協議会、商工会議所、森林組合その他の公共的団体の事務所	用途面積が300平方メートル以上のもの
(14) 金融機関等の店舗	次に掲げる金融機関等の店舗 ア 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行 イ 長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)第2条に規定する長期信用銀行 ウ 日本銀行法(平成9年法律第89号)による日本銀行	用途面積が300平方メートル以上のもの

	<p>エ 信用金庫法(昭和26年法律第238号)による信用金庫</p> <p>オ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)による農業協同組合</p> <p>カ 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第2条に規定する水産業協同組合</p> <p>キ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第2号に掲げる信用協同組合</p> <p>ク 労働金庫法(昭和28年法律第227号)による労働金庫</p> <p>ケ 農林中央金庫法(平成13年法律第93号)による農林中央金庫</p> <p>コ 株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号)による株式会社商工組合中央金庫</p> <p>サ 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)による株式会社日本政策金融公庫</p> <p>シ 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第9項に規定する金融商品取引業者</p> <p>ス 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者</p>	
(15) 物品販売業を営む店舗	卸売市場又は百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	用途面積が500平方メートル以上のもの
(16) 飲食店等	飲食店、喫茶店、キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの	用途面積が500平方メートル以上のもの
(17) サービス業を営む店舗等	ア 日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)第2条第4項に規定する郵便局	全てのもの
	イ 簡易郵便局法(昭和24年法律第213号)第7条第1項に規定する委託業務を行う施設	
(18) 自動車車庫	ウ 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、旅行代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗	用途面積が500平方メートル以上のもの
	自動車の停留又は駐車のための施設(駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置のみを用いるもの(以下「機械式駐車場」という。))を除く。	用途面積が500平方メートル以上のもの
(19) 自動車教習所等	自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	用途面積が500平方メートル以上のもの
(20) 複合施設	(1)から(3)まで、(5)及び(7)から(19)までの項に掲げる施設のうち異なる項に属するものが2以上存する建築物の当該施設の用途に供する部分	用途面積が1,000平方メートル以上のもの
(21) 共同住宅等	1棟当たりの戸数が51戸以上の共同住宅又は1棟当たりの室数が51室以上の寄宿舎若しくは下宿	全てのもの

(22) 地下街等	ア 消防法(昭和23年法律第186号)第8条の2第1項に規定する地下街 イ 消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(16の3)項に掲げる建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの	全てのもの
(23) 事務所	事務所の用に供するもの	用途面積が2,000平方メートル以上のもの
(24) 工場	工場の用に供するもの	用途面積が2,000平方メートル以上のもの

2 公共交通機関の施設

公共的施設	特定公共的施設
法第2条第6号に規定する旅客施設(以下単に「旅客施設」という。)	全てのもの

3 道路

公共的施設	特定公共的施設
道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。)	全てのもの

4 公園等

公共的施設	特定公共的施設
(1) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園 (2) 児童福祉法第40条に規定する児童遊園 (3) 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地 (4) 博物館法第2条第1項に規定する博物館又は同法第31条第2項に規定する指定施設に該当する動物園又は植物園 (5) (1)から(4)までに掲げる公共的施設以外の公園、緑地、動物園、植物園、遊園地その他これらに類する施設で敷地面積が2,500平方メートル以上のもの	全てのもの

5 建築物以外の路外駐車場

公共的施設	特定公共的施設
駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場(機械式駐車場を除く。)	自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上のもの

別表第2（第3条関係）

1 建築物に関する整備基準

部 分	整 備 基 準
<p>(1) 廊下その他これに類するもの（以下「廊下等」という。）</p>	<p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 階段又は傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の上端に近接する部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるもの（以下「点状ブロック等」という。）を敷設すること。ただし、当該部分が次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 勾配が20分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(イ) 高さが16センチメートルを超えず、かつ、勾配が12分の1を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの</p> <p>(ウ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けるもの</p>
<p>(2) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）</p>	<p>ア 踊場を除き、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>オ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分が(1)の項イの(ウ)に該当するもの又は段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p> <p>カ 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。</p>
<p>(3) 傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）のうち階段に代わり、又はこれに併設するもの</p>	<p>ア 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p> <p>エ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、当該部分の上端に近接する踊場の部分が(1)の項イの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するもの又は傾斜がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。</p>
<p>(4) 便所</p>	<p>ア 1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に、車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することが</p>

	<p>できるものとして次に定める構造の便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）を1以上設けること。</p> <p>a 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>b 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に、車椅子使用者用便房であることを表示した標識を掲示すること。</p> <p>イ 男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置き式の小便器その他これに類する小便器を1以上設けること。</p>
(5) 敷地内の通路	<p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 段がある部分は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 手すりを設けること。</p> <p>(イ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(ウ) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 勾配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。</p> <p>(イ) その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。</p>
(6) 駐車場	<p>ア 機械式駐車場及び共同住宅等に設ける駐車場を除き、1以上の駐車場に、車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）を1以上設けること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 幅は、350センチメートル以上とする。</p> <p>(イ) 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設であることを表示すること。</p> <p>(ウ) (ア)の項アの(ウ)に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。</p>
(7) 障害者、高齢者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）	<p>ア 次に掲げる場合（地下街等に設ける場合を除く。）には、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める経路のうち1以上を、利用円滑化経路とすること。</p> <p>(ア) 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する居室（直接地上へ通ずる出入口のある階（(7)の項において「地上階」という。）又はその直上階若しくは直下階のみに居室がある建築物にあつては、地上階にあるものに限る。以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路</p> <p>(イ) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。(ウ)において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路</p> <p>(ウ) 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路</p>

- イ 利用円滑化経路は、次に掲げるものとする。
- (7) 当該利用円滑化経路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合は、この限りでない。
 - (イ) 当該利用円滑化経路を構成する出入口は、次に掲げるものとする。
 - a 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - (ウ) 当該利用円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。
 - a 幅は、120センチメートル以上とすること。
 - b 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
 - c 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - (エ) 当該利用円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、(3)の項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。
 - a 幅は、階段に代わるものにあつては120センチメートル以上、階段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
 - b 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
 - c 高さが75センチメートルを超えるものにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。
 - (オ) 当該利用円滑化経路を構成する昇降機（(カ)に定めるものを除く。(カ)において同じ。）及びその乗降ロビーは、次に掲げるものとする。
 - a 籠（人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）は、利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。
 - b 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。
 - c 籠の奥行きは、135センチメートル以上とすること。
 - d 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。
 - e 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。
 - f 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。
 - g 乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。
 - h 用途面積の合計が2,000平方メートル以上の建築物（教育施設、自動車教習所等、共同住宅等、事務所及び工場を除く。）の利用円滑化経路を構成する昇降機にあつては、aからcまで、e及びfに定めるもののほか、次に掲げるものとする。
 - (a) 籠の床面積は、1.83平方メートル以上とすること。
 - (b) 籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。

- i 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する昇降機及び乗降ロビーにあつては、a から h までに定めるもののほか、次に掲げるものとする。ただし、昇降機及び乗降ロビーが(1)の項イの(ウ)に該当するものである場合は、この限りでない。
 - (a) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - (b) 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあつては、当該その他の位置に設けるものに限る。）は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
 - (c) 籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
- (カ) 当該利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機は、車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして次に定める構造方法とすること。
 - a エレベーターにあつては、次に掲げるものとする。
 - (a) 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1413号）第1第9号に規定するものとする。
 - (b) 籠の床面積は、0.84平方メートル以上とすること。
 - (c) 車椅子使用者が籠内で方向を変更する必要がある場合にあつては、籠の床面積が十分に確保されていること。
 - b エスカレーターにあつては、次に掲げるものとする。
 - (a) 2枚以上の踏段を同一の面に保ちながら昇降させることができ、かつ、当該運転時の定格速度が30メートル以下であること。
 - (b) 2枚以上の踏段を同一の面とした先端の部分に車止めを設けること。
- (キ) 当該利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(5)の項に定めるもののほか、次に掲げるものとする。
 - a 幅は、120センチメートル以上とすること。
 - b 50メートル以内ごとに車椅子の転回に支障がない場所を設けること。
 - c 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
 - d 傾斜路は、次に掲げるものとする。
 - (a) 幅は、段に代わるものにあつては120センチメートル以上、段に併設するものにあつては90センチメートル以上とすること。
 - (b) 勾配は、12分の1を超えないこと。ただし、高さが16センチメートル以下のものにあつては、8分の1を超えないこと。
 - (c) 高さが75センチメートルを超えるもの（勾配が20分の1を超えるものに限る。）にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅が150センチメートル以上の踊場を設けること。

	<p>ウ アの(7)に定める経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性によりイの(キ)の規定によることが困難である場合におけるア及びイの規定の適用については、アの(7)中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。</p>
<p>(8) 案内設備までの経路</p>	<p>ア 建築物又はその敷地に当該建築物の案内設備を設ける場合は、道等から案内設備までの経路（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）のうち1以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。）とすること。ただし、道等から案内設備までの経路が(1)の項イの(ウ)に該当するもの又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路がイに定める基準に適合するものである場合は、この限りでない。</p> <p>イ 視覚障害者利用円滑化経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(7) 当該視覚障害者利用円滑化経路に、線状ブロック等（視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等を適切に組み合わせたもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。</p> <p>(イ) 当該視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>a 車路に近接する部分</p> <p>b 段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（(1)の項イの(7)若しくは(イ)のいずれかに該当するもの又は段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等の部分を除く。）</p>
<p>(9) レジ通路及び公共的施設の改札口</p>	<p>ア 物品販売業を営む店舗等のレジ通路のうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>(7) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。</p> <p>イ 公共的施設の入場料金等を徴収するための改札口のうち1以上は、アに定めるものとする。</p>

2 公共交通機関の施設に関する整備基準

部 分	整 備 基 準
<p>(1) 障害者、高齢者等が円滑に通 行できる経路 (以下「移動円 滑化経路」とい う。)</p>	<p>ア 公共用通路（旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と車両等（条例第25条に規定する公共車両等及び航空機をいう。以下同じ。）の乗降口との間の経路のうち乗降場ごとに1以上を移動円滑化経路とすること。</p> <p>イ 移動円滑化経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設けることが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設けることが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。</p> <p>ウ 移動円滑化経路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(7) 当該移動円滑化経路と公共用通路の出入口は、次に掲げるものとする。</p> <p>a 幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>b 戸を設ける場合には、aに定める構造とし、かつ、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>c 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(4) 当該移動円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>a 幅は、140センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、末端の付近の広さを車椅子の転回に支障がないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>b 戸を設ける場合には、(7)のaに定める構造とし、かつ、自動的に開閉する構造その他の障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>c 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(7) 当該移動円滑化経路を構成する傾斜路は、1の表(7)の項イの(エ)のaからcまでに定める構造とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。</p> <p>(エ) 当該移動円滑化経路を構成するエレベーターは、次に掲げるものとする。</p> <p>a 籠及び昇降路の出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 籠の幅は140センチメートル以上とし、奥行きは135センチメートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの（開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置を設けているものに限る。）については、この限りでない。</p> <p>c 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するた</p>

	<p>めの鏡を設けること。ただし、bのただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>d 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。</p> <p>e 籠内に手すりを設けること。</p> <p>f 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとすること。</p> <p>g 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>h 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>i 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。</p> <p>j 籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置のうちそれぞれ1以上は、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。</p> <p>k 乗降ロビーの幅及び奥行きは、150センチメートル以上とすること。</p> <p>l 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けている場合又は当該エレベーターの停止する階が2のみである場合は、この限りでない。</p> <p>(カ) 当該移動円滑化経路を構成するエスカレーターは、次に掲げるものとする。ただし、e及びfについては、複数のエスカレーターを隣接した位置に設ける場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。</p> <p>a 踏段の表面及びびくし板は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>b 昇降口において、3枚以上の踏段が同一平面上にあること。</p> <p>c 踏段の端部とその周囲の部分及びびくし板の端部と踏段の色の明度の差が大きいこと等により踏段相互及びびくし板と踏段との境界を容易に識別できるものとする。</p> <p>d エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等にエスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でない場合は、この限りでない。</p> <p>e 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>f 踏段の面は、車椅子使用者の円滑な昇降に必要な広さとすることができる構造とし、かつ、車止めを設けること。</p> <p>(キ) 当該移動円滑化経路を構成する改札口のうち1以上の幅は、80センチメートル以上とすること。</p>
<p>(2) 通路その他これに類するもの (以下「通路</p>	<p>ア 通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(7) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(イ) 段を設ける場合は、踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きい</p>

<p>等」 という。)</p>	<p>こと等により段を容易に識別でき、かつ、段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>イ 階段は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>(ウ) 回り段がないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(エ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(オ) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。</p> <p>(カ) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。</p> <p>(キ) 階段の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 傾斜路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 手すりを両側に設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(ウ) 傾斜路の両側には、立ち上がり部を設けること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>エ 通路等であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>オ エの規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された通路等と(1)の項ウの(エ)のjの基準に適合する乗降ロビーに設ける制御装置、(5)の項エの規定により設ける設備（音によるものを除く。）、便所の出入口及び(4)の項の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路等には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。ただし、エのただし書に規定する場合は、この限りでない。</p> <p>カ 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設すること。</p>
<p>(3) 便所</p>	<p>ア 出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p> <p>イ 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>ウ 男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器その他これに類する小便器を</p>

	<p>1以上設けること。</p> <p>エ ウの規定により設ける小便器には手すりを設けること。</p> <p>オ 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する便所（便房を含む。以下同じ。）を1以上設けること。</p> <p>カ 移動円滑化経路とオに規定する便所との間の経路における通路のうち1以上は(1)の項ウの(イ)のaからcまでに掲げるものとする。</p> <p>キ オに規定する便所は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(ウ) 出入口には、障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造であることを表示する標識を設けること。</p> <p>(エ) 出入口に戸を設ける場合には、幅は80センチメートル以上とし、かつ、障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(オ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。</p> <p>(カ) 便房には、腰掛便座、手すり及び障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。</p>
<p>(4) 乗車券等販売所、待合所及び案内所</p>	<p>ア 乗車券等販売所のうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 移動円滑化経路と乗車券等販売所との間の経路における通路のうち1以上は、(1)の項ウの(イ)のaからcまでに掲げるものとする。</p> <p>(イ) 出入口のうち1以上は、次に掲げるものとする。</p> <p>a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>c 戸を設ける場合には、幅は80センチメートル以上とし、かつ、障害者、高齢者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(ウ) カウンターを設ける場合には、そのうち1以上は車椅子使用者の円滑な利用に適した構造とすること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>イ 待合所及び案内所のうちそれぞれ1以上は、アに定める構造に準ずるものとする。</p>
<p>(5) 案内設備</p>	<p>ア 車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>イ 昇降機、便所又は乗車券等販売所（以下「移動円滑化のための主要な設備」という。）の付近には、移動円滑化のための主要な設備があることを表示する標識を設けること。</p> <p>ウ 公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入</p>

	<p>口又は改札口。エにおいて同じ。)の付近には、移動円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、移動円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>エ 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</p>
(6) 券売機及び休憩設備	<p>ア 乗車券等販売所の券売機のうち1以上は、障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造のものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口を設置している場合は、この限りでない。</p> <p>イ 障害者、高齢者等の休憩の用に供する休憩設備を1以上設けること。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</p>
(7) 乗降場	<p>ア 鉄道駅のプラットホームは、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものとする。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。</p> <p>(イ) プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らであること。</p> <p>(ウ) プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の乗降を円滑にするための設備を1以上備えること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(エ) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(オ) ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロック等その他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設けること。</p> <p>(カ) プラットホームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵を設けること。ただし、当該端部に階段を設置している場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</p> <p>(キ) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合及びホームドア又は可動式ホーム柵を設けた場合は、この限りでない。</p> <p>イ 軌道停留場のプラットホームは、アに定める構造に準ずるものとする。</p> <p>ウ バスターミナルの乗降場は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(イ) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車の用に供する場所(以下「自動車用場所」という。)に接する部分には、柵、点状ブロック等その他の視覚障害者の自動車用場所への進入を防止するための設備を設けること。</p> <p>(ウ) 当該乗降場に接して停留する自動車に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造</p>

	<p>とすること。</p> <p>エ 旅客船ターミナルにおいて船舶に乗降するためのタラップその他の設備は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 手すりを設けること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(ウ) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>オ 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋は、次に掲げるものとする。ただし、(イ)及び(ウ)については、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 勾配は、12分の1以下とすること。</p> <p>(ウ) 手すりを設けること。</p> <p>(エ) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p>
--	---

3 道路に関する整備基準

部 分	整 備 基 準
(1) 歩道	<p>ア 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 勾配は、車椅子使用者の通行に支障のないものとする。</p> <p>エ 巻き込み部分及び横断歩道と接する部分には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>オ 旅客施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道その他の視覚障害者の歩行が多い歩道には、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>カ 横断歩道、バスの停留所等に接する歩道には、必要に応じて歩行者等の滞留の用に供する部分を設けること。</p>
(2) 横断歩道橋及び地下横断歩道	<p>階段及び傾斜路には、手すりを設けること。</p>

4 公園等に関する整備基準

部 分	整 備 基 準
(1) 出入口及び改札口	<p>ア 1以上の出入口は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (イ) 幅は、120センチメートル以上とする。 (ロ) 縦断勾配は、8パーセント以下とする。 (ハ) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 (ニ) 車止め柵を設ける場合には、有効幅員を90センチメートル以上とする。 <p>イ 1以上の改札口は、1の表(9)の項アに定める構造に準じたものとする。</p>
(2) 園路	<p>主要な園路のうち、1以上の園路は、(1)の項に定める構造の出入口又は改札口に接するものとし、かつ、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 (イ) 幅員は、120センチメートル以上とする。 (ロ) 縦断勾配は、8パーセント以下とし、かつ、横断勾配は、水勾配程度とすること。 (ハ) 4パーセント以上の縦断勾配が50メートル以上続く場合は、途中に150センチメートル以上の水平な部分を設ける。 (ニ) 縁石を切り下げる場合には、切下げ部分の幅員は120センチメートル以上、すりつけ勾配は8パーセント以下とし、かつ、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。 (ホ) 園路を横断する排水溝の蓋は、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込まないものとする。 (ヘ) 階段を設ける場合には、当該階段は、(ロ)に定める構造の傾斜路を併設し、かつ、次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 幅は、120センチメートル以上とする。 b 手すりを設ける。 c 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 d 高低差が250センチメートルを超える場合は、高低差250センチメートル以内ごとに踏幅120センチメートル以上の踊場を設ける。 e 段がある部分の上端に近接する園路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。 (ヘ) (ヘ)の階段に併設する傾斜路は、次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> a 幅は、90センチメートル以上とする。 b 傾斜路の縦断勾配は、8パーセント以下とする。 c 高低差が75センチメートルを超える場合は、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設ける。 d 手すりを設ける。 e 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。 f 傾斜がある部分の上端に近接する園路及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。

(3) 駐車場	<p>ア 機械式駐車場を除き、車椅子利用者用駐車施設を設けること。</p> <p>イ 車椅子利用者用駐車施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 出入口又は改札口に通ずる位置で、かつ、当該出入口又は改札口との間の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(イ) 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>(ウ) 車椅子利用者用駐車施設又はその付近に、車椅子利用者用駐車施設であることを表示すること。</p>
(4) 案内表示及び案内表示からの経路	<p>障害者、高齢者等に配慮した案内表示を行い、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>

5 建築物以外の路外駐車場に関する整備基準

部 分	整 備 基 準
(1) 出入口	<p>1 以上の出入口は、1 の表(9)の項アに定める構造に準じたものとする。</p>
(2) 駐車場	<p>ア 車椅子利用者用駐車施設を設けること。</p> <p>イ 車椅子利用者用駐車施設は、4 の表(3)の項イに定める構造に準じたものとする。</p> <p>ウ (1)の項に定める構造の出入口から当該車椅子利用者用駐車施設へ至る通路は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(ウ) 高低差がある場合は、傾斜路又は1 の表(7)の項イの(カ)の a に定める構造の昇降機を設けること。</p> <p>(エ) (ウ)に定める傾斜路は、1 の表(3)の項アからウまで及び同表(7)の項イの(イ)の a から c までに定める構造に準じたものとする。</p>

別表第3（第5条、第7条、第8条関係）

種 類	添 付 図 書	明 示 す べ き 事 項
建 築 物	公共的施設整備計画表 （建築物）	整備内容及び適合状況
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法
公 共 交 通 機 関 の 施 設	公共的施設整備計画表 （公共交通機関の施設）	整備内容及び適合状況
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における改札口、乗降場、通路その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに改札口、乗降場、通路、階段、昇降機、車いす使用者用便房その他の主要部分の位置及び寸法
道 路	公共的施設整備計画表 （道路）	整備内容及び適合状況
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	平面図	縮尺、方位、道路の位置及び幅員並びに整備に係る箇所的位置、寸法及び土地の高低
公 園 等	公共的施設整備計画表 （公園等）	整備内容及び適合状況
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における出入口、園路、駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
建 築 物 以 外 の 路 外 駐 車 場	公共的施設整備計画表 （建築物以外の路外駐車場）	整備内容及び適合状況
	付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員

様式第1号（その1）（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

公共的施設整備計画表（建築物）

建築物の棟の名称		用 途			
工 事 種 別		階 数			
新築・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替		地上 階/地下 階			
階 別	階 別 の 用 途	公共的施設の用途に供する部分の床面積		公共的施設の用途に供する部分以外の床面積	合 計
		新築等の部分	既存部分		
階		m ²	m ²	/	/
階		m ²	m ²		
階		m ²	m ²		
階		m ²	m ²		
階		m ²	m ²		
合 計		m ²	m ²	m ²	m ²

1 廊下等

整備基準	内 容	適合状況	※摘要
粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料		
階段又は傾斜路の上端に近接する部分への点状ブロック等の敷設			

2 階段

整備基準	内 容	適合状況	※摘要
手すりの設置			
粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料		
識別しやすい段			
つまずきにくい段			
段がある部分の上端に近接する踊場部分への点状ブロック等の敷設			
主たる階段としての回り階段の設置の禁止			

3 傾斜路

整備基準	内 容	適合状況	※摘要
手すりの設置			
粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料		
識別しやすい傾斜路			
傾斜がある部分の上端に近接する踊場部分への点状ブロック等の敷設			

4 便所

整備基準		内 容		適合状況	※摘要
		男子用便所又は男女兼用便所	女子用便所		
1以上の便所	車椅子使用者用便所の設置	か所	か所		
	車椅子使用者用便所の構造				
	腰掛便座、手すり等の適切な配置 十分な空間の確保				
	出入口又はその付近への車椅子使用者用便所の設置標識の掲示				
男子用小便器のある1以上の便所への床置き式小便器の設置		か所			

5 敷地内の通路

整備基準	内 容	適合状況	※摘要
粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料		

段	手すりの設置			
	識別しやすい段			
	つまずきにくい段			
傾斜路	手すりの設置			
	識別しやすい傾斜路			

6 駐車場

整備基準		内容	適合状況	※摘要
1以上の車椅子使用者用駐車施設の設置		か所		
車椅子使用者用駐車施設	幅350cm以上	幅 cm		
	当該駐車施設又はその付近への車椅子使用者用駐車施設の設置の表示			
	設置の位置（利用居室までの経路ができるだけ短くなる位置）			

7 利用円滑化経路

整備基準		内容	適合状況	※摘要
1以上の利用円滑化経路の設置	道等から利用居室	か所		
	利用居室から車椅子使用者用便房	か所		
	車椅子使用者用駐車施設から利用居室	か所		
階段又は段	設置の禁止			
出入口	幅 80 cm以上	幅 cm		
	戸 自動開閉式その他の車椅子使用者が容易に通過可能な構造かつ前後に高低差がないこと	自動・引戸・開戸・()		
廊下等	幅 120cm 以上	幅 cm		
	50m 以内ごとに車椅子転回用空間の確保 戸 自動開閉式その他の車椅子使用者が容易に通過可能な構造かつ前後に高低差がないこと	自動・引戸・開戸・()		
傾斜路	幅 120cm（階段併設の場合 90cm）以上	幅 cm		
	勾配1/12（高さ16cm以下の場合1/8）以下 高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	高低差 cmごと 踏幅 cm		
昇降機	籠停止階 利用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある階及び地上階			
	籠及び昇降路の出入口 幅80cm以上	幅 cm		
	籠 奥行き135cm以上	奥行き cm		
	乗降ロビー 高低差がなく幅及び奥行き150cm以上 昇降方向表示装置の設置	幅 cm 奥行き cm		
	籠内及び乗降ロビー 車椅子使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置			
	籠内 停止予定階及び現在位置表示装置の設置			
	2,000㎡以上の建築物の籠 床面積1.83㎡以上 車椅子転回に支障のない構造	床面積 m ²		
主に視覚障害者が利用する場合	籠内 到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置			
	籠内及び乗降ロビー 視覚障害者が円滑に操作することができる制御装置の設置			
	籠内又は乗降ロビー 昇降方向を音声により知らせる装置の設置			
特殊な構造又は使用形態の昇降機	エレベーター 平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定する段差解消機 籠 床面積0.84㎡以上	床面積 m ²		
	籠内 十分な床面積の確保（車椅子の方向を変更する必要がある場合）			
	エスカレーター 2枚以上の踏段の同一平面保持かつ定格速度30m以下 同一平面とした2枚以上の踏段の先端への車止めの設置			
敷地内の	幅120cm以上	幅 cm		

通路	50m以内ごとに車椅子転回用空間の確保					
	戸 自動開閉式その他の車椅子使用者が容易に通過可能な構造かつ前後に高低差がないこと		自動・引戸・開戸・()			
	傾斜路	幅120cm(階段併設の場合90cm)以上	幅	cm		
		勾配1/12(高さ16cm以下の場合1/8)以下				
	高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置		高低差	cmごと		
			踏幅	cm		

8 案内設備までの経路

整備基準		内 容	適合状況	※摘要
1以上の視覚障害者利用円滑化経路の設置				
視覚障害者利用円滑化経路	視覚障害者誘導用ブロックの敷設又は音声等誘導設備の設置	か所		
	車路に近接する部分への点状ブロック等の敷設			
	段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分への点状ブロック等の敷設			

9 レジ通路及び公共的施設の改札口

整備基準		内 容	適合状況	※摘要
1以上のレジ通路及び公共的施設の改札口	幅80cm以上	幅	cm	
	車椅子使用者が容易に通過可能な構造の戸	自動・引戸・開戸・()		
	車椅子使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止			

備考

- 公共的施設である建築物が複数棟ある場合は、棟ごとに作成してください。
- 内容欄は、公共的施設の整備内容について記入してください。
- 適合状況欄は、次により記入してください。
 - …整備基準に適合しているとき。
 - ×…整備基準に適合していないとき。
 - △…整備基準に適合していないが、条例第15条第1項ただし書に規定するやむを得ない理由があるとき。
 - ／…整備基準の適用がないとき。
- この公共的施設整備計画表を適合証交付請求書又は特定公共的施設新築等届出書の添付書類として作成する場合は、※印のある欄には記入しないでください。

様式第1号(その2) (第4条関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)

公共的施設整備計画表(公共交通機関の施設)

公共交通機関の施設の名称		用 途	
--------------	--	-----	--

1 移動円滑化経路

整 備 基 準		内 容	適合状況	※摘 要	
1以上の移動円滑化経路の設置	公共用通路から車両等の乗降口	か所			
	高低差がある場合の傾斜路又はエレベーター等の設置				
出入口	幅90cm(構造上やむを得ない場合80cm)以上	幅 cm			
	戸 幅90cm以上かつ自動開閉式その他の障害者、高齢者等が容易に通過可能な構造	幅 cm 自動・引戸・ 開戸・()			
	車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止				
通路	幅140cm(末端の付近及び50m以内ごとに車いす転回用の空間を確保する場合120cm)以上	幅 cm			
	戸 幅90cm以上かつ自動開閉式その他の障害者、高齢者等が容易に通過可能な構造	幅 cm 自動・引戸・ 開戸・()			
	車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止				
傾斜路	幅120cm(階段併設の場合90cm)以上	幅 cm			
	勾配1/12(高さ16cm以下の場合1/8)以下				
	高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	高低差 cm 踏幅 cm			
エレベーター	かご 幅140cm以上、奥行き135cm以上	幅 cm 奥行き cm			
	かご内	出入口確認のための鏡の設置			
		手すりの設置			
		停止予定階及び現在位置表示装置の設置			
		到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置			
	かご及び昇降路の出入口	幅80cm以上	幅 cm		
		戸 かが内が視覚的に確認できる構造			
		戸 開扉時間延長機能			
かご内及び乗降ロビー	車いす使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置 視覚障害者が円滑に操作することができる構造の制御装置の設置				
乗降ロビー	幅及び奥行き150cm以上	幅 cm 奥行き cm			
	昇降方向を音声により知らせる装置の設置				
エスカレーター	踏段及びくし板	滑りにくい仕上げ	仕上材料		
		境界線の容易な識別			
	昇降口の踏段 3枚以上同一平面				
	エスカレーターへの進入可否の表示				
幅80cm以上	幅 cm				
踏段 車いす使用者に必要な広さとすることができる構造かつ車止めの設置					
改札口	1以上の幅80cm以上	幅 cm			

2 通路等

整 備 基 準		内 容	適合状況	※摘 要
通路	粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料		
	段 識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造			
階段	両側への手すりの設置			

	手すりの端部付近への点字表示			
	回り段の設置の禁止			
	粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料		
	識別しやすい段			
	つまずきにくい段			
	両側への立ち上がり部の設置			
傾斜路	両側への手すりの設置			
	粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料		
	両側への立ち上がり部の設置			
公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成する通路等	視覚障害者誘導用ブロック又は音声等誘導設備の設置			
	左欄の通路等から右欄の設備までの経路への視覚障害者誘導用ブロックの設置	エレベーターの乗降ロビーの制御装置までの経路		
		案内設備までの経路		
		便所の出入口までの経路		
		乗車券等販売所までの経路		
階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等への点状ブロック等の設置				

3 便所

整備基準		内容		適合状況	※摘要
		男子用便所又は男女兼用便所	女子用便所		
視覚障害者用設備の設置					
粗面又は滑りにくい仕上げの表面		仕上材料	仕上材料		
1以上の床置き式小便器の設置及び当該小便器への手すりの設置					
1以上の通路	幅140cm（末端の付近及び50m以内ごとに車いす転回用の空間を確保する場合120cm）以上	幅 cm	幅 cm		
	戸幅90cm以上かつ自動開閉式その他の障害者、高齢者等が容易に通過可能な構造	幅 cm 自動・引戸・ 開戸・()	幅 cm 自動・引戸・ 開戸・()		
	車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止				
障害者、高齢者等が使用する1以上の便所	出入口	幅80cm以上	幅 cm	幅 cm	
		車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止			
		標識の設置			
	戸幅80cm以上かつ障害者、高齢者等が容易に通過可能な構造	幅 cm 自動・引戸・ 開戸・()	幅 cm 自動・引戸・ 開戸・()		
	車いす使用者が円滑に利用可能な十分な空間の確保				
便房 腰掛便座、手すり及び障害者、高齢者等の利用に適した水洗器具の設置					

4 乗車券等販売所、待合所及び案内所

整備基準		内容	適合状況	※摘要
1以上の乗車券等販売所	1以上の通路	幅140cm（末端の付近及び50m以内ごとに車いす転回用の空間を確保する場合120cm）以上	幅 cm	
		戸幅90cm以上かつ自動開閉式その他の障害者、高齢者等が容易に通過可能な構造	幅 cm 自動・引戸・ 開戸・()	
		車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止		
	1以上の出入口	幅80cm以上	幅 cm	
		車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止		
1以上のカウンター 車いす使用者の利用に適した構造				

1以上の待合所	1以上の通路	幅 140cm (末端の付近及び 50m以内ごとに車いす転回用の空間を確保する場合 120cm) 以上	幅	cm		
		戸 幅 90cm 以上かつ自動開閉式その他の障害者、高齢者等が容易に通過可能な構造	幅	cm		
		車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止				
	1以上の出入口	幅 80cm 以上	幅	cm		
		車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止				
		戸 幅 80 cm以上かつ障害者、高齢者等が容易に通過可能な構造	幅	cm		
1以上のカウンター 車いす使用者の利用に適した構造						
1以上の案内所	1以上の通路	幅 140cm (末端の付近及び 50m以内ごとに車いす転回用の空間を確保する場合 120cm) 以上	幅	cm		
		戸 幅 90cm 以上かつ自動開閉式その他の障害者、高齢者等が容易に通過可能な構造	幅	cm		
		車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止				
	1以上の出入口	幅 80cm 以上	幅	cm		
		車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止				
		戸 幅 80 cm以上かつ障害者、高齢者等が容易に通過可能な構造	幅	cm		
1以上のカウンター 車いす使用者の利用に適した構造						

5 案内設備

整備基準	内 容	適合状況	※摘 要
車両運行情報を表示するための設備及び音声により提供するための設備の設置			
移動円滑化のための主要な設備を表示する標識の設置			
移動円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板の設置			
視覚障害者用設備の設置	音・点字・ ()		

6 券売機及び休憩設備

整備基準	内 容	適合状況	※摘 要
1以上の券売機 障害者、高齢者等の円滑な利用に適した構造			
1以上の障害者、高齢者等の休憩設備の設置			

7 乗降場

	整備基準	内 容	適合状況	※摘 要
鉄道駅	プラットフォームと旅客用乗降口の床面の間隔の狭小化			
	プラットフォームと旅客用乗降口の床面の平面化			
	1以上の車いす使用者が円滑に乗降できる設備の設置			
	粗面又は滑りにくい仕上げの表面の床	仕上材料		
	視覚障害者転落防止設備の設置			
	プラットフォームの端部への転落防止柵の設置			
軌道停留場	列車の接近を文字等及び音声により警告する設備の設置			
	プラットフォームと旅客用乗降口の床面の間隔の狭小化			
	プラットフォームと旅客用乗降口の床面の平面化			
	1以上の車いす使用者が円滑に乗降できる設備の設置			
	粗面又は滑りにくい仕上げの表面の床	仕上材料		
	視覚障害者転落防止設備の設置			
バスターミ	プラットフォームの端部への転落防止柵の設置			
	車両の接近を文字等及び音声により警告する設備の設置			
	粗面又は滑りにくい仕上げの表面の床	仕上材料		

ナル	視覚障害者の自動車用場所への進入を防止するための設備の設置			
	車いす使用者が円滑に乗降できる構造			
旅客船ターミナルのタラップその他の設備	幅90cm以上	幅	cm	
	手すりの設置			
	粗面又は滑りにくい仕上げの表面の床	仕上材料		
航空旅客ターミナルの旅客搭乗橋	幅90cm以上	幅	cm	
	勾配1/12以下			
	手すりの設置			
	粗面又は滑りにくい仕上げの表面の床	仕上材料		

備考

- 1 内容欄は、公共的施設の整備内容について記入してください。
- 2 適合状況欄は、次により記入してください。
○…整備基準に適合しているとき。
×…整備基準に適合していないとき。
△…整備基準に適合していないが、条例第15条第1項ただし書に規定するやむを得ない理由があるとき。
／…整備基準の適用がないとき。
- 3 この公共的施設整備計画表を適合証交付請求書又は特定公共的施設新築等届出書の添付書類として作成する場合は、※印のある欄には記入しないでください。

公共的施設整備計画表(道路)

道路の名称		道路の延長	m
-------	--	-------	---

1 歩道

整備基準	内 容	適合状況	※摘 要
粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料		
幅員200cm以上	幅員 cm		
車いす使用者の通行に支障のない勾配	勾配 %		
巻き込み部分及び横断歩道に接する部分への車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止			
視覚障害者の歩行が多い歩道への必要に応じた視覚障害者誘導用ブロックの敷設			
横断歩道及びバスの停留場等に接する歩道への必要に応じた歩行者等の滞留の用に供する部分の設置			

2 横断歩道橋及び地下横断歩道

整備基準	内 容	適合状況	※摘 要
階段及び傾斜路への手すりの設置			

備考

- 1 内容欄は、公共的施設の整備内容について記入してください。
- 2 適合状況欄は、次により記入してください。
 ○…整備基準に適合しているとき。
 ×…整備基準に適合していないとき。
 △…整備基準に適合していないが、条例第15条第1項ただし書に規定するやむを得ない理由があるとき。
 /…整備基準の適用がないとき。
- 3 この公共的施設整備計画表を適合証交付請求書の添付書類として作成する場合は、※印のある欄には記入しないでください。

様式第1号（その4）（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

公共的施設整備計画表（公園等）

公園等の名称		敷地面積	m ²
公園等の種類	都市公園 ・ 児童遊園 ・ 緑地 ・ 博物館 ・ 動物園 ・ 植物園 ・ 遊園地 ・ その他()		

1 出入口及び改札口

整備基準		内容	適合状況	※摘要
1以上の出入口	粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料		
	幅120cm以上	幅 cm		
	縦断勾配8%以下	縦断勾配 %		
	車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止			
	車止め柵の有効幅員90cm以上	幅員 cm		
1以上の改札口	幅80cm以上	幅 cm		
	車いす使用者が容易に通過可能な構造の戸	自動・引戸・開戸・()		
	車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止			

2 園路

整備基準		内容	適合状況	※摘要	
主要な園路のうち1以上の園路	1に定める構造の出入口又は改札口への接続				
	粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料			
	幅員120cm以上	幅員 cm			
	縦断勾配8%以下、かつ、横断勾配は水勾配程度	縦断勾配 %			
	4%以上の縦断勾配が50m以上続く場合における途中への150cm以上の水平部分の設置	水平部分の長さ cm			
	縁石の切下げ部分	切下げ部分の幅員120cm以上	幅員 cm		
		すりつけ勾配8%以下	すりつけ勾配 %		
		車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止			
	つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない排水溝のふた				
	園路に設ける階段	階段に併設した傾斜路の設置			
		幅120cm以上	幅 cm		
		手すりの設置			
		粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料		
		高低差250cm以内ごとに踏幅120cm以上の踊場の設置	高低差 cmごと 踏幅 cm		
		段がある部分の上端に近接する部分への点状ブロック等の敷設			
階段に併設する傾斜路		幅90cm以上	幅 cm		
		縦断勾配8%以下	縦断勾配 %		
		高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	高低差 cmごと 踏幅 cm		
		手すりの設置			
粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料				
傾斜がある部分の上端に近接する部分への点状ブロック等の敷設					

3 駐車場

整備基準	内容	適合状況	※摘要
------	----	------	-----

車いす使用者用駐車施設の設置		か所		
車いす使用者用駐車施設	出入口又は改札口に近い位置への設置			
	幅350cm以上	幅	cm	
	当該駐車施設又はその付近への車いす使用者用駐車施設の設置の表示			

4 案内表示及び案内表示からの経路

整備基準	内容	適合状況	※摘要
障害者、高齢者等に配慮した案内表示			
必要に応じた視覚障害者誘導用ブロックの敷設			

備考

- 1 内容欄は、公共的施設の整備内容について記入してください。
- 2 適合状況欄は、次により記入してください。
 - …整備基準に適合しているとき。
 - ×…整備基準に適合していないとき。
 - △…整備基準に適合していないが、条例第15条第1項ただし書に規定するやむを得ない理由があるとき。
 - ／…整備基準の適用がないとき。
- 3 この公共的施設整備計画表を適合証交付請求書又は特定公共的施設新築等届出書の添付書類として作成する場合は、※印のある欄には記入しないでください。

様式第1号（その5）（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

公共的施設整備計画表（建築物以外の路外駐車場）

路外駐車場の名称	
面積及び駐車台数	駐車のために供する部分の面積 m ² 、駐車台数 台

1 出入口

整備基準		内容	適合状況	※摘要
1以上の出入口	幅80cm以上	幅 cm		
	車いす使用者が容易に通過可能な構造の戸	自動・引戸・開戸・()		
	車いす使用者が通過する際支障となる段の設置の禁止			

2 駐車場

整備基準		内容	適合状況	※摘要	
車いす使用者用駐車施設の設置		か所			
車いす使用者用駐車施設	出入口に近い位置への設置				
	幅350cm以上	幅 cm			
	当該駐車施設又はその付近への車いす使用者用駐車施設の設置の表示				
車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路	幅員120cm以上	幅員 cm			
	粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料			
	高低差がある場合の傾斜路又は車いす使用者用昇降機の設置	傾斜路・昇降機			
	傾斜路	手すりの設置			
		粗面又は滑りにくい仕上げの表面	仕上材料		
		識別しやすい傾斜路			
		幅120cm（階段併設の場合90cm）以上	幅 cm		
勾配1/12（高さ16cm以下の場合1/8）以下					
高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	高低差 cmごと 踏幅 cm				

備考

- 1 内容欄は、公共的施設の整備内容について記入してください。
- 2 適合状況欄は、次により記入してください。
 - …整備基準に適合しているとき。
 - ×…整備基準に適合していないとき。
 - △…整備基準に適合していないが、条例第15条第1項ただし書に規定するやむを得ない理由があるとき。
 - ／…整備基準の適用がないとき。
- 3 この公共的施設整備計画表を適合証交付請求書又は特定公共的施設新築等届出書の添付書類として作成する場合は、※印のある欄には記入しないでください。

適合証交付請求書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

請求者 住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕
電話番号

静岡県福祉のまちづくり条例第18条第1項の規定により、適合証の交付を請求します。

1 公共的施設の概要

(1) 名 称			
(2) 所 在 地			
(3) 特定公共的施設新築等届出書			
ア 受付番号	第	号	
イ 受付年月日	年	月	日
(4) 種 類	建築物・公共交通機関の施設・道路・公園等・路外駐車場		
(5) 主要用途			
(6) 工事種別			
ア 建築物	新築・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替え		
イ 建築物以外	新設・その他()		
(7) 規 模 等			
ア 建築物	新築等の部分	既存部分	合計
公共的施設の用途に供する部分の床面積	(m ²)	(m ²)	(m ²)
公共的施設の用途に供する部分以外の床面積			(m ²)
合計(延べ面積)			(m ²)
共同住宅の戸数			(戸)
イ 公共交通機関の施設	(1日当たりの平均乗降客数		人)
ウ 道 路		(延長	m)
エ 公 園 等		(敷地面積	m ²)
オ 路外駐車場	(駐車のに供する部分の面積		m ²)
(8) 工事完了年月日	年	月	日

2 代理者(設計者等)の連絡先

- (1) 資 格
(2) 氏 名
(3) 事務所の名称
(4) 所 在 地 〒
(5) 電 話 番 号

※受付欄	※決裁欄	※適合証交付欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員印		係員印

(裏面)

備考

- 1 必要事項を記入し、又は該当事項を○で囲んでください。
- 2 1の(3)には、特定公共的施設新築等届出書を提出していない場合は、記入の必要はありません。
- 3 ※印のある欄には、記入しないでください。
- 4 公共的施設の種別に応じて、次の表に掲げる図書を添付してください。ただし、特定公共的施設新築等届出書又は特定公共的施設新築等変更届出書を提出している場合は、当該届出書の副本をもってこれらの図書に代えることができます。

(1) 建築物

図書の種類	明示すべき事項
公共的施設整備計画表(建築物)	整備内容及び適合状況
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法

(2) 公共交通機関の施設

図書の種類	明示すべき事項
公共的施設整備計画表(公共交通機関の施設)	整備内容及び適合状況
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における改札口、乗降場、通路その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに改札口、乗降場、通路、階段、昇降機、車いす使用者用便房その他の主要部分の位置及び寸法

(3) 道路

図書の種類	明示すべき事項
公共的施設整備計画表(道路)	整備内容及び適合状況
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
平面図	縮尺、方位、道路の位置及び幅員並びに整備に係る箇所の位置、寸法及び土地の高低

(4) 公園等

図書の種類	明示すべき事項
公共的施設整備計画表(公園等)	整備内容及び適合状況
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における出入口、園路、駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員

(5) 建築物以外の路外駐車場

図書の種類	明示すべき事項
公共的施設整備計画表(建築物以外の路外駐車場)	整備内容及び適合状況
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員

特定公共的施設新築等届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住所〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
氏名〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕
電話番号

静岡県福祉のまちづくり条例第20条第1項の規定により、特定公共的施設の新築等の内容を届け出ます。

1 特定公共的施設の概要

(1) 名 称

(2) 所在地

(3) 種 類 建築物・公共交通機関の施設・公園等・路外駐車場

(4) 主要用途

(5) 工事種別

ア 建築物 新築・増築・改築・用途の変更・大規模の修繕・大規模の模様替え
イ 建築物以外 新設・その他()

(6) 規模等

ア 建築物	新築等の部分	既存部分	合計
公共的施設の用途に供する部分の床面積	(m ²)	(m ²)	(m ²)
公共的施設の用途に供する部分以外の床面積			(m ²)
合計(延べ面積)			(m ²)
共同住宅の戸数			(戸)
イ 公共交通機関の施設	(1日当たりの平均乗降客数		人)
ウ 公園等		(敷地面積	m ²)
エ 路外駐車場	(駐車のために供する部分の面積		m ²)

(7) 工事着手予定年月日 年 月 日

(8) 工事完了予定年月日 年 月 日

2 代理者(設計者等)の連絡先

- (1) 資 格
(2) 氏 名
(3) 事務所の名称
(4) 所 在 地 〒
(5) 電 話 番 号

※受付欄	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

(裏面)

備考

- 1 必要事項を記入し、又は該当事項を○で囲んでください。
- 2 ※印のある欄には、記入しないでください。
- 3 特定公共的施設の種類に応じて、次の表に掲げる図書を添付してください。ただし、特定公共的施設の種類が建築物である場合において、この届出書を建築確認申請書と同時に提出し、かつ、条例第15条第1項本文に規定する措置の内容が当該建築確認申請書の添付図書に明示されているときは、付近見取図、配置図及び各階平面図を省略することができます。

(1) 建築物

図書の種類	明示すべき事項
公共的施設整備計画表 (建築物)	整備内容及び適合状況
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに出入口、駐車場その他の主要部分の位置及び寸法

(2) 公共交通機関の施設

図書の種類	明示すべき事項
公共的施設整備計画表 (公共交通機関の施設)	整備内容及び適合状況
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における改札口、乗降場、通路その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低並びに改札口、乗降場、通路、階段、昇降機、車いす使用者用便房その他の主要部分の位置及び寸法

(3) 公園等

図書の種類	明示すべき事項
公共的施設整備計画表(公園等)	整備内容及び適合状況
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、敷地内における出入口、園路、駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員

(4) 建築物以外の路外駐車場

図書の種類	明示すべき事項
公共的施設整備計画表 (建築物以外の路外駐車場)	整備内容及び適合状況
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地内における出入口、通路、駐車場その他の主要施設の位置及び寸法並びに敷地に接する道の位置及び幅員

特定公共的施設新築等変更届出書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

届出者 住所〔法人にあつては、その主たる事務所の所在地〕
 氏名〔法人にあつては、その名称及び代表者の氏名〕
 電話番号

静岡県福祉のまちづくり条例第20条第2項の規定により、先に届け出た特定公共的施設の新築等の内容について次のとおり変更したいので届け出ます。

1 特定公共的施設新築等届出書

(1) 受付番号 第 号
 (2) 受付年月日 年 月 日

2 変更の内容

3 代理者（設計者等）の連絡先

(1) 資 格
 (2) 氏 名
 (3) 事務所の名称
 (4) 所 在 地 〒
 (5) 電 話 番 号

※受付欄	※決裁欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

備考

- 1 変更の内容を記載した図書を添付してください。
- 2 ※印のある欄には、記入しないでください。

(表面)

第	号
身 分 証 明 書	
所 属	
職 名	
氏 名	
生年月日	
上記の者は、静岡県福祉のまちづくり条例第22条第1項の規定による 立入調査又は質問をする職員であることを証明する。	
年 月 日交付	
静岡県知事 氏 名 	

(裏面)

静岡県福祉のまちづくり条例抜すい
(報告の徴収及び立入調査)
第22条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、届出をした者(すべき者を含む。)に対し、当該特定公共的施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に当該特定公共的施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。
2 前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを掲示しなければならない。

静岡県福祉のまちづくり条例 適合証交付制度のあらまし

静岡県福祉のまちづくり条例に定める整備基準に適合するよう建築物等を整備した場合には、「適合証」の交付を請求することができます。

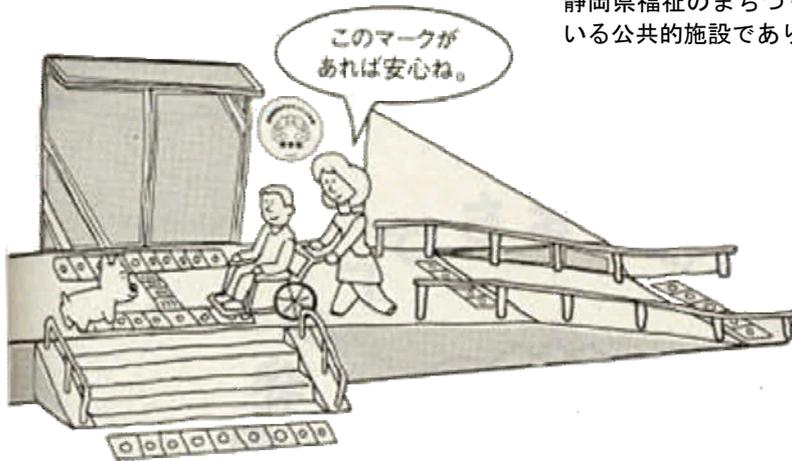
「適合証」は、障害者や高齢者をはじめ、全ての人が安全で利用しやすいように配慮された施設であることの^{あかし}証となるものです。

県ではこの「適合証」が街中のいたるところで見られるようなだれもが住みよい福祉のまちづくりを、県民、事業者の皆さんと協力して推進していきます。

対象施設

静岡県福祉のまちづくり条例に定める整備基準を満たしている公共的施設であり、新設・既設を問いません。

- 公共的施設とは；
不特定多数の人が利用する建築物、駅舎、道路、公園、路外駐車場等です。
- 整備基準とは；
障害者や高齢者を含む全ての人が公共的施設を安全で円滑に利用することができるための施設整備の基準で、出入口、廊下、階段、便所、エレベーター、敷地内の通路、駐車場の仕様等を定めています。



申請方法

「適合証」の交付を受けたい場合は、「適合証交付請求書」を市町の窓口へ提出してください。

交付請求にあたっては、事前に公共的施設整備計画表（チェックリスト）により整備基準への適合状況を把握されることをお勧めします。

請求用紙及び公共的施設整備計画表は、県地域福祉課ホームページに掲載しています。

標示方法

「適合証」は、大勢の人が利用する出入口などのわかりやすい位置に標示してください。

申請から交付までの流れ



問い合わせ

静岡県健康福祉部地域福祉課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 TEL. 054-221-3525

みんなにやさしいマークです。

体に障害のある方やお年寄りなど、すべての人が安心して利用できる施設のマークができました。このマークのついている施設は、みんなにやさしい施設です。



問い合わせ先／静岡県健康福祉部地域福祉課 TEL. 054-221-3525

静岡県福祉のまちづくり
条例に関する事務の手引
逐条解説

令和5年4月発行

静岡県健康福祉部地域福祉課
静岡県くらし・環境部建築確認検査室
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
電話番号 054-221-3525
E-mail : chifuku@pref.shizuoka.lg.jp

